02－R 003

情報処理技術の応用に関する調査研究

オンラインネットワークによる
地域産業政策コンサルティングシステムに関する
調査研究報告書

平 成 3 年 3 月

財団法人 日本情報処理開発協会
財団法人 人工知能研究振興財団
株式会社 メイテック

この報告書は、日本自転車振興会からの競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて平成二年度に実施した「情報処理技術の応用に関する調査研究」の成果をとりまとめたものであります。

はじめに

高度情報化社会の円滑な実現のためには、地域間の情報化格差を是正しつつ、全国的にバランスのとれた情報化を図ることが不可欠となっている。そのため、各所において情報基盤の整備、情報利用の高度化が促進されている。

財団法人日本情報処理開発協会は、昭和５４年度から昭和５８年度の５カ年にわたり、地域情報拠点の育成事業を実施し、地域データの整備、クリアリンク機能の形成、データ交換利用を中心に地域情報化の基盤整備を推進してきた。昭和５９年度から昭和６０年度の３カ年にわたり、地域活性化と情報の有効利用を目的に、地域内オンライン・ネットワークによる情報流通システムに関する調査研究事業を実施し、地域内情報流通システムのビジョンの作成を行った。また、昭和６２年度から平成元年度の３カ年にわたり、地域の実態に即したかたちでニーズに対応した情報利用の高度化を図ることを目的に、情報処理の応用に関する調査研究を実施し、中部地域をモデル地域とした「オンラインデータベースの統合検索技術に関する調査研究」および九州地域をモデルとした「マルチメディアに対応した地域開発支援型情報システムに関する調査研究」を行った。

この間における情報化の進展は目覚ましく、データベースの構築やサービス化の進展、データ通信技術の向上、人工知能技術の実用化、情報利用の裾野の拡大、法制度問題の審議など、産業社会から国民生活に至るまで情報及び情報処理に対するニーズが大幅に拡大してきている。また、地域においても産業、社会、生活のあらゆる分野で情報化が進展してきている。しかしながら、各地域それぞれのニーズへの対応という点では、必ずしも充分な状況とはいえないことも事実である。

こうした状況を踏まえ、当協会では平成２年度から３カ年計画で地域ニーズに対応した情報利用の高度化を図ることを目的に「情報処理技術の応用に関する調査研究」事業を実施することとした。本事業は、中部地域においては「オンラインネットワークによる地域産業政策コンサルティングシステムに関する調査研究」、近畿地域においては「地域経済予測サポートシステムに関する調査研究」、九州においては「複合通信による中小企業リモート診断システムに関する調査研究」の三つの調査研究をモデルケースとして個々のテーマに基づき調査研究を実施する。

本報告書は、「情報処理技術の応用に関する調査研究」事業のうち、「オンラインネットワークに関する地域産業政策コンサルティングシステムに関する調査研究」について、平成２年度に実施した内容をまとめたものである。

最後に、本調査研究にあたって、御指導、御協力をいただいた委員をはじめ、関係各位に対し、深く感謝の意を表する次第である。

平成３年３月

地域産業政策コンサルティングシステム調査委員会　委員名簿

（順不同・敬称略）

委員長	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授 中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
委　員	一色　秀雄	日本電信電話㈱　三重支社長
	井上　紀宏	中部電力㈱　技術開発本部　電力技術研究所　情報制御研究室長
	井上　博進	㈶愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　所長
	大美　俊幸	㈱情報技術研究所　代表取締役所長
	櫛田　幸夫	愛知県尾張繊維技術センター　所長
	竹内　弘之	㈳中部産業連盟　専務理事
	都筑　光治	㈱東海銀行　事務システム部　主任調査役
	細野　義晴	㈱東海総合研究所　顧問
	吉田　博昭	名古屋市中小企業指導センター　所長
	林　　正弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室長
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室

＜　コンサルティングを受ける側のニーズ調査ワーキンググループ　＞

（順不同・敬称略）

主　査	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授 中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
メンバー	大沢　猛雄	㈶愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	大美　俊幸	㈱情報技術研究所　代表取締役所長
	河合　博行	名古屋市中小企業指導センター　振興課　指導係長
	清水　忠啓	㈶愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	高岡　康博	㈱東海総合研究所　調査研究部　主任研究員
	中根　政好	日本電信電話㈱　東海営業本部　マーケティング部門　課長
	村田　誠行	㈱中部産業連盟　総合事業部　第一事業本部 名古屋第３コンサルティングセンター　主任コンサルタント
	山口　進	愛知県尾張繊維技術センター　企画普及室　主任研究員
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室

＜　先進的コンサルティングシステム調査ワーキンググループ　＞

（順不同・敬称略）

主　査	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授 中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
メンバー	井上　紀宏	中部電力㈱　技術開発本部　電力技術研究所　情報制御研究室長
	大美　俊幸	㈱情報技術研究所　代表取締役所長
	都筑　光治	㈱東海銀行　事務システム部　主任調査役
	中根　政好	日本電信電話㈱　東海営業本部　マーケティング部門　課長
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室

＜　地域産業政策情報の整理ワーキンククループ　＞

（順不同・敬称略）

主　査	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授
		中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
メンバー	大沢　猛雄	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	何合　博行	名古屋市中小企業指導センター　振興課　指導係長
	清水　忠啓	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	高岡　康博	(株)東海総合研究所　調査研究部　主任研究員
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室

＜　コンサルティンク知識の整理ワーキンククループ　＞

（順不同・敬称略）

主　査	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授
		中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
メンバー	井上　紀宏	中部電力(株)　技術開発本部　電力技術研究所　情報制御研究室長
	大沢　猛雄	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	大美　俊幸	(株)情報技術研究所　代表取締役所長
	清水　忠啓	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	高岡　康博	(株)東海総合研究所　調査研究部　主任研究員
	村田　識行	(社)中部産業連盟　総合事業部　第一事業本部
		名古屋第３コンサルティンクセンター　主任コンサルタント
	山口　進	愛知県尾張繊維技術センター　企画普及室　主任研究員
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室

＜　地域産業政策コンサルティングシステム概念設計ワーキンググループ　＞

（順不同　敬称略）

主　査	福村　晃夫	名古屋大学名誉教授 中京大学　情報科学部　情報科学科　教授
メンバー	大沢　猛雄	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	大美　俊幸	(株)情報技術研究所　代表取締役所長
	河合　博行	名古屋市中小企業指導センター　振興課　指導係長
	志澤　通正	中部電力(株)　技術開発本部　電力技術研究所　情報制御研究室　研究主査
	清水　忠啓	(財)愛知県中小企業振興公社　愛知県産業情報センター　主査
	高岡　康博	(株)東海総合研究所　調査研究部　主任研究員
	中根　政好	日本電信電話(株)　東海営業本部　マーケティング部門　課長
	山口　進	愛知県尾張繊維技術センター　企画普及室　主任研究員
	長谷川貴弘	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
	出村　嘉朗	中部通商産業局　総務企画部　情報管理室
事務局	松井　政雄	(財)人工知能研究振興財団
	稲垣　清和	(株)メイテック　システム事業部長
	古瀬　勇一	(株)メイテック　システム事業部　システム開発部長
	長谷部靖行	(株)メイテック　システム事業部　システム開発部　システム開発室
	西垣啓一	(株)メイテック　システム事業部　システム開発部　システム開発室
	安藤真介	(株)メイテック　研究開発部　第一研究室　主任研究員

目　次

1　調査研究の概要

1　1　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　2　調査研究方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　3　実施計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

1　4　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

1　5　実施経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

2　先進的なコンサルティンクシステムの調査

2　1　調査目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

2　2　調査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

2　3　調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

3　コンサルティンクを受ける側のニーズ調査

3　1　調査目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

3　2　調査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

3　3　調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

4　地域産業政策情報の整理

4　1　整理方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

4　2　整理結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

5　コンサルティンク知識の整理

5　1　整理方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

5　2　整理結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30

6　地域産業政策コンサルティンクシステムの概念設計

6　1　概念設計方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

6　2　地域産業政策コンサルティンクシステムの概念　・・・・・・　32

7　コンサルティンクシステム関連の動向　・・・・・・・・・・・・・　39

8　まとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

資料1　先進的なコンサルティンクシステムの調査結果　・・・・・・・　48

資料2　コンサルティンクを受ける側のニーズ調査結果　・・・・・・・　68

資料3　地域産業政策情報一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・　90

資料4　コンサルティンク知識の整理結果　・・・・・・・・・・・・・　200

資料5　地域産業政策コンサルティンクシステムの概念設計書　・・・・　227

1．調査研究の概要

１．調査研究の概要

１１　目的

近年の情報処理技術、通信技術の発達により、地域においても産業、社会、生活のあらゆる分野て情報化が進展してきている。しかしながら、各地域それぞれのニーズへの対応という点ては、必ずしも十分な状況とはいえない。

中部地域は、繊維、陶磁器など地場産業の集積が厚く、我が国有数の産地を形成してあり、その全国に占める割合も大きい。こうした地場産業が、多様化する消費者ニーズや激変する国際経済環境の下て、今後新規需要を創出し、新しい生活文化創造産業として飛躍・発展していくためには、新製品・新技術の開発や人材の育成等への積極的取り組みが必要てあり、とりわけ、情報収集、分析能力の強化がその死命を制するといっても過言ではない。こうした状況を背景に、地場産業業界においては、国、県の政策情報の提供やコンサルティンクに対する強いニーズがある。

しかしながら、当地域は、東京、大阪圏に比べ各地元企業の本社機能、金融機能、管理機能などの中枢管理機能が弱いこと及び有力な業界団体、民間のシンクタンクが少ないことから、情報収集機能・情報活用機能が脆弱てあり、提供されている産業政策情報を有効活用てきないことが多かった。

このため本事業は３年計画て、オンラインネットワークを利用し、コンサルティンク内容のパターン化、ユーサインターフェイス、検索、回答作成等に適した文章処理技術の調査を行うと共に、これら技術を活用した地域産業政策コンサルティンクシステムについて調査研究を行い、地域産業政策に対するコンサルテーション支援のあり方等について検討する。

１２　調査研究方針

現在、企業活動等に伴うコンサルテーションにおいては、これを受けようとする一般相談者の知識が不足していたり、情報が足りないために相談内容が不明確てあることも少なくないと考えられる。そのため、コンサルタントは幾つかの質問などを行い、不明確な状

態てある問題点を整理・分析して明確な問題点を導き出し、これに対して、有する知識や各種情報により、的確に診断し解決方法を指導すると共に、それらに関連する情報などを提供している。

コンサルタントは、その人固有のノウハウにより効率良く解答を見つけ出すことができるのに対して、一般相談者は要領がわからないままに基礎的な原理・法則をあてはめようと試行錯誤を繰り返して解答を得るのに長い時間を費やす。コンサルタントの持つ問題解決のノウハウあるいは要領をコンピュータに知識ベースとして移植し、それをもとに推論を行うシステムを開発することは、コンサルタントには自己の専門領域以外の相談に対して指導を行う上での強力な支援となったり、自己の専門領域においても知識の補完や各種の幅広い情報入手に役立つこととなる。また、専門知識を知識ベースとして整備蓄積するため、この専門知識を次世代へ継承することが可能となる。コンサルテーションを受ける相談者にとっても、未熟なコンサルタントや相談に対する専門外のコンサルタントからても、熟練したコンサルタントから受けるコンサルテーションと同レベルかつ均一のサービスを受けることができる。また、オンラインネットワークにより、遠隔地においても同等のサービスを受けることができる。

従来コンピュータて制御する対象はすべて明確になって数式化されていなければならなかったが、現実の人間生活社会ては使われる言葉に曖昧さがあり、人間の主観がこれに反映されている。今回の調査研究ては、人工知能技術により、この不明確な状態から推論と問い掛けを繰り返すことにより、問題点を絞りこんてゆき、コンピュータにコンサルタントの専門家の如く判断や推論をさせようとするものてある。

人工知能技術を利用した地域産業政策コンサルティングシステムによるコンサルテーションサービスの均一化、利用制度の網羅性等は、コンサルテーションを受ける相談者やコンサルタントに対する地域産業政策情報の有効活用支援の一つと考えられる。

１３　実施計画

平成２年度は、実態調査として当コンサルティングシステムの構築に必要となる最新技術の収集を目的とした「先進的なコンサルティングシステムの調査」及び、現在行われているコンサルティング内容を明確にすることを目的とした「コンサルティングを受ける側

のニーズ調査」を実施し、当地域における地域産業政策に対するコンサルテーションを行う場合に必要な地域産業政策情報やコンサルテーションのノウハウや知識を「地域産業政策情報」、「コンサルティング知識」として整理を行うこととする。さらに、「地域産業政策コンサルティングシステム概念設計」を行うこととする。

平成3年度は、平成2年度に行った概念設計を基に、モデルシステムとして実現可能な機能の選定、コンサルティング知識を知識ベースとして利用できるようパターン化など整理等を行いモデルシステムの詳細設計を実施し、モデルシステムの原型としてプロトタイプシステムを開発し、コンサルティング機能、データ、知識の評価を行う。

平成4年度は、平成3年度までの結果を基に、モデルシステムとしてデータ、知識、コンサルティング機能の拡充を行い、実用システムとしての課題、今後のあり方等を検討する。

図1－1にオンラインネットワークによる地域産業政策コンサルティングシステムに関する調査研究フローを示す。

1 4　推進体制

調査研究の基本方針、実施計画等を検討するため、学識経験者、コンサルタント、情報処理専門家及び中部通商産業局等からなる「地域産業政策コンサルティングシステム調査委員会」（以下単に委員会と略す）を設置した。また、詳細な調査、検討や概念設計を行うため、委員会の下部組織として、委員長を主査とする各ワーキンググループを設置した。

組織略図を図1－2に示す。

1 5　実施経過

平成2年度は、実態調査として当コンサルティングシステムの構築に必要となる先進的なコンサルティングシステムや地域産業政策情報を管理するデータベース管理システムなどの最新技術に関する情報の収集を目的とした「先進的なコンサルティングシステムの調査」を国際ファジィ研究所などを対象に実施した。また、現在行われているコンサルティング内容を明確にし、コンサルテーションに対するニーズを把握することを目的とした

図１－１　ｵﾝﾗｲﾝﾈｯﾄﾜｰｸ による地域産業政策ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑに関する調査研究ﾌﾛｰ

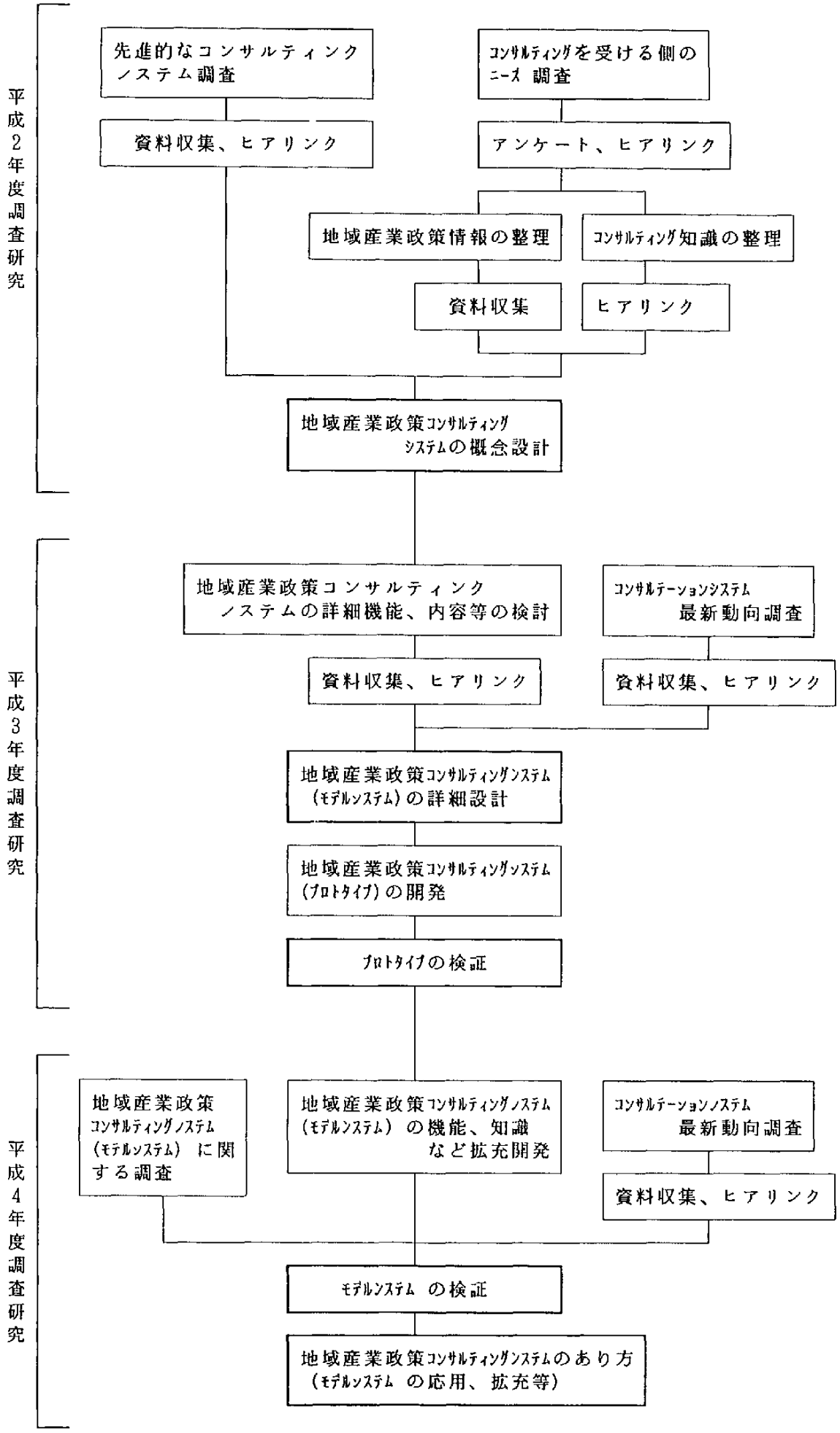

図１－２　　組織略図

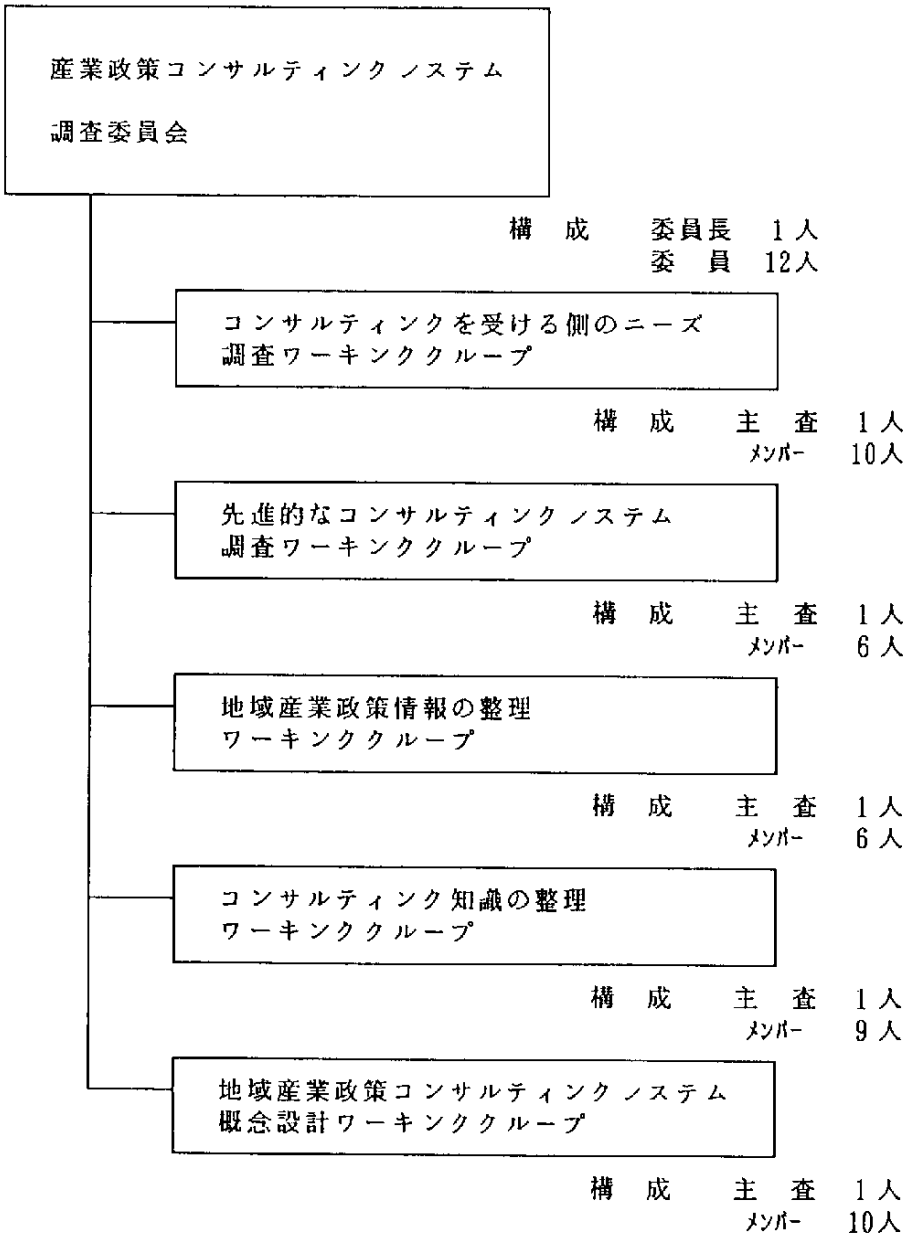

「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」を商工会議所などを対象に実施した。「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果をもとに、当地域における地域産業政策に関するコンサルテーションを行う場合に、必要な地域産業政策情報やコンサルテーションのノウハウの一部を「地域産業政策情報」、「コンサルティング知識」として整理を行った。実態調査結果および産業政策情報・コンサルティング知識の整理を基礎資料として、「地域産業政策コンサルテイングシステム概念設計」を行った。

実施経過の概略は次のとおりである。

（１）本委員会の開催

第１回　平成２年７月３日

・全体計画の説明

・今年度事業の実施計画（案）の検討

・先進的コンサルティングシステム調査票（案）の検討

・ニーズアンケート調査項目等（案）の検討

第２回　平成２年１２月４日

・「先進的なコンサルティングシステム調査」結果の報告

・「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果の報告

・地域産業政策・コンサルティング知識の整理方法の検討

・「地域産業政策コンサルティングシステム」の概念設計方針の検討

第３回　平成３年３月５日

・報告書（案）の検討

・地域産業政策情報の整理報告

・コンサルティング知識の整理報告

・「地域産業政策コンサルティングシステム」の概念設計（案）の検討

（２）ワーキンググループの開催

①　コンサルティングを受ける側のニーズ調査ワーキンググループ

第１回　平成２年７月１９日

・コンサルティング業務の明確化

・コンサルティング項目の検討及びアンケート用紙の作成

第２回　平成２年１０月３１日

・「コンサルテーションニーズに関するアンケート調査」結果の報告・検討

・「個別ヒアリング調査」結果の報告・検討

・地域産業政策・関連知識の整理を行う分野などの検討

②　先進的コンサルティングシステム調査ワーキンググループ

第１回　平成２年１０月１７日

・「先進的コンサルティングシステム調査」結果の報告・検討

・「先進的コンサルティングシステム調査」結果に基づく「地域産業政策コンサルティングシステム構成イメージ（参考）」の説明

③　地域産業政策情報整理ワーキンググループ

第１回　平成２年１１月３０日

（コンサルティング知識整理ワーキンググループと合同開催）

・整理対象のモデルの設定

・地域産業政策情報の整理方法の検討

・コンサルティング知識の整理方法の検討

④　地域産業政策コンサルティングシステム概念設計ワーキンググループ

第１回　平成２年１２月１２日

・「地域産業政策コンサルティングシステム」の概念設計方針（案）の検討

第２回　平成３年２月１４日

・「地域産業政策コンサルティングシステム」の概念設計（案）の検討

（３）講演

平成２年１２月４日

ＡＩ技術等を利用した事例の講演

「ＭＩＮＤＣＩＴＹ福祉相談」システムについて

講演者　富士通株式会社　第五システム統括部

第一公共システム部　第二システム課　神保雅美　氏

（４）先進的なコンサルティングシステムの調査

調査方法　資料収集及びヒアリング

調査対象　地域産業政策コンサルティングシステムに適応できる先進技術を用いたシステム（１３件）

調査項目　システム名称、使用機種名、ＯＳ名称、開発言語名、使用エキスパートシェル名、システム構成、知識・データ構造・ルール数、推論・検索方式・推論結果出力など

調査時期　平成２年８月～１０月

（５）コンサルティングを受ける側のニーズ調査

① コンサルテーションニーズに関するアンケート調査

調査方法　アンケート方式

調査対象　愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県内の商工会議所、県の中小企業担当課、公設試験研究機関など１１２機関（回答数７９機関）

調査項目　相談者の状況、コンサルティングパターン分析方法、相談対象分野の概要、利用情報など

実施時期　平成２年９月～１０月

② 個別ヒアリング調査

調査方法　ヒアリング調査

調査対象　コンサルテーションニーズに関するアンケート調査の結果、相談内容に対する問題分析方法が標準化されていると回答のあった機関、相談内容が不明確であるとの回答のあった機関など

調査項目　相談内容の不明確さ、問題分析方法の標準化、相談内容

実施時期　平成２年１０月～１１月

（６）地域産業政策情報の整理

整理方法　「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果により、地域産業政策の金融分野に絞り整理を行う

整理項目　制度名、政策概要、資金使途、融資条件など

実施時期　平成２年１１月～平成３年２月

（７）コンサルティング知識の整理

整理方法　整理対象として設定したモデルて利用されているコンサルティング知識を中心に整理を行う

整理内容　融資制度を目的別に体系化、目的（使途）から見た融資制度一覧表など

実施時期　平成２年１１月～平成３年２月

（８）地域産業政策コンサルティングシステム概念設計

実施方法　専門領域以外に対してコンサルテーションを行う者、及び、産業政策情報に関するある程度の知識を有する者が、地域産業政策を活用する場合に対し支援するシステムとして必要な機能を検討し、その検討結果をもとに各機能を分析し、概念設計を行った。

実施時期　平成２年１２月～平成３年２月

（９）その他

コンサルティングシステムに関する動向を調査するために、ヒアリング、資料収集などを行った。

2　先進的な
コンサルティングシステムの調査

２．先進的なコンサルティングシステムの調査

以下に、平成２年度に行った実態調査のうち、先進的なコンサルティングシステムの調査（以下先進事例調査と表わす）の結果について概要を述べる。なお、詳細な集計結果、分析については「資料１　先進的なコンサルティングシステムの調査結果」を参照されたい。

２１　調査目的

本調査では、地域産業政策コンサルティングシステムを開発するにあたり、当該システムの参考とすべく先進的な技術内容・知識表現の方法・システム搭載機器等の情報収集を目的とした調査を行った。このため、コンサルティングシステムに限らず、データベース管理機能など広範囲にわたり調査を行うこととした。

２２　調査方法

調査は、学会誌・パンフレット等の収集及びヒアリングにより実施した。調査を効率良く実施し、調査結果を地域産業政策コンサルティングシステムで参考とするため、調査内容を分析し易いよう、以下の項目から構成される先進的コンサルティングシステム調査表を設定した。

＜調査項目＞

（１）　システム概要

①　調査先名称

②　所在地

③　システム名称

④　使用機種名

⑤　ＯＳ名称

⑥　開発言語名

⑦　使用エキスパートシェル名

⑧　利用目的

⑨　システム構成図

（２）　知識関係

①　知識・データ構造・ルール数

②　推論・検索方式・推論結果出力形式

（３）　その他

①　特記事項

②　ＭＭＩ（マン・マシン・インターフェイス）仕様

また、調査対象は、エキスパートシステム、データベース管理システムなど以下の１３システムとした。

＜エキスパートシステム＞

①　医療ファシィエキスパートシステム

②　三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム

③　環境管理の為のファンィエキスパートンステム

④　ファンィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム

⑤　生命保険の新契約医務検定支援エキスパートシステム

⑥　トラベルアドバイザーエキスパートシステム

⑦　ＸＰＴ－Ⅱ自動車故障診断支援エキスパートンステム

⑧　ＭＩＮＤＣＩＴＹ福祉相談

＜データベース管理システム＞

①　ＧｅｍＳｔｏｎｅ

＜システム運用＞

①　ＩＳＤＮテレコンサルティングンステム

②　Ｍｉｎｉｔｅｌ

＜ヒューマンインターフェイス＞

①　音声認識システム

②　フルテキスト検索ンステム

２３　調査結果

先進事例調査を行ったシステムのうち、エキスパートシステムについて搭載機器、ＯＳ、開発言語などに整理した表２－１「先進的コンサルティングシステム（エキスパートシステム）比較一覧表」（以下エキスパート一覧と表わす）と、ＩＣＯＴ－ＪＩＰＤＥＣ　ＡＩセンター（㈱新世代コンピュータ技術開発機構（ＩＣＯＴ）と㈱日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）の共同組織）が、産業界のＡＩ利用の状況と将来動向を調査した「コンピュータ高度利用に関する調査」、「人工知能（ＡＩ）の利用に関する調査」（以下両調査を併せＡＩ利用調査と表わす）を参照しながら、先進事例調査の分析を行うこととした。

分析により、以下のような特徴を見ることができる。

①　各エキスパートシステム搭載機器については、エキスパート一覧によるとメインフレームは１システム、ワークステーションは４システム、パソコンは３システムとなっている。また、ＡＩ利用調査によると図２－２に示す通り、エキスパートシステム実稼働用機器として、パソコンが３９　９％、ワークステーションが３１　４％、メインフレームが１１　８％の順となっている。システム規模にも関係があろうが、ワークステーションやパソコンでエキスパートシステムの構築が進んでいると思われる。

図２－２　エキスパートシステム実稼働機器

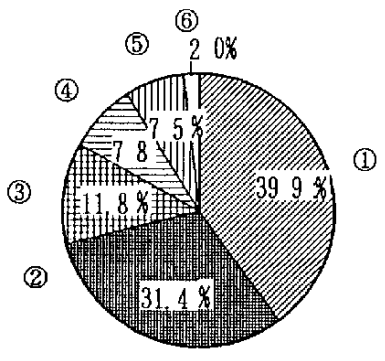

①　パソコン
②　ワークステーション
③　メインフレーム
④　ＡＩ専用機
⑤　ミニコン
⑥　その他

＜　出典　㈱日本情報処理開発協会
「人工知能の技術と市場の動向に関する調査研究報告書」　平成２年３月　＞

②　使用言語については、Ｌｉｓｐ、Ｐｒｏｌｏｇ、ＳｍａｌｌｔａｌｋなどのＡＩ言語

表２－１　先進的なコンサルティングシステム（エキスパートシステム）比較一覧表

	搭載機器	ＯＳ	開発言語	ｴｷｽﾊﾟｰﾄﾂｰﾙ	知識表現	推　論
ＸＰＴ－Ⅱ自動車故障診断支援エキスパートシステム	ワークステーション	ＵＮＩＸ	Ｐｌｏｒｏｇ ＸＰＴ－Ⅱ	ＸＰＴ－Ⅱ	フレーム表現と プロダクションルールを併用	黒板モデル
生命保険の新契約医務検定支援エキスパートンステム	メインフレーム	ＭＳ－ＤＯＳ	Ｐｌｏｒｏｇ ＸＰＴ－Ⅱ	ＸＰＴ－Ⅱ	フレーム表現	黒板モデル
ファジィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム	ワークステーション	―――	―――	―――	プロダクションルール	ファジィ推論 (Max-Min法)
トラベルアドバイザーエキスパートシステム	ワークステーション パソコン	ＳＵＮ／ＯＳ ﾏｯｷﾝﾄｯｼｭOS	Ｎｅｘｐｅｒｔ Ｏｂｊｅｃｔ SYBASE(DBMS)	Ｎｅｘｐｅｒｔ Ｏｂｊｅｃｔ	―――	黒板モデル
医療ファジィエキスパートシステム	パソコン	ＭＳ－ＤＯＳ	Ｃ言語	―――	フレーム表現と プロダクションルールを併用	ファジィ推論
環境管理の為のファジィエキスパートシステム	ワークステーション	ＵＮＩＸ	Ｃ言語	―――	プロダクションルール	ファジィ推論
ＭＩＮＤＣＩＴＹ福祉相談	パソコン	ＭＳ－ＤＯＳ	ＧＣＬＩＳＰ ２８６	ＥＳＨＥＬＬ ／ＦＭ	プロダクションルール	前向き推論
三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム	パソコン	ＯＳ２	Ｃ言語	ＡＰＳＨＥＬＬ ／ＤＩＡＧ	フレーム表現	前向き推論

以外にもエキスパート一覧によると３ノステムがＣ言語、１ノステムがＮｅｘｐｅｒｔＯｂｊｅｃｔを利用しており、ＡＩ利用調査においても図２－３に示す通り、Ｌｉｓｐ系が３９　４％、Ｃ言語系が３５　４％、Ｐｒｏｌｏｇ系が８　０％と実稼働用言語として利用されている。これは、ＡＩ言語以外による開発が多いことを示しており、特にＣ言語が多く利用されるのは、移植性の良さによるものと思われる。

図２－３　エキスパートノステムの使用言語

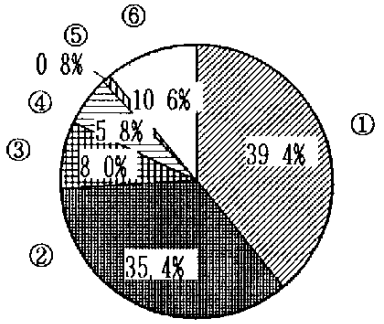

① Ｌｉｓｐ系
② Ｃ言語系
③ Ｐｒｏｌｏｇ系
④ オブノェクト指向系
⑤ ＰＬ／１系
⑥ その他

＜　出典　㈱日本情報処理開発協会
「人工知能の技術と市場の動向に関する調査研究報告書」　平成２年３月　＞

③　エキスパートノステム構築ソールについては、エキスパート一覧によると５ノステムが市販の構築ソールを用いている。ＡＩ利用調査においても図２－４に示す通り、実稼

図２－４　エキスパート構築ノール

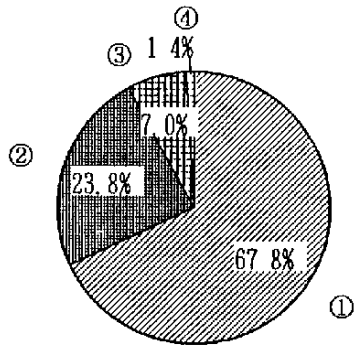

① 市販のものを使用
② 自社開発
③ 使用していない
④ その他

＜　出典　㈱日本情報処理開発協会
「人工知能の技術と市場の動向に関する調査研究報告書」　平成２年３月　＞

働用ンステムの６７　８％が市販の構築ノールを用いている。また、最近ては、エキスパートンステムが対象とする問題に特化した構築ソールも市販されるようになってきている。エキスパートンステムの開発においては、市販の構築ノールを用いての開発が多くなっている。また、市販の構築ソールの利用により、自社開発の構築ソールを用いるより効率的に開発することが可能と思われる。

④　知識表現については、エキスパート一覧によるとプロダクションルールを用いているものは５ンステム、フレーム表現を用いているものは４ンステムてある。フレーム表現は、モンュール性を持ち相互の関連性も明確にてき、知識の階層化が可能てある。プロダクションルールは、知識を日常的表現てわかりやすく表現てき、ルールの追加、修正が容易てある。そのため、最近てはフレーム表現とプロダクションルールを組合せて知識を表現するンステムも多くなってきてあり、先進事例調査においても２ンステムが併用して利用している。

⑤　推論としては、自動車の故障診断のように故障状況の事実をもとに、推論を行い結果としての故障の原因を導き出すのに用いている前向き推論が２ンステムてある。ファンィ推論ては、不完全さ、不的確さ、曖昧さを本来持っている知識をうまく組合せると、結論は曖昧さを抑えたものを導くこともてきるし、本質的な曖昧さを正確に反映した形の結論を得ることがてきる。この推論を用いているものが３ンステムとなっている。高度な推論として黒板モデルが３ンステムとなっている。

⑥　以上のような機器、言語、エキスパート開発ソールなどは、エキスパートンステムを構築するための道具や知識の整理方法てある。エキスパートンステムの核となる専門家の知識の獲得方法については、ＡＩ利用調査によるとインタビュー方式が７９　８％、「整理されたドキュメントから知識を獲得する」が５０　９％、弟子入り方式が１３．５％とある（複数回答）。現在エキスパートンステムにおいて、知識獲得の方法論が確立されていないため、専門家の知識・ノウハウを獲得するためには、多大な労力が必要てある。

⑦　その他の特徴として、医療ファンィエキスパートンステムては、ンステムの推論過程を表示するためのＨＯＷ機能、ンステムの質問に対するＷＨＹ機能を持ち，また、三菱自動車故障診断支援エキスパートンステムては、診断結果に対する説明、検証、理由を表示する機能を持つなど、推論過程を説明する機能を持つものもある。

3．コンサルティングを受ける側のニーズ調査

３．コンサルティングを受ける側のニーズ調査

以下に、平成２年度に行った実態調査のうち、コンサルティングを受ける側のニーズ調査（以下ニーズ調査と表わす）の結果について概要を述べる。なお、詳細な集計結果、分析については「資料２　コンサルティングを受ける側のニーズ調査結果」を参照されたい。

３１　調査目的

当地域において現在行われているコンサルティング内容を明確にし、当地域て相談の多い地域産業政策情報の抽出や、コンサルテーションに対するニーズを把握したり、コンサルティングパターンを分析するために、アンケート調査を行い、さらにアンケートの回答のあった一部機関に対しヒアリング調査を実施することとした。

３２　調査方法

３２１　アンケート調査

本調査ては、相談者の相談形態、相談内容などの概要を把握することとした。

調査事項は、「相談者の概要・相談内容分析」「相談分野の概要」「相談過程などて利用する情報等」に分け設定した。以下に、調査先及び設定した調査項目を示す。

（１）　アンケート調査先

コンサルティングを受ける側のニーズを把握するための調査は、本来、相談窓口に訪れる相談者に対して行うべきてある。しかし、相談者に対し調査を行うと調査期間が短いため、全体的な相談内容について把握が不可能てあり、また、電話による相談に対して調査しきれないなどの理由により、以下の愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県の公的な中小企業相談窓口を対象として行うこととした。なお、相談窓口を対象とすることにより、相談内容に対する問題分析の内容についても同時に調査が可能となった。

①商工会議所　　（５８機関）

②県の中小企業担当課　　（　５機関）

③中小企業総合指導所　　（　６機関）

④公設試験研究機関　　（３２機関）

⑤県の下請企業振興協会　　（　５機関）

⑥中小企業地域情報センター（　６機関）

以上１１２機関（回答数７９機関／回収率７０　５％）

（２）　相談者の概要・相談内容分析

①相談者の相談内容の明確さについて

②相談窓口における相談内容の問題分析方法について

③相談者の業種について

（３）　相談分野の概要

経営相談と一般的状況把握等のための情報収集に分け以下の項目を設定した。

①相談分野

②相談件数

（４）　相談過程などて利用する情報等

①文献、図書、手引書などの情報名

②データベース情報名

③紹介した相談機関名

④その他利用利用しているもの

３２２　ヒアリング調査

（１）　ヒアリング調査先

アンケート調査結果をもとに、①相談内容が不明確てあるとの回答があった機関、②相談内容の問題分析方法が標準化されているとの回答があった機関、③各相談分野における相談件数が特に多かった機関の一部に対し、下記項目についてヒアリング調査を実施することとした。

（２）　ヒアリング項目

①相談内容の不明確さについて

②相談内容に対する問題分析方法の標準化について

③相談件数の最も多かった分野とその内容について

３３　調査結果

３３１　相談内容の明確さと分析方法について

アンケート調査の「相談内容の明確さと相談内容の問題分析方法」は、通常相談者が相談窓口において相談を行う場合、相談内容が最初から明確となっているか、あるいは明確となっていないかを調査することにより、相談内容の明確さを分析する必要性を明らかにし、さらにその分析方法の標準化の可能性について、相談窓口担当者（専門家）の意見を把握するために設定した。

図３－１　相談内容の明確さの割合について

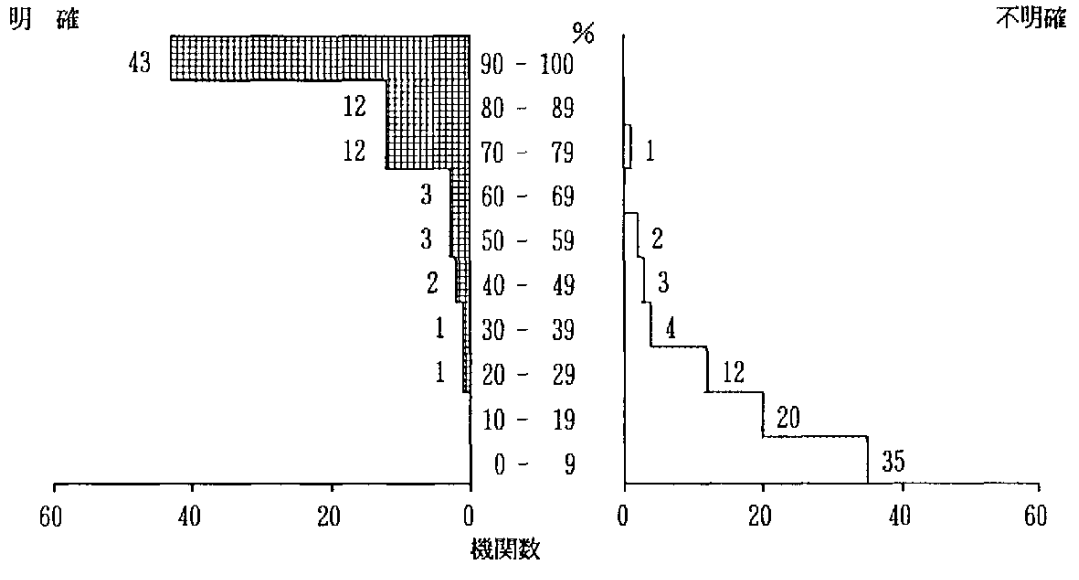

相談内容の明確さについては、図３－１に示すとおり、全機関のうち４３機関（５５８％（有効回答））において、全相談件数のうち９０％以上が「明確てある」としている。また、全機関のうち３５機関（４５　４％（有効回答））において、全相談件数のうち１０％未満が「不明確てある」とし、２０機関（２６　０％（有効回答））においも、１０

%以上１９%未満が「不明確てある」としている。

相談内容が最初から不明確てある場合についてヒアリンク調査を行った。その結果、不明確な場合は、相談を受ける窓口担当者が、相談内容に対して適用制度がはっきりしなかった場合や、自分の担当以外の相談を受けた場合が多くなっている。

相談内容の問題分析方法の標準化は、図３－２に示すとおり、現在標準化されている機関は２９　３%てあり、標準化されていない機関は７０　７%を占めている。標準化が可能てあると考えている機関は６１　３%を占めてあり、現在標準化されていない機関においても約半数が、標準化が可能と考えている。

アンケート調査における標準化に対する主な意見は以下のとおりてある。

＜可能＞

・業種を１９に分類し、指導・相談項目を１１に分類し、更に地域に分類てきる

・相談窓口を系統化するとスムーズ行うことがてきる

・各業種に対応させたコンサルティンクカルテ等を作成することにより可能てある

・単純なパターン化はてきる

図３－２

相談内容の問題分析方法の標準化

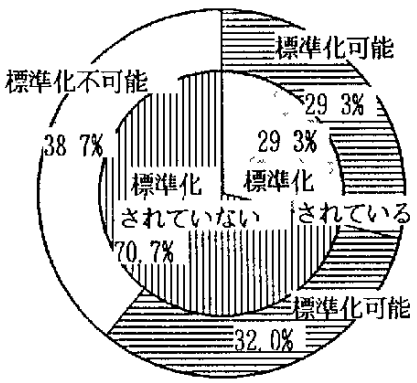

＜不可能＞

・各方面にまたがった相談が多い

・相談内容が個々に異なる

・相談内容によっては割り切れないものもある

・試験研究機関における技術相談は、原料・材料、加工技術、製品等の資料、技術指導、クレーム等多岐にわたり、相談を担当した個人に負うところが大きく、パターン化は困難と思われる

・相談される側と相談する側の問題分析の違いにより、標準化てきたとしても問題点のとらえ方にくい違いが出ることが予想され、すべて標準化てきるわけてなく、ある程度までならば、可能てあると思われる

・標準化の程度による（マクロ的な税務、経理、経営程度は可能）

標準化がなされている機関に対しヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査により、問題分析は専門家や担当者に委ねられており、一機関として統一的な分析方法はないように思われる。また、アンケート調査により問題分析の標準化を行っている機関の内容としては、相談内容を定型記録簿て整理したり、相談分野や指導内容の分類による標準化を行っている。

３３２　相談分野の概要について

当地域て相談の多い分野を調査し、その結果から当地域て利用されている地域産業政策情報の抽出を行うために設定した。

相談件数の分野は「技術（デザイン・ノウハウを含む）」（２６　３％）、「金融」（２１　８％）、「その他経営一般」（１２　６％）の順となっており、技術・金融の分野て全体の５０％近くを占めている（図３－４）。図３－５に示す通り、技術分野の相談件数は、各機関における全相談件数のうち５％未満を占める機関がほとんどてあるが、「公設試験研究機関」

図３－４　相談分野構成比

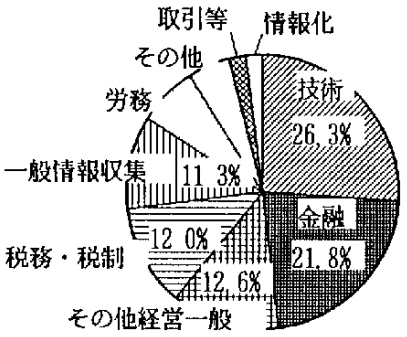

図３－５　機関別相談構成比

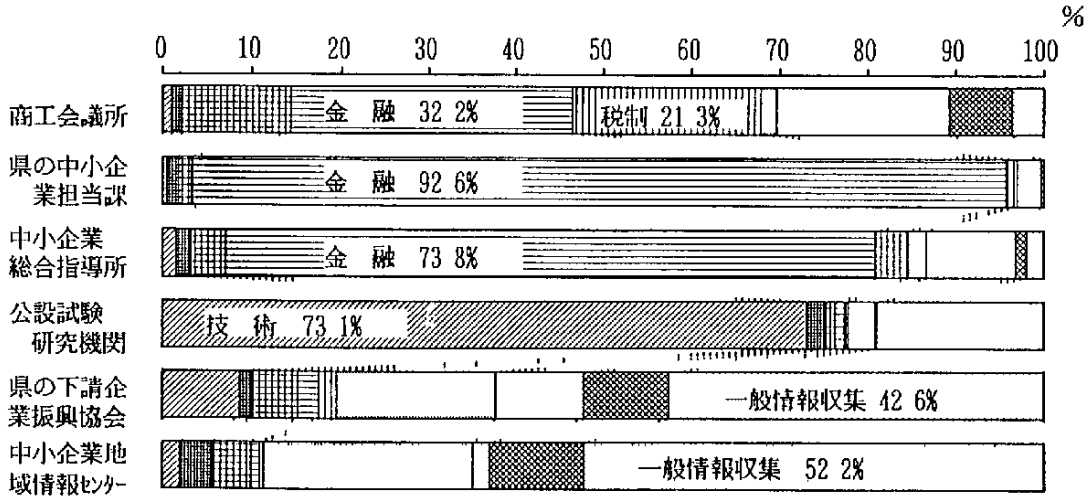

ては、７３　１％を占め特化している。金融分野は、全相談件数のうち「県の中小企業担当課」では９２　６％、「中小企業総合指導所」では７３　８％、「商工会議所」では３２　２％を占めてあり、各機関にわたって数多くの相談を受けている分野てある。

技術分野の相談内容としては、「技術指導を受けたい」（３９　５％）、「技術的問題点の紹介先を知りたい」（３４　２％）などとなっている（図３－６）。

技術相談の具体的内容は、技術相談の多かった公設試験研究機関に対し行ったヒアリング調査によると「製品開発等製品そのものの相談」「製品を得るための技術手段に関する相談」てある。技術分野における相談としては、個々の企業が産業政策に関する技術分野の相談ではなく、個別具体的な技術のため、対応範囲が非常に広範囲にわたると思われる。

図３－６　技術相談の内容構成比

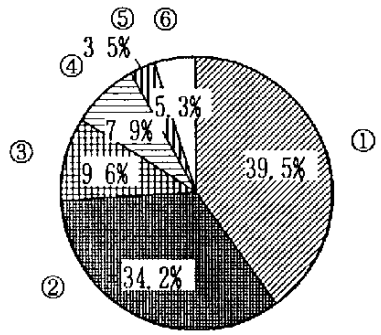

① 技術指導を受けたい

② 技術的問題の紹介先を知りたい

③ メカトロニクス機器を導入したい

④ 技術移転・購入・販売したい

⑤ 共同研究開発したい

⑥ その他

図３－７　金融相談の内容構成比

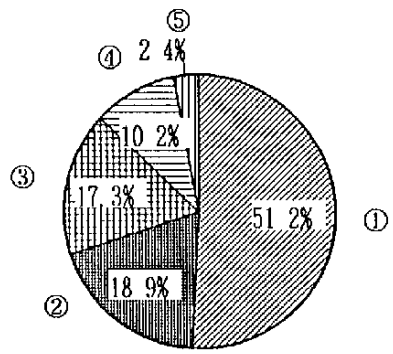

① 資金調達（設備資金・運転資金・開業資金、融資手続きなど）したい

② 補助金等助成金を受けたい

③ 信用補完（保証等）を受けたい

④ 借入条件を変更したい

⑤ その他

金融分野における相談としては、「資金調達（設備資金・運転資金・開業資金・融資手続きなど）したい」（５１　２％）、「補助金等助成資金を受けたい」（１８　９％）、「信用補完（保証等）を受けたい」（１７　３％）などの順となっている（図３－７）。

３３３　相談過程などて利用する情報等について

当該設問は、各相談機関において相談内容を把握する過程及び把握した結果、どのような情報を利用してコンサルテーション業務を遂行しているかを把握するために設定した。

相談過程などて利用する情報等は、「文献、図書、手引書など」の利用が多く、このうち具体的文献等としては、愛知県商工部の中小企業施策利用の手引（７機関）、国民金融公庫調査部編の中小企業経営指標（４機関）、中小企業庁の中小企業施策のあらまし（３機関）の順となっている。この他各機関においては、４７種類の広範な文献等が利用されている。これは、相談内容が広範囲にわたっていることを示していると思われる。

「データベース情報」は、日経テレコム（８機関）、ＳＭＩＲＳ（７機関）、ＪＯＩＳ（４機関）、日商インフォメーションサービス（４機関）などの順となっている。日経テレコムは、経済・産業・企業・マーケティングなど広範な情報を有しており、相談機関としては文献情報と同様に広範囲な情報を必要としていると思われる。分野別の相談件数て「技術（デザイン・ノウハウを含む）」が多かったのに比べ、科学・技術分野の情報を収録しているＪＯＩＳを利用する機関が少ないが、データベースて入手できるような一般の情報より更にきめ細かい情報を必要としているためてあると思われる。

図３－８　相談機関を紹介・利用している機関

①　公設試験研究機関
②　県の下請企業振興協会
③　中小企業関係金融公庫
④　中小企業地域情報ｾﾝﾀｰ
⑤　県・市の中小企業総合指導所等
⑥　税務署
⑦　県中小企業担当課
⑧　職業安定所
⑨　商工会議所
⑩　中小企業事業団
⑪　労働基準監督署
⑫　その他

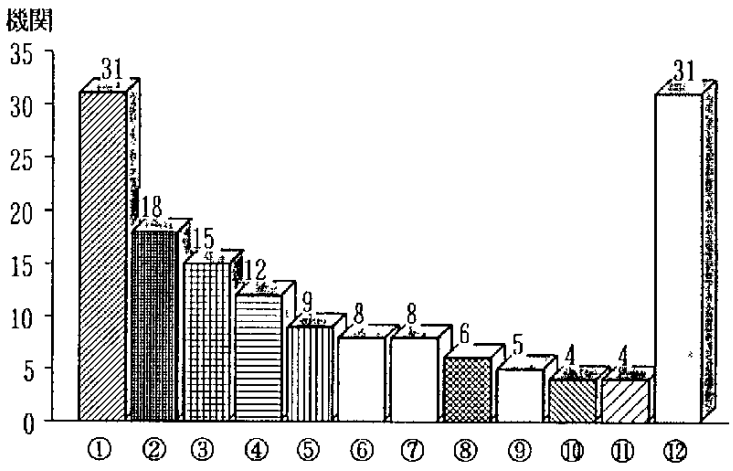

「全部または一部について相談機関を紹介」する場合、その紹介先は図３－８に示す通り、「公設試験研究機関」（３１機関）、「県の下請企業振興協会」（１８機関）、「中小企業関係金融公庫」（１５機関）、「中小企業地域情報センター」（１２機関）、「県

・市の中小企業総合指導所等」（９機関）などの順となっており、紹介機関が多岐にわたっていることを示している。

4　地域産業政策情報の整理

４．地域産業政策情報の整理

以下に、平成２年度に行った地域産業政策情報の整理結果について概要を述べる。なお、詳細な結果については「資料３　地域産業政策情報一覧表」を参照されたい。

４１　整理方法

すべての地域産業政策情報の整理を行うには、余りにも膨大な情報量となると思われるため、「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果を利用し、ニーズの高い政策分野を選定して整理を進めた。調査結果は、技術相談、金融相談の順にニーズが多く、技術相談においては、個別具体的な技術に関する相談内容が多く産業政策に関する相談内容は少なかった。しかし、金融相談は、産業政策に関する相談内容が多く、また、各相談機関にわたって相談件数の多い分野であった。このため、金融分野に関連する産業政策を当該調査研究における地域産業政策情報の一例とすることとし、さらに、金融相談分野のうち最もニーズの多い資金調達に絞り整理を行うこととした。

整理を行う単位は、国・愛知県・名古屋市別の各融資制度を一単位として下記の項目について、一覧表にまとめた。一覧表の各項目は、相談窓口において各制度の手引として利用できるよう設定した。

＜整理項目＞

（１）　制度名

（２）　実施機関名

（３）　政策概要

（４）　融資対象者

（５）　融資条件

①資金使途、②融資金額、③融資利率、④融資期間、⑤据置期間、⑥担保・保証人、⑦申込み期間

（６）　備考

また、以下の資料を中心に整理を行った。

①中小企業施策のあらまし（中小企業庁）

②中小企業施策利用の手引（愛知県商工部）

③商工ハントブック（名古屋市）

④金融の手引（名古屋市）

⑤産業活性化マニュアル（中部産業活性化センター）

4 2　整理結果

整理結果は、「地域産業政策情報一覧表」のほか各種制度の一部について、以下の特徴点などにまとめた。

〈　国の制度について　〉

①　中小企業金融公庫では、融資対象企業の業種および企業規模が以下のとおりとなっている。また、特別貸付の場合は各制度により以下のいずれかの企業が融資対象となる。例外として、特別貸付制度の構造改善等貸付等は、以下の対象企業以外でも利用可能である。

融資対象業種	融資対象企業規模
製造業、鉱業、土石採取業、建設業、不動産業（住宅および住宅用の土地の賃貸業を除く）、運送業、通運業、倉庫業、ガス供給業、熱供給業、印刷業、出版業、損害保険代理業	資本金１億円以下または従業員３００人以下（鉱業は１０００人以下）の企業
卸売業（物品販売業）	資本金３０００万円以下または従業員１００人以下の企業
小売業（物品販売業）及びサービス業（旅館業、情報処理サービス業およびソフトウェア業、運動競技場業、廃棄物処理業、自動車教習所業、等）	資本金１０００万円以下または従業員５０人以下の企業

② 中小企業金融公庫の融資は、同一計画物件に対して一般貸付と特別貸付の併用した利用は可能てある。しかし、同一計画物件に対する特別貸付の併用は不可能てある。

③ 中小企業金融公庫の資金使途は、事業資金のため住宅資金や投機目的などには利用てきない。

④ 中小企業金融公庫の貸付方法には、公庫の本・支店が直接融資する直接貸付と、都市銀行・地方銀行等の代理店から融資する代理貸付がある。代理貸付による融資は、日頃取引を行っている金融機関から比較的簡易かつ迅速に受けられる利点があるが、直接貸付の融資限度額に比べ低くなる。

⑤ 中小企業金融公庫の一般貸付の直接貸付において、不動産賃貸業（特定のもの）、水運業、倉庫業、旅館業（政府登録、国観連など）、簡易ガス事業の特定業種及び、公害問題のための移転又は企業誘致地域への移転資金及び土地の高度利用を図るための特定資金使途については、融資限度額が高くなる。

⑥ 中小企業金融公庫の特別貸付の融資限度額は、一部の例外を除き一般貸付に比べ高くなる。

⑦ 国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度の融資使途は、運転資金と設備資金となっているが、環境衛生関係の業種（飲食店、喫茶店、食肉販売、水雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニンク）は、運転資金の融資のみに限定される。設備資金は、環境衛生金融公庫の小企業等設備改善資金特別貸付を利用することとなっている。

⑧ 環境衛生金融公庫の小企業等設備改善資金特別貸付は、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度から融資を受けていれは、その貸付残高と合わせ４５０万円までの制限がある。

＜ 愛知県の制度について ＞

① 同一融資対象に対して、以下の複数の融資制度を併用して利用することはてきない。

融資制度　商工業振興資金（通常）、商工業振興資金（特別小口）、長期経営強化資金、中小企業組織強化資金（運転）、中小企業組織強化資金（高度化事業　単県）、中小企業組織強化資金（高度化事業

転貸）、中小企業組織強化資金（共同事業）、経済環境適応資金（経営安定・関連倒産防止）、経済環境適応資金（事業転換）、経済環境適応資金（企業活性化）、経済環境適応資金（商業近代化）、経済環境適応資金（貿易振興）、経済環境適応資金（従業員独立開業）、経済環境適応資金（下請中小企業対策）、経済環境適応資金（特定地域対策特別）、季節資金、信用組合融資促進資金

② 生活資金、レノャー資金などは、事業上の資金として認めることができないため、制度融資の対象とはならない。

③ 借地、駐車場確保の土地、工場建設に伴う土地などの取得は制度融資の対象となるが、投資目的としての土地取得は対象とならない。

④ 商工業振興資金は、通常が１５００万円の融資限度額があり、その内数として特別小口の５００万円を限度とする制度となっている。例えば、相談者が７００万円の融資希望がある場合、商工業振興資金て融資を受けるならば、以下の２通りの融資を受けることがてきる。

1） ７００万円すべてを、通常資金て融資を受ける。

2） ①の１制度しか利用てきない原則があるため、利率の低い特別小口て５００万円の限度額まて融資を受ける。残額の２００万円は市中金融機関などて融資を受けることとなる。

⑤ 本社が愛知県外にあり、当該会社の複数の工場の１つが愛知県内にある場合においては、県内て６カ月以上営業していれは県内工場の設備資金として融資対象となる。運転資金の融資については、県内工場に係る所要資金てあることが明確てあれは融資対象となる。

⑥ 商工業振興資金や経済環境適応資金（企業活性化）などの制度は、設備資金と運転資金の両方の資金使途がある。両方の資金使途がある場合の融資限度額は合計の額となる。また、一方の資金使途のみて融資限度額まて利用可能てある。ただし、経済環境適応資金の下請中小企業対策・特定地域対策特別は、設備資金と運転資金の限度額が異なる。

⑦ 経済環境適応資金（企業活性化）など融資条件の有利な制度は、融資を受けるた

めに計画書の認定などの手続きが必要てある。

＜　名古屋市の制度について　＞

①　商品仕入れに短期経営資金を、商用車を購入するために商工業振興資金を利用するというように、異なる資金需要に対して、それぞれ資金需要に応じた名古屋市の融資制度を、その融資制度の限度額の範囲内て、同一時期に複数利用することは可能てある。

しかし、ひとつの資金需要に対し同一時期に複数の融資制度を利用することは、制度の性格や対象者の要件等から不可能となる場合がある。

②　名古屋市の設備近代資金は融資対象物件を譲渡担保とするため、愛知県の中小企業設備近代化資金と合わせて利用てきない。

③　商工業振興資金、開業資金、金融公社一般事業資金の融資制度は、設備資金及び運転資金の両方の資金使途て利用することがてきる。この場合、利用する設備資金及び運転資金を合わせた額は、融資限度額を超えることがてきない。

④　融資制度は原則として一定以上の営業実績を必要とするが、開業資金のみは営業実績が無し又は６カ月未満てある。

⑤　先端技術等育成資金のうち先端技術開発・導入資金と情報化促進資金の制度は、両制度を合わせて、融資限度額が５０００万円となっている。

⑥　商工業振興資金の申込先は、事業所がある市町村の商工担当課てあるが、名古屋市内に事業所がある場合においては、申込先は、愛知県信用保証協会及び名古屋市中小企業指導センター（名古屋市信用保証協会を含む）となる。

しかし、名古屋市の商工業振興資金は、愛知県の商工業振興資金と協調し県下一律的に運用を行っているため、商工業振興資金の融資限度額は県と市の各々の申込先て１５００万円合わせて３０００万円てはなく、合わせて１５００万円てある。つまり、一方の申込機関て１２００万円の融資を受けると、他方ては３００万円まてしか融資は受けられない。

5．コンサルティング知識の整理

５．　コンサルティング知識の整理

以下に、平成２年度に行った、コンサルティング知識の整理結果について概要を述べる。なお、詳細な結果については「資料４　コンサルティング知識の整理結果」を参照されたい。

５１　整理方法

コンサルティング知識（要因分析など）のすべてを整理するには、相談内容が広範囲であるため、余りにも膨大かつ複雑であると思われる。そのため、「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果において、ニーズが最も多かった金融分野に関連する知識を当該調査研究におけるコンサルティング知識の一例とすることとしたが、金融分野全般にわたるコンサルティング知識においても、その知識の範囲は広く複雑であるため、実際に制度を利用した実例をもとに、設定したモデルを中心として整理を行うものとした。

＜整理方法＞

個別企業の融資をモデルとして相談目的の要因分析を行い、その相談に対する制度を紹介するまでを、以下の３形態に整理を行った。

①　コンサルティング手順・コンサルティングフロー

相談者の相談内容に対して、利用可能な制度の候補を選び出したり、あるいは、相談者の条件を変更することにより、相談者にとって現在利用可能な制度以外の良い条件の制度を導くための質問の概要を取りまとめた。

②　設備・運転資金の体系化

金融分野の融資制度を目的別（設備・運転資金別）に体系的整理を行った。

③　目的（使途）から見た融資制度一覧表

コンサルテーションを行うにあたっての資金使途・融資条件などを、「産業政策情報の一覧表」をもとに比較利用できるように一覧表として取りまとめた。

＜項目＞

目的（使途）、融資限度額、申込期間、融資期間、担保・保証人、利率、融資対象、従業員数、事業年数、資本金、事業所在地、制度名、取扱機関、備考

5 2　整理結果

（1）コンサルティンク手順・コンサルティンクフロー

コンサルティンク手順・コンサルティンクフローは、相談者の属性（事業所所在地、業種、資本金、事業年数など）から始まり、具体的な資金使途、借入金額、借入期間の順に質問している。質問に対する回答をもとに、利用可能な制度の紹介が行われている。さらに、借入金額、借入期間の条件を変更した場合の制度を紹介している。

今回は、利用可能な制度を紹介するためのコンサルティンク知識の概要として整理したため、最適条件の制度を紹介するためには、相談者の他機関における借入状況、資金使途目的、相談企業の経営状況など一層詳細な質問を行うことが可能となるコンサルティンク知識の分析・整理が、必要となってくると思われる。

（2）設備・運転資金の体系化

コンサルティンク知識のうち国・愛知県・名古屋市の各融資制度を運転資金・設備資金に分け、資金使途別に体系的に整理を行った。資金使途には以下のような特徴がある。

① 「先端技術設備・情報処理関連機器」、「新技術・新製品の開発」など多くの使途目的の項目が、設備資金・運転資金の両資金使途となっている。各使途目的に体系付けられた「新事業・技術振興貸付（先端技術振興資金）」、「経済環境適応資金（従業員独立開業資金）」などの多くの制度は、設備と運転の両資金使途がある。

② 設備資金において、「経済環境適応資金（事業転換資金）」は、事業の開業・転換のうち事業転換、商工業等の振興のうち構造改善としての２つの使途目的を持つ制度てある。このように一つの融資制度て複数の資金使途を持つ他の制度は、設備資金においては、「中小企業情報化促進資金貸付」、「新事業・技術振興貸付（先端技術振興資金、新事業・技術企業化資金、商品化試作資金）」、「先端技術等育成資金（先端技術開発・導入資金）」、「情報基盤整備貸付」、「商工業振興資金（通常資金、特別小口資金）」の８制度てある。運転資金においては、「経済環境適応資金（事業転換資金、経営安定・関連倒産防止資金）」、「商工業振興資金（通常資金、特別小口資金）」の４制度てある。

（3）目的（使途）から見た融資制度一覧表

相談内容を分析し利用可能な制度を紹介するにあたり、各制度間の融資条件てある資

金使途・融資条件などを比較てきるように取りまとめた。取りまとめた融資条件の比較すると、以下のような特徴がある。

① 融資限度額が１億円以上の制度は、愛知県の「経済環境適応資金（企業活性化資金）」「経済環境適応資金（商業近代化資金）」、「中小企業組織強化資金（高度化事業資金の単県）」の３制度以外は、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、労働基準監督署が取り扱っている。「中小企業高度化資金」は、借入額の限度額が必要資金の６５％～９０％となっている。

② 中小企業金融公庫の「地域中小企業活性化貸付（ふるさと創造企業育成融資）」、国民金融公庫の「経営基盤強化貸付」「消費税導入円滑化貸付」、愛知県の「経済環境適応資金（特定地域対策特別資金）」「季節資金」、愛知県中小企業振興公社の「中小企業設備貸与制度」、愛知県中小企業総合指導所の「中小企業設備近代化資金」、名古屋市中小企業指導センターなどの「商工業振興資金（災害復旧資金）」、名古屋市小規模事業金融公社の「設備近代化資金」の申込時期は、一定の期間が定められている。

③ 融資期間は、ほとんどの制度は５年以内から１５年以内てある。愛知県の「経済環境適応資金（貿易振興資金）」「信用組合融資促進資金」、名古屋市中小企業指導センターの「貿易振興資金」は６カ月以内てあり、商工組合中央金庫の「組合事業資金」、愛知県の「季節資金」「中小企業組織強化資金（運転資金）」、名古屋市信用保証協会の「短期経営資金」は１年以内てある。

④ 担保・保証人は、国民金融公庫の「小企業等経営改善資金」以外は、原則必要となっている。

⑤ 各制度は、利子を含めた融資額の返済が必要てあるが、愛知県の「中小企業高度化資金（設備リース事業のうち事業転換設備リース事業、共同公害防止等事業、災害復旧高度化事業）」、愛知県中小企業総合指導所の「中小企業設備近代化資金」、名古屋市小規模事業金融公社の「設備近代化資金」は、無利子て融資額のみの返済てある。

6．地域産業政策
コンサルティングシステムの
概念設計

６．地域産業政策コンサルティングシステムの概念設計

以下に、平成２年度に行った地域産業政策コンサルティングシステムの概念設計について概要を述べる。なお、詳細な結果については「資料５　地域産業政策コンサルティングシステムの概念設計書」を参照されたい。

６１　概念設計方針

「先進的なコンサルティングシステム調査」及び「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」をもとに、地域産業政策コンサルティングシステム概念設計方針を立て、この方針に基づき、概念設計を行うこととした。

各相談窓口の担当者は、地域産業政策の内容を十分把握し、相談者の相談内容に関する様々な事象の調査・分析を行った上て、最適な政策情報の活用を図るなどのコンサルテーションを実施している。このため、本調査研究てとらえる地域産業政策コンサルティングシステムは、当地域において地域産業政策情報に関する各種制度を利用する際に「必要と思われる機能」「あったら便利な機能」などを検討し、その結果及び検討された機能を取りまとめたものを概念設計と位置付ける。

＜地域産業政策ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ概念設計方針＞

地域産業政策コンサルティングシステムの概念設計は、地域産業政策の有効活用を行うコンサルテーション業務を支援する際に「必要と思われる機能」「あったら便利な機能」などを検討することにより行う。検討にあたっては、「先進的なコンサルティングシステム調査」、「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」、「地域産業政策情報の整理」及び「コンサルティング知識の整理」の調査結果を基礎資料として用いる。

本調査研究における概念設計書は、この検討結果及び機能の説明を取りまとめたものとする。

６２　地域産業政策コンサルティングシステムの概念

６２１　地域産業政策コンサルティングシステムの前提条件

相談者が持つ問題点を調査分析し、その結果に対する各種の支援方法などを全般的にコンサルテーションするには、あまりにも膨大なコンサルテーション関係の知識や支援方法などの情報の整備が必要てあり、これらの概念を地域産業政策コンサルティングシステムとして的確に取りまとめるには、多大な作業時間が必要となる。このため、当該調査研究における地域産業政策コンサルティングシステムは、「コンサルティングを受ける側のニーズ調査」結果などをもとに利用者、利用方法などの前提条件を以下のように設定し概念設計を行った。

（１）利用対象者

専門領域以外の相談に対してコンサルテーションを行う者、及び、産業政策情報に関するある程度の知識を有する者

（２）利用方法

相談者の相談内容を分析し、利用可能な産業政策情報を利用対象者に案内するコンサルティング業務の支援および産業政策情報の紹介

（３）システム範囲

①ホスト

1)利用可能な産業政策情報を提示する。

2)コンサルティング関連の知識および産業政策・制度のデータベースなどの管理をする。

3)知識の獲得（追加・更新・削除など）などのメンテナンスは、ホストのシステム管理者が行う。ただし、一部の特定の利用者に限りメンテナンスを可能とする。

4)ワークステーションかそれと同等以上の機能を有しているものとする。

②利用端末機

1)相談内容等の情報入力と、ホストて処理した結果てある産業政策情報の表示出力を行う。

2)原則として、現在利用しているパソコン・ワークステーションに通信機能を付加したものとする。

６２２　地域産業政策コンサルティングシステムの機能

当該システムは、ホストにすべて機能を集中させることなく一部の機能を端末機側にもたせることにより、ホストへ集中する負荷を分散させる。また、端末機自体のインテリジェント機能を活用したり、端末機に機能を付加することにより、必要情報の転送時間が短くなるなど、当該システム全体の処理時間が短縮できる見込みがある。以下の機能全体の構成は図６－１に示す。

（１）ホスト側機能

①システム管理部

システムの運用状況の把握や、知識のメンテナンス状態の制御など当該システム全体の運用管理を行う機能をもつ。

②知識情報処理部

1)当該システム利用者から入力された相談内容をコンサルティング知識（知識ベース）を用いて問題要因など分析を行う機能をもつ。

2)分析結果に基づき利用可能な産業政策情報を選択する機能をもつ。

3)政策・制度適用評価知識（知識ベース）を用いて相談者条件の変更などにより、既に選択された産業政策以外の有効な政策・制度情報を選び出し、選択された産業政策間の比較や適用評価を行う機能をもつ。

4)相談者の変更すべき条件を克服情報として作成する機能をもつ。

5)知識ベースを用いた処理の過程を推論過程として蓄積をする機能をもつ。

6)当該システムから利用者に対する質問は、既に利用者から入力された情報をもとに、システム側て必要最小限の事項を選択し質問する機能をもつ。

③データベース管理部

1)産業政策情報をシステム内部情報として管理し必要情報を検索する機能をもつ。

2)日経テレコム、ＳＭＩＲＳ、ＪＯＩＳなどの当該システム外のオンラインデータベースへ接続する機能をもつ。

④知識獲得部

当該システムが行ったコンサルテーションに対する不足・不備などの情報を、当該システムに対する産業政策情報やコンサルティング関係知識のメンテナンス用情報

図６－１　地域産業政策コンサルティングシステム機能構成図

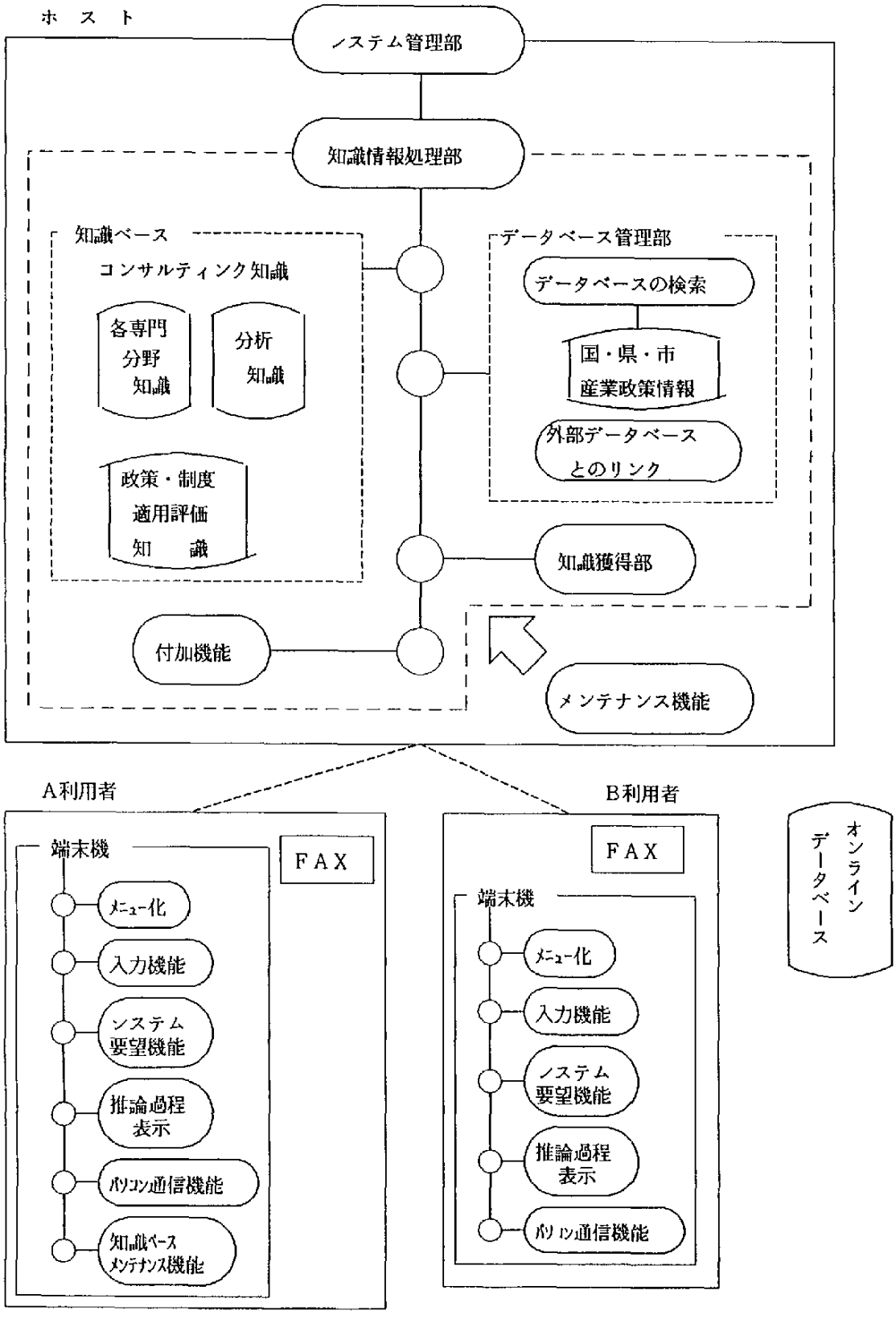

（メンテナンス要望情報）として蓄積する機能をもつ。

⑤知識ベース

コンサルテーションを行うために以下の3種類の知識を有する。

1)専門分野知識

各産業政策に関連する知識を分野毎（金融、技術、労務など）に整理した知識である。

2)分析知識

コンサルテーションの過程において、相談内容を分析するために必要な知識を整理したものである。

3)政策・制度適用評価知識

産業政策・制度間の比較や、その制度などが相談者条件に適しているかなどの評価を行うための必要な知識を整理したものである。

⑥メンテナンス機能

1)知識ベースのメンテナンス機能

当該システムによるコンサルテーションに対する不足・不備などの蓄積された情報（メンテナンス要望情報）をもとに、システム管理者がコンサルティング関係知識のメンテナンスをマウス・ウインドウ機能など利用して容易に行うことができる機能をもつ。

2)産業政策情報のメンテナンス機能

データベースメンテナンスツールにより産業政策情報をシステム管理者が容易に行うことができる機能をもつ。

3)整合確認

コンサルティング関係知識および産業政策情報のメンテナンス後、その知識および情報の内容に矛盾がないかをチェックする機能をもつ。

4)確認テスト

メンテナンスを行い、整合性のチェック後内容が正しいかどうかのチェックを行うために、シュミレーションによる動作確認を行うことができる機能をもつ。

5)メンテナンス記録の蓄積

システム管理者以外でもコンサルティング関係知識のメンテナンスを行うことが

てきるため、どのように変更等されたかの記録を蓄積する機能をもつ。メンテナンス記録の蓄積により、知識や産業政策情報の安全性が確保される。

6)端末機の管理

当該ノステムホストへの接続端末機の増減に伴うノステムのメンテナンス機能をもつ。

⑦付加機能

コンサルテーノョン結果をＦＡＸて送信することが可能てある。また、コンサルタントや窓口相談者間のコミュニケーノョンソールとしての電子メール機能や、ノステム側からの連絡事項など伝えるための電子掲示版機能をもつ。

（２）端末機側機能

①メニュー化機能

ホストから必要最小限の情報が送られてきて、端末機側て利用者が使い易い用にメニュー化して表示する機能をもつ。

②入力機能

相談者の相談内容やホスト側などからの質問などに対する情報の入力をマウスなどを用いて容易に行うことがてきる機能をもつ。

③ノステム要望機能

当該ノステムが行ったコンサルテーノョンに対する不足・不備などの情報を、産業政策情報やコンサルティンク関係知識のメンテナンス要望情報として作成し、ホストへ連絡する機能をもつ。

④推論過程の表示

当該ノステムが行ったコンサルテーノョン過程を表示する機能をもつ。

⑤知識の獲得（知識ベースのメンテナンス機能）

特定の利用者のみ、端末機から直接ホストのコンサルティンク関連の知識をメンテナンスすることがてきる機能をもつ。これにより、ホスト側のノステム管理者の負担を軽減することが可能てある。ただし、各知識や制度などの情報破壊や不正情報入手を防いだり、特定の利用者のみがコンサルティンク関連知識のメンテナンスが可能となるように、パスワードを設けるなどの安全対策を十分講じてある。

⑥付加機能

コンサルテーション結果をＦＡＸて受信することが可能てある。また、コンサルタントや窓口相談者間のコミュニケーションソールとしての電子メール機能や電子掲示版機能をもつ。

過去のコンサルテーション内容の傾向や件数などの統計的処理を行うなどのために、指導内容の履歴管理を行う機能をもつ。

7．コンサルティングシステム関連の動向

7．コンサルティングシステム関連の動向

本調査研究における参考とするため、コンサルティングシステムの動向や関連する最新技術についても、調査および一部資料収集などを行った。

7 1　富士通㈱の「MINDCITY福祉相談」について

MINDCITY福祉相談は、福祉相談窓口担当者が、老人福祉、児童福祉など個々の相談者の相談内容に対して、受給可能な手当・施設などを漏れなく探し、相談者へ福祉事業内容を紹介する福祉相談業務を支援するシステムである。

福祉事業は、国・都道府県・市町村で数百種類の事業が行われている。MINDCITY福祉相談は、①福祉行政の経験の浅い人に対しては、ある程度トータル的な相談に応じることを可能とし、②専門家の人に対しては、事務の効率化に役立つことを目的とし開発された。

MINDCITY福祉相談には以下の主な特徴がある。

① 厚生省により定められた全国共通の福祉事業（２１４事業）についてシステム化されていることにより、福祉事業がほとんど網らされている。

② 各自治体で独自に実施している福祉事業を追加したり、実施していない福祉事業を容易に行うことができる。

③ 操作は、窓口業務の福祉担当者が行うために、メニュー方式で操作性を良くしている。

④ 福祉相談システムは、「直接検索」と「相談業務」とから構成されている。「直接検索」は、福祉事業について必要な書類などの各種情報を直接表示する。「相談業務」は、受けられる福祉事業を検索するものである。

「相談業務」は、基本的情報として相談したい項目を複数選択し、相談者の年齢・性別などを入力する。次に相談したい項目に関する質問がシステム側からなされ、それに答えた結果、受給可能な手当・施設などを検索し表示する。基本的情報から、システムで登録されている全福祉事業の中から効率良く適用可能な福祉事業に絞り込んだり、関連する福祉事業を適用するために必要な質問をする部分に人工知能技術を利用している。

MINDCITY福祉相談は、以下のハードウェア・ソフトウェアにより構成される。

＜ソフトウェア＞

①ＭＩＮＤＣＩＴＹ福祉相談

②日本語ＭＳ－ＤＯＳ（ＯＳ）

③ＥＳＨＥＬＬ－ＦＭ（エキスパート開発支援ツール）

④ＧＣ　ＬＩＳＰ　２８６　Ｄｅｖｅｌｏｐｅｒ

⑤スクリーンエディタＲＥＤ⁺⁺

＜ハードウェア＞

①ＦＭＲ７０ＨＸ３（本体）

②拡張ＲＡＭカード４ＭＢ（２枚）

７２　第五世代コンピュータ・プロジェクトについて

第五世代コンピュータ・プロジェクトは、１９９０年代の高度情報化社会が必要とする知識を実現するため、従来のコンピュータの持つ技術的制約を克服することを課題として研究開発されているプロジェクトである。このプロジェクトは、通商産業省の情報化政策の一環として推進されているのであり、㈶新世代コンピュータ技術開発機構に委託する形態で実施されている。

第五世代コンピュータ・プロジェクトは、昭和５７年度から１０年計画として、前期の基本技術開発（昭和５７～５９年度）、中期のサブシステム開発（昭和６０～６３年度）、後期のトータルシステム開発（平成元～３年度）に分けて進められている。

前期の基本技術開発では、パーソナルタイプ逐次形推論コンピュータ（ＰＳＩ）や関係データベースマシン（Ｄｅｌｔａ）等のハードウェアと逐次型論理言語（ＥＳＰ）、論理形言語によるオペレーティング・システム（ＳＩＭＰＯＳ）の研究開発が行われた。

中期のサブシステム開発では、並列型推論コンピュータ（Ｍｕｌｔｉ－ＰＳＩ）、並列型論理言語（ＫＬ１）、並列推論制御ソフトウェア（ＰＩＭＯＳ）、分散知識ベース管理基本ソフトウェア（ＫＡＰＰＡ）、小学６年程度の国語を理解する談話理解システム（ＤＵＡＬＳ）等の研究開発が行われた。

後期のトータルシステム開発では、これまでの研究成果を統合し、第五世代コンピュータ・プロト・タイプシステムを開発する予定である。プロト・タイプシステムの概要は以

下のとおりてある。

① １０００台程度の並列度を有し、並列推論機能および知識ベース機能を持つ

② ハードウェアの並列推論制御と知識ベース管理を行う基本ソフトウェア（ＯＳ）並びにそのユーティリティ群である知識プログラミング・システムを持つ

③ 第五世代コンピュータのアプリケーションともいうべき、プロトタイプ基本応用システムを持つ

７３ 電子計算機利用に関する技術研究会の知識情報処理システムについて

電子計算機利用に関する技術研究会は、昭和４３年に電子計算機利用上の技術的側面からみた諸問題について多角的かつ専門的な調査研究を行うことを目的に通商産業省工業技術院に設置され、メンバーは各省庁（現在２９省庁、オブサーバー４機関）の情報処理部門の電子計算機利用の専門家て構成されている。

現在のエキスパートシステムの知識ベースの構築・更新には、ナレッジ・エンジニアが専門家へのインタビューにより知識を理解し、修得語に整理し体系化する必要があり、生産性が低く、ナレッジ・エンジニアへの負担も大きい状況てある。そのため、知識情報処理システムは、知識の自動獲得機能を実現し知識獲得効率の向上、ナレッジ・エンジニアの負担軽減を目的としている。

知識情報処理システムは、以下の特徴がある。

① 自然言語の形態素・構文解析機能をもち入力された文書の係り受け構造を出力する。

② 構文解析結果から格情報を利用しフレームへと知識を変換し知識ベースファイルを生成する。

③ 自然言語文の表層表現が違うが同じ意味を持つ表現を、知識ベースに変換する際に同じ表現に統一する。

④ 知識ベースの編集・削除、ルールの作成機能を持つ。

⑤ 作成された知識ベースを用いて推論の実行が可能てある。

知識情報処理システムは、知識獲得部と知識管理部から構成されている。

知識獲得部は、システム監査実施基準条文が入力されているファイルを読み込み、不必要な項目などを削除し、構文解析を行い、必要な部分をフレーム化し知識ベースとする機

能を持つ。

知識管理部は、知識ベースの編集機能や推論ルール、システム監査対象システムの知識の追加機能をもち、推論を行う機能を持つ。

（　パソコン上て知識情報処理システムは開発されているため、通商産業省の「システム監査基準」の実施基準条文を解析するのに必要な構文解析ルールやフレーム変換に用いる辞書と限定されている。　）

＜ハードウェア構成＞

① ＰＣ－９８０１ＲＸ２１（本体）

② ＰＣ－９８７２Ｕ（マウス）

③ ＳＲ－４０（４０ＭＢ　ＨＤＤ）

④ ＥＭＪ－２０００ＭＫⅡ（ＥＭＳ対応　２ＭＢ拡張メモリ）

＜ソフトウェア構成＞

① ＭＳ－ＤＯＳｖ３　３（ＯＳ）

② 知識獲得部　ＭＳ－Ｃ（使用言語・ソフトウェア）

③ 知識管理部　Ａｒｉｔｙ－Ｐｒｏｌｏｇ（使用言語・ソフトウェア）

④ ドキュメント表示ソール　ＭＳ－ＷＩＮＤＯＷＳ、ＭＳ－Ｃ（使用言語・ソフトウェア）

8　まとめ

８．　まとめ

本報告をまとめるにあたり、問題をいま一度整理し直してみよう。本プロジェクトの目的は、「地域産業政策コンサルティングシステムの構築」であるから、問題点をとらえるために、図８－１を用意してみた。この図は、諸々の産業活動を実施するためには、基盤要因として、まず、物、金、人が必要であり、それに、技術やノーハウを含めた意味での知識を欠かすことができないことを示している。そして、さらに、産業を助成する方策として、産業基盤を強化するための種々政策があることを示している。

図８－１　産業とその基盤及び政策の関係の説明

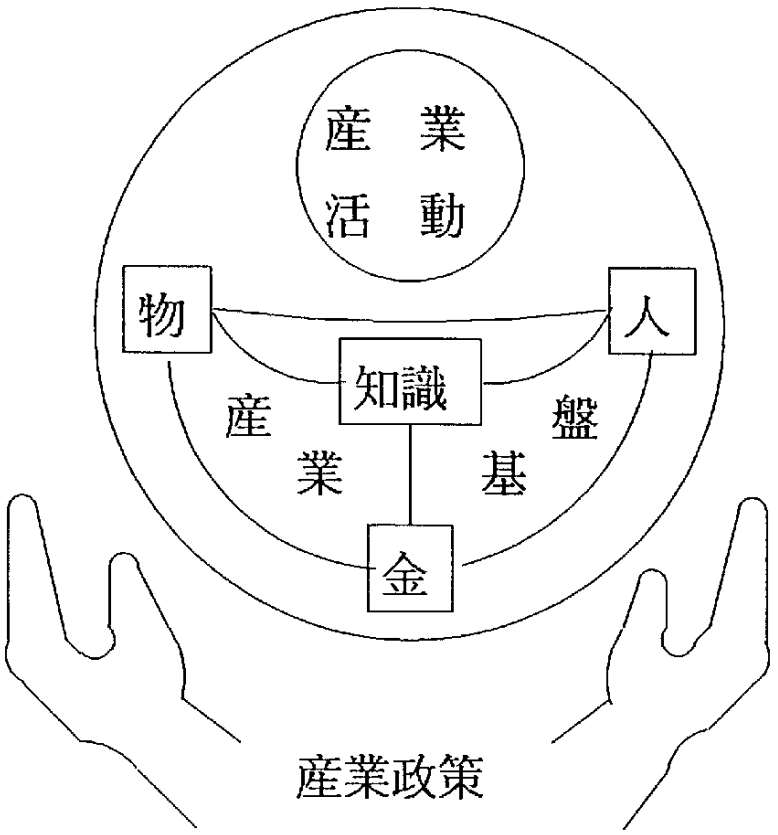

システムが行うべきことは、産業の従事者が要望、または設問した活動に対して、それを支援すべき政策（または政策群）を対応させることである。この対応付けは、いまの問題の場合は、記述から記述への変換（一種の翻訳）という手段で行うのが適切であると考えられる。そのためには、記述のための要素概念（概念ユニット）を定義する必要がある。このあたりの事情を、図８－２に示してある。すなわち、産業活動、産業基盤、政策の各

図８－２　産業に関する活動、基盤、政策の一表現法

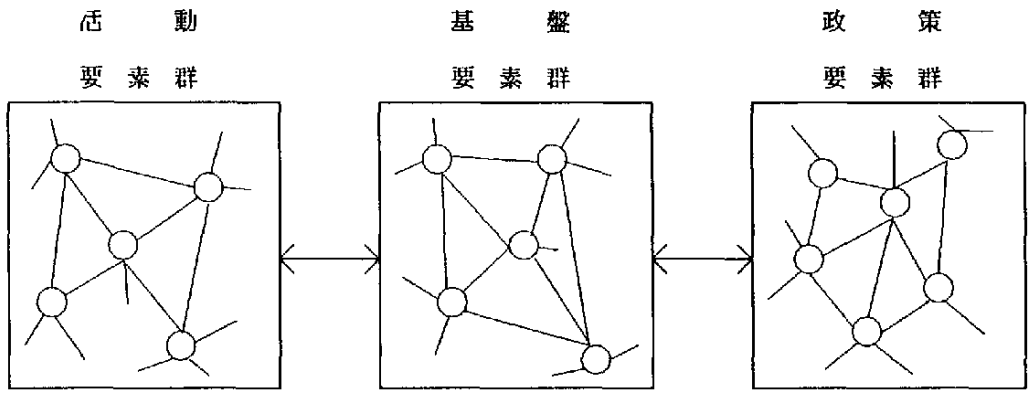

々について、個々の適用例を記述するための要素概念を洗い出し、それらに関係付けをほどこして、一種の概念辞書を構成する必要がある。この作業に関しては、本年度は対象資料の収集に止まり、その分析は、次年度以降の課題となった。

図８－３　コンサルテーションのプロセスの説明

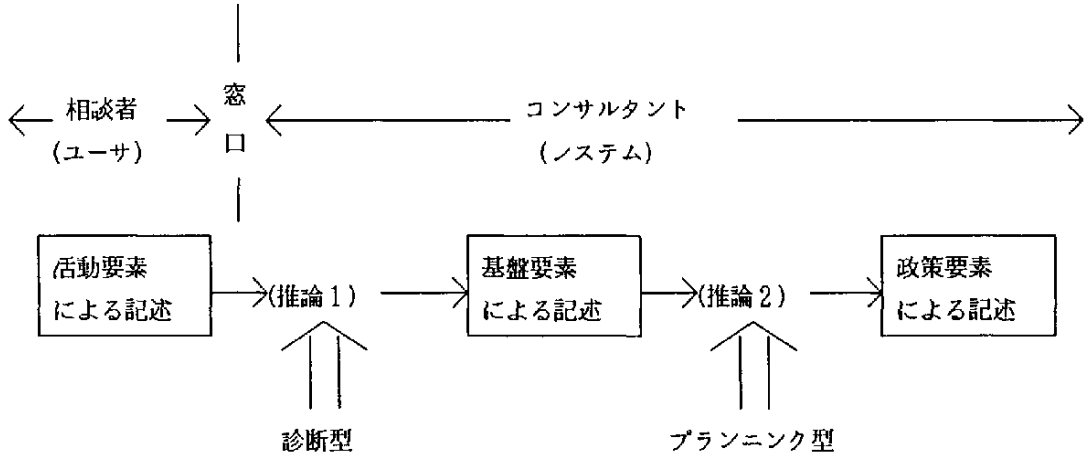

図８－３は、種々の相談所て行われるコンサルテーションのプロセスを想定して、それを、模式図によってモデル化したものてある。相談者は、産業活動を表す諸々の用語を用いて、問題を提起するてあろう。これに対して、コンサルタントは、自らの知識を駆使して推論を行い、与えられた問題を、（いつまてに、どれだけの資金を調達して、しかじかの装置を発注するといった）基盤要素の用語を用いた問題記述に書き換えるてあろう。この記述から、コンサルテーションのコールが明確になることが期待てきる。コンサルタン

トは、かくして設定されたコールに対して推論をほどこして、相談者に教示するための対策方法を、諸々の政策要素の用語を用いて記述することになるてあろう。図中に示したように、このモデルに現れる二つの推論のうち、活動記述から基盤記述への推論は診断型、基盤記述から政策記述への推論はプランニング型としてよいてあろう。

以下、このモデルのいくつかの部分について、本年度の調査結果をまとめてみよう。

（ａ）活動の記述について

アンケートの対象となった多くの窓口て、相談事項の内容がパターン化（定型化）できるという回答が得られている。むろん、パターン化が困難な事項も少なくないが、このことは、相談事項を記述するための活動要素（活動記述用語）の定義は不可能てなく、むしろ比較的容易てあることを示唆する。恐らく、相談者が使用する用語を枠にはめることにより、相談事項のパターン化が、実効性を失うことなく可能になると思われる。

（ｂ）産業基盤の記述について

多くの窓口て、相談事項の内容はおおむね明確てあるとの調査結果が得られている。このことは、図８－３における推論１が比較的容易であることを意味するとしてよいてあろう。とくに、本年度て前提をおいたように、問題を金融に限れば、相談者が、直接、基盤記述用語て相談事項を記述することも少なくないと考えられる。従って、今後の作業ては、推論１の論理の深さは浅くしてよいか、あるいは、省略てきると仮定してよいてあろう。

（ｃ）政策の記述について

アンケート結果て着目すべきことは、コンサルテーションのプロセスにおいて参照されている機関の種類数が、きわめて多いことてある。このことは、最終的に到達した政策記述（実際に、相談者に与えられたコンサルテーションの記述―相談者に対して与えられた処方の記述）も断片的て、文の形態にまて到ることは少ないことを意味しているとしてよかろう。問題は、処方（結論）に到る推論２の深さてあるが、この点については、本年度の調査のみては不十分てあり、今後、コンサルティング知識の収集、分析によって明らかにされるてあろう。

最後に、今後の課題を列挙しておく。

（１）用語の設定と概念辞書の作製

活動記述、基盤記述、政策記述のすべてについて、このことを行うべきてある。対象資料は、各窓口における相談事例、産業政策情報等にある。

（２）各種記述言語の設定

さきに設定された用語集を用いて、記述言語を定義しなくてはならない。恐らく、このことに一番強く関するのは、コンサルティンク知識情報、及び、産業政策情報の記述法の開発てある。これらの情報は、適切に抽象化した概念の用語て記述しなくては、機械処理ができないからてある。

（３）コンサルティンク知識情報の分析整理

図３の推論２を行うには、コンサルティンク用の知識ベースが必要てある。いうまてもなく、これを構築するためには、コンサルタントから知識を抽出する必要があり、今後も、諸種マニュアルの分析や、ヒアリンク等が精力的に続けられることになろう。

（４）産業政策情報の分析整理

産業政策情報は、コンサルティンク用知識ベースの構築の土台になるものてあって、本年度かなりの量収集された。今後は、これを機械可読な形にし、かつ、要約、見出し語等によって抽象化し、これらと、基盤記述用概念、活動記述用概念との意味関連を整理する必要があろう。また、個々の政策間に関連があれば、このことも、明確な概念を介して抽出するべきてある。コンサルティンクの結論は、原則的には政策適用のスケノューリンクてあるから、このことは重要てある。

（５）プロトタイプの作成

本年度行われた概念設計に基づいてプロトタイプを作成することが、次段階の作業となるが、作成支援環境として、ｓｈｅｌｌやソールに何を選ぶべきかは、知識ベースの性格がもっと明確にならないと決定てきない。その意味て、知識ベースのための情報収集と分析は、次年度早々から積極的に進められるべきてある。

（６）コンサルテーノョン支援ノステム

本プロノェクトてとりあえず目指すのは、コンサルタントに対する支援ノステムの実現てある。このことを予想して作成したダイアクラムが、図８－４てある。支援ノステムは、コンサルタントの推論プロセスにおける隘路を克服するべきものてあるから、この点においても、コンサルティンクの過程を、注意深く分析研究するべきてある。

なお、ンステムの成長に従って図８－４の上部のコンサルタント（専門家）を切り離

して、専用エキスパートシステムにすることが可能である。

図８－４　コンサルタントと支援システムとの協調の説明

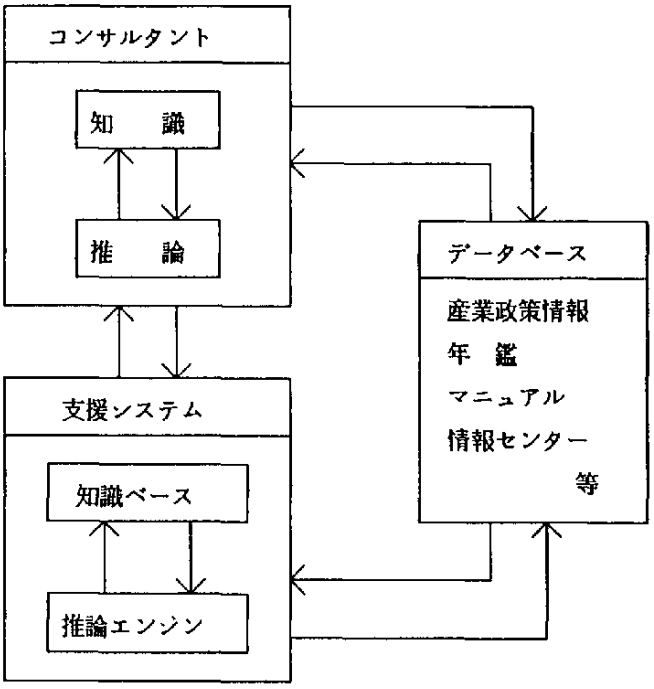

資料１．先進的な
コンサルティングシステムの
調査結果

産業政策コンサルティングシステム調査の一環として、本システムに適応できる最新技術の獲得及び先進技術動向の調査を目的に、先進的コンサルティングシステム調査を下記の様におこなった。

☆調査事例名称及び調査先

①医療ファジィエキスパートシステム（日本ファジィ学会誌）
北九州市立小倉病院・九州工業大学

②三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム
三菱自動車工業株式会社　乗用車技術センター

③ＧｅｍＳｔｏｎｅ
株式会社日本電子計算

④環境管理の為のファジィエキスパートシステム（日本ファジィ学会誌）
国立公害研究所

⑤ファジィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム（情報処理学会誌）
山一証券・東京工業大学

⑥生命保険の新契約医務検定支援エキスパートシステム（ＣＳＫ技術通信）
株式会社ＣＳＫ　ＸＰＴ事業部

⑦トラヘルアトハイサーエキスパートシステム（デモ版）
DATABASE' 90TOKYO　東芝エンジニアリングプース

⑧ＩＳＤＮテレコンサルティングシステム（資料）
ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所

⑨Ｍｉｎｉｔｅｌ
三井情報開発株式会社

⑩ＸＰＴ－Ⅱ　自動車故障診断支援エキスパートシステム（デモ版）
株式会社ＣＳＫ　ＸＰＴ事業部

⑪MINDCITY　福祉相談
富士通株式会社　自治体営業部

⑫音声認識システム
ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所

⑬フルテキスト検索システム
ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所

計　１３件　〔文献５件〕

〔 目 次 〕

１．先進的コンサルティングシステム調査所見　49

２．先進的コンサルティングシステム調査一覧　51

３．先進的コンサルティングシステム調査結果

①医療ファシィエキスパートンステム　52

②三菱自動車故障診断支援エキスパートンステム　54

③Ｇｅｍｓｔｏｍｅ　55

④環境管理の為のファンィエキスパートンステム　56

⑤ファンィ推論を利用した証券投資エキスパートンステム　58

⑥生命保険の新契約医務検定支援エキスパートンステム　59

⑦トラヘルアトハイザーエキスパートシステム　60

⑧ＩＳＤＮテレコンサルティングンステム　61

⑨Ｍｉｎｉｔｅｌ　62

⑩ＸＰＴ－Ⅱ　自動車故障診断支援エキスパートンステム（デモ版）　63

⑪ＭＩＮＤＣＩＴＹ　福祉相談　64

⑫音声認識ンステム　65

⑬フルテキスト検索ンステム　66

①医療ファジィエキスパートシステム
従来、医学的知識や医師の経験などに含まれる曖昧さを表す方法として確信度（確率測度）が用いられてきた。確信度は各事象の起きる曖昧さを確率として表現し、その加法性を利用する事により表していたが、加法性を満たさない対象や、各事象間の相乗効果や相殺効果を考慮した曖昧さの表現に対し適応か困難であった。そこで、この加法性の制約を緩め、曖昧さを『事象の起きる確率』ではなく『事象に対する評価』として扱うファジィ測度が提案されている。
又、このような判断に関する曖昧さとは別に、感覚を表現する際の言葉の定義の曖昧さをファジィ集合として扱うことにより知識表現力の向上が可能と思われる。

②三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム
エキスパートシステムの知識編集機能におけるマンマシンインタフェースを向上する事により知識獲得や知識整理作業の効率化が図れ、診断型エキスパートシステム構築におけるラピッドプロトタイピング開発環境の向上の重要性を認識させる事例ではないかと思う。

③ＧｅｍＳｔｏｎｅ
オブジェクト指向データベースマネジメントシステム事例であり、位置付けとしてはプログラミング言語から抽象データ型、データベースから意味データモデル、ＡＩからフレームの各概念を導入し、それらの統合を目指している。
産業政策情報における各種制度、関係相談所、法律、各種助成制度等、又各種相談項目との関係付けに及ぶ複雑な構造のデータを、人工的なテーブル形式に編成することなく、人間の記憶をたとる様な効率かつ機能的なデータベースを構築する為のマネジメントシステムとしての適応か考えられる。又、スタンドアロンとしても従来のＲＤＢに比べより実用的なシステムが実現可能と思われる。

④環境管理の為のファジィエキスパートシステム
これは、社会や経済等の専門化の知識と判断を随時取り込む事により環境予測モデルを作成し行来予想と共に感度分析や政策評価を行うシステム例であるか、これをコンサルティングシステムにあてはめて考えると、各種相談所毎のコンサルターモデルの知識と判断により、相談者モデルを明確にし、相談者モデルから更に産業政策問題モデルを予想すると言うような産業政策コンサルティングのモデリングが可能となる。そして、このような各モデルの表現方法としてファジィ理論を用いる事が可能と思われる。

⑤ファジィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム
上記のモデルに更に企業モデル等を追加した場合、社会情勢の変化に伴う各業種毎の経営状況等の予測機能としての位置付けが考えられる。

⑥生命保険の新契約医務検定支援エキスパートシステム
商談所業務における相談内容の履歴、各種書類等の電子文書化による、相談システムから更に相談業務エキスパートシステム化への提案を示す事例であると思われる。

⑦トラヘルアドバイザーエキスパートシステム
当コンサルティングシステムの提供情報のリソースを既存ＤＢ又は、上記の様なＤＢに求める場合のシステム構成として参考になるのではないか。尚この場合エキスパートシステム側に通信機能及びＤＢを直接操作できる様な機能が望まれる。又、マンマシンインタフェース部におけるハイパーメディアの採用も興味深い。

⑧ＩＳＤＮテレコンサルティンクンステム
ＩＳＤＮの有効性、及びＩＳＤＮを用いたンステム運用の実用性を示す事例てある。
当コンサルティングンステムにおいても、データ管理方式（集中管理・分散管理）や転送メティア、またオンラインを意識した推論方式の選定をするに当たって、通信による恩恵を最大限に利用てきるンステム構成及ひ機能の選定か必要てあると思われる。

⑨Ｍｉｎｉｔｅｌ
フランスの世界最大規模情報ネットワークサーヒスてあり、当ンステムのホストを設置することによる産業政策コンサルティングの運営か考えられる。又Ｍｉｎｉｔｅｌはオンラインネットワークサーヒスの運営方法に関するノウハウを財産としており、当コンサルティングンステムの運営方法の重要性を認識させる事例てはないかと思う。

⑩ＸＰＴ－Ⅱ　自動車故障診断支援エキスパートンステム（デモ版）
当ンステムはタッチパネル、診断結果に基つく故障（不良）箇所の画像表示等、エントユーサの立場に立ったマンマンンインタフェース向上の重要性を認識させる事例てはないかと思う。

⑪ＭＩＮＤＣＩＴＹ　福祉相談
明確な相談項目に対する診断型エキスパートンステム事例であり、ある意味ては後ろ向き推論である。相談業務知識を上手に推論方式にマッチさせた事例てはないかと思う。

⑫音声認識ンステム
時間的に短い語嬰の認識が可能であり、１チップ当たり約４０語程度の容量を持つ。音声を含めたマルチメディア通信や音声メディアによるオンラインシステムのマンマンンインタフェース等の可能性を広げる事例てはないかと思われる。

⑬フルテキスト検索ンステム
テキスト化されたマニュアル等の検索には非常に有効てあり、当コンサルティングンステムにおいても、産業政策情報等の検索にも有効と思われる。

先進的コンサルティングシステム調査事例一覧

ファジィ理論

①医療ファジィエキスパートシステム
・ファジイ測度の応用
・ファジイ理論の導入による知識の表現力の向上

知識ベース

①医療ファジィエキスパートシステム
・フレームによる知識表現
②三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム
・階層化フレームによる知識表現

データベース（産業政策）

③ＧｅｍＳｔｏｎｅ
・米Servio Logic社オブジェクト指向型データベース
・柔軟なデータモデリング

システム概念

④環境管理の為のファジィエキスパートシステム
・モデリング
当システムにおける以下の構成モデルの設計　——>　概念設計
1　相談者モデル　2　診断士モデル　3　コンサルティングモデル　4　産業政策モデル
⑤ファジィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム
・上記に対し更に5　企業モデルを追加した場合の社会情勢の変化に伴う各種信用情報の変化の予測機能。
⑥生命保険の新契約医務検定支援エキスパートシステム
・大量の事務処理と関連した人間の判断処理のエキスパートシステム化から更に既存のＥＤＰを含めた業務全般に渡った知識情報システムの構築へ。

オンライン

⑦トラヘルアトハイザーエキスパートシステム
・イーサネットによるRDB とｴｷｽﾊﾟｰﾄｼｽﾃﾑの統合
⑧テレコンサルティングシステム
・ＩＳＤＮを用いた情報検索システム
⑨Ｍｉｎｉｔｅｌ
・フランスの世界最大規模情報ネットワークサービス

エキスパートシステム一般

⑩ＸＰＴ－Ⅱ　自動車故障診断支援エキスパートシステム（デモ版）
・ＣＳＫのｴｷｽﾊﾟｰﾄ構築ツールのＵＮＩＸ版
⑪福祉相談
・富士通ESHELL/FM を用いた自治体向けシステム

ヒューマンインタフェース

⑫音声認識システム
⑬フルテキスト検索システム

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	ファンィ学会誌　Vol 2 No 2　（九州工業大学・北九州小倉病院）
所在地	北九州市戸畑区仙水町１―１　九州工業大学　電気工学科
システム名称	医療ファンィエキスパートシステム
使用機種名	――――――――――――――
ＯＳ名称	――――――――――――――
開発言語名	――――――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――

利用目的

・患者の症状や徴候表現、又は症状・検査結果から、診断や治療の判断に伴う曖昧さを扱い、医師の負担軽減や患者への高度な医療情報の提供を行う。

システム構成図

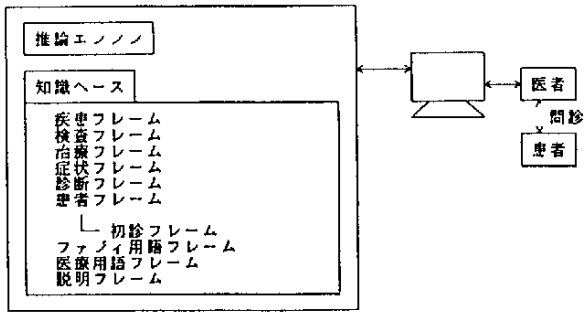

知識構成

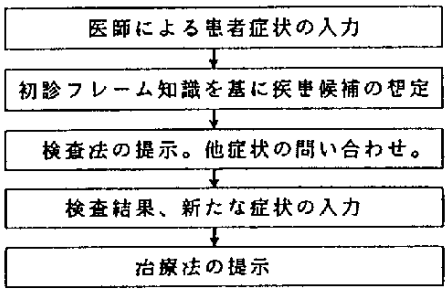

処理フロー

知識・データ構造・ルール数

・医学知識及び医療データはフレーム構造で記述されており、経験則はフレーム内でファンィプロタクションルール（ｉｆ～ｔｈｅｎ　型）を用いて表現されている

・知識フレーム構成

①疾患フレーム	④検査フレーム	⑦ファンィ用語フレーム
②患者フレーム	⑤症状フレーム	⑧医療用語フレーム
③治療フレーム	⑥診断フレーム	⑨説明フレーム

・不確実性や曖昧さを伴う知識や医療情報をファンィ集合やファンィ計測で記述し、推論結果はファンィ演算を行うことにより得る

推論・検索方式・推論結果出力形式

・与えられた患者データから、知識ルールを基に、疾患の診断や診断のための検査法の選択や、診断結果を基にした治療法の選択のための推論計算を行う。

・推論過程の表示のためのＨｏｗ機能、質問に対するＷｈｙ機能を持つ。

特記事項	ＭＭＩ仕様
・ファンィ測度の応用例 ・検査、治療法かその患者に施された場合の結果を想定して施行される前に予想評価を行う。（事前ファンィ評価）	・特に無し

ＭＦＥＳ知識フレーム構造

各フレーム構造詳細

疾患フレーム

self	上位疾患フレーム名
origin	起因疾患名
test	検査名称
treatment	治療法
analogy	類似疾患名称
rule	
	疾患診断規則 診断に必要な検査の選択規則 疾患の治療法の決定規則

middle, hight young old等のファンィ集合をもちいる。

検査フレーム

self	上位検査フレーム名
used-in	当検査を用いる疾患名称
combination	同時に行われる他の検査名称
evaluation	検査費用、検査に伴う危険性等の属性
evaluation-rule	属性評価規則
data	患者の病態に依存する属性評価規則

事前ファンィ評価

検査、治療法かその患者に施された場合の結果を想定して施行される前に予想評価を行っ。
主な評価属性（危険性、痛み、効果、コスト）

ファンィ用語フレーム

name	用語名称
young	(1 0/28, 0 8/30, 0 4/33, 0 0/35)
middle	(0 0/28, 0 2/30, 0 6/33, 1 0/35, 1 0/46, 0 5/55 0/60)
old	(0 0/46, 0 5/55, 1 0/60)

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	三菱自動車工業株式会社　乗用車技術センター
所在地	愛知県岡崎市橋目町字中新切１番地
システム名称	三菱自動車故障診断支援エキスパートシステム
使用機種名	ＦＭＲ７０
ＯＳ名称	ＯＳ２
開発言語名	Ｃ言語
使用エキスパートシェル名	ＡＰＳＨＥＬＬ／ＤＩＡＧ

利用目的
・自動車のエレクトロニクス化にともなう故障診断の複雑化に対処し、同時に自動車整備の初心者か故障診断を容易に行えるシステム

システム構成図

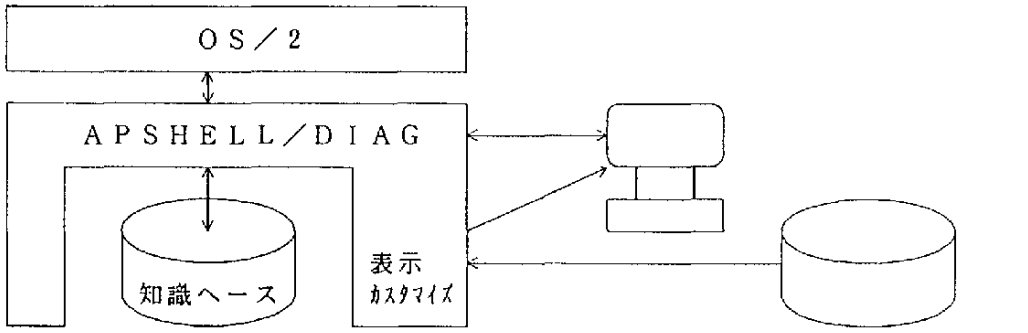

知識・データ構造・ルール数
・知識構造は、診断の原因に至るまでの推論の過程を木構造て表現し、分類木の各ノートフレームに条件や説明等を記述する。
・確信度計算のための因果ルールをマトリックス形式て表現する。
・診断対象の仕様の差異（エンジン形式の相違等）による分類ノートの重複は、分類木を階層化する事により対処する。
・分類ノート数約２００、質問フレーム数約９０、因果ルール（マトリクス）数約５０を使用

推論・検索方式・推論結果出力形式
推論方式
・分類木のトップの節から適応可能な節を検索し順に下の節へと進んてゆき、最終故障モートへたとりつく前向き推論てある。また、推論結果の判定には、因果ルールを用いて確信度をあたえる推論結果出力形式を用いる。
・可能性のある故障原因か、確信度の高い順に一覧表示される。
・各故障原因に対する理由表示や検証機能を有する。

特記事項 ・エキスパートシステムの知識編集機能を用いる事により、知識整理や知識構造の把握か効率良く行える。	ＭＭＩ仕様 ・分類ノート、質問フレーム、因果ルールの各木構造の表示及び編集機能 ・マルチウインドウ形式 ・質問回答のマウスによる選択

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	日本電子計算株式会社
所在地	東京都江東区東陽２―４―２４
システム名称	オブジェクト指向型データベースＧｅｍＳｔｏｎｅ
使用機種名	ＵＮＩＳＹＳ　（Ｓｕｎ　Ｓｐａｒｃ　Ｓｔａｔｉｏｎ）
ＯＳ名称	Ｓｕｎ　ＯＳ
開発言語名	Ｓｍａｌｌｔａｌｋ－８０　／　ＧｅｍＳｔｏｎｅ　ＯＰＡＬ
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――――

利用目的
・都市に於ける人口や車所有者等のあらゆる構成要素を、色々なデータタイプを含めた関係モデルとして表現し、地図画面上にて関係情報の検索及び参照か可能な地図情報システム

システム構成図

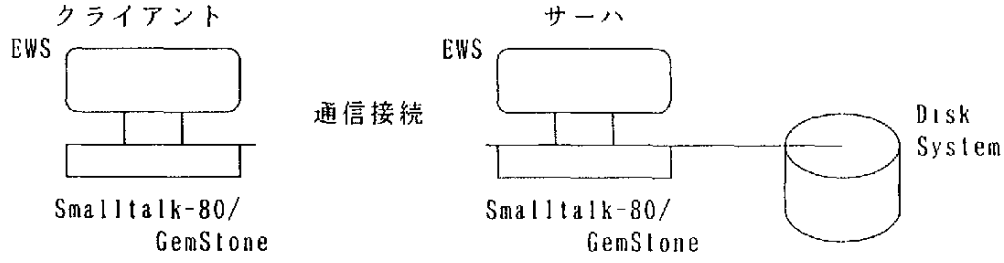

知識・データ構造・ルール数
・データのモデル化にオブジェクト指向の概念を取り入れたデータベース管理システム
・データを各都市構成要素、画像等のあらゆるタイプのオブジェクトとして表現されており、データ間の関連（相互作用）はメソッドと呼ばれる実行可能なプロセッサとして各データタイプと共にモデル化されている。

推論・検索方式・推論結果出力形式
Ｓｔｏｎｅプロセス
・マルチユーザによる同時並行処理からのデータ保護
・１プロセスか１物理データベースに対応
・１プロセスで複数のＧｅｍプロセスをサポート
Ｇｅｍプロセス
・データベースファイル内のオブジェクトをアプリケーションのオブジェクトにマッピングを行う

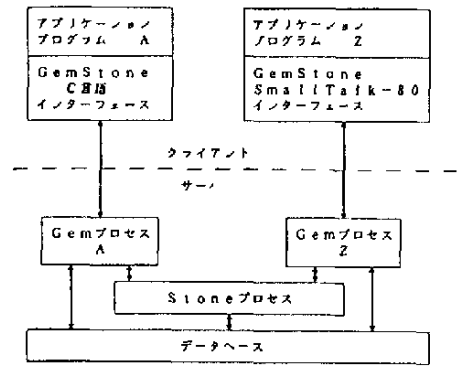

GemStone内部構成図

特記事項
・産業政策及び行政組織データのモデル化に有効なデータベース管理システム

ＭＭＩ仕様
・Ｓｍａｌｌｔａｌｋ－８０の環境かそのまま利用可能

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	ファジィ学会誌　Vol 2 No 2　（国立公害研究所　総合解析部）
所在地	つくば市小野川１６―2
システム名称	環境管理の為のファジィ・エキスパート・システム
使用機種名	――――――――――
ＯＳ名称	――――――――――
開発言語名	――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――

利用目的
・社会学や経済学等の専門家の知識と判断を随時取り込みながら、広域的な環境変動の予想をおこなう。

システム構成図

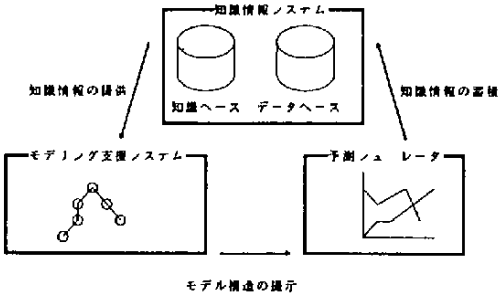

知識・データ構造・ルール数
・知識ベース
文献情報、専門家へのインタヒューによる知識に対し、個々の知識データは、特定の命題とその推論過程の構造から構成され、これらの背景情報や評価情報、又情報源などの情報と共に管理される。又上記の知識ベースは、特定の専門家達によって検索・吟味され、関連付けられた複数の知識データは結合され、より総合的な知識に高められる。

推論・検索方式・推論結果出力形式
・計算機との対話形式により、人間の持つイメージを数式モデルに表現し、現実のデータとの整合性を評価しながら、予想モデルの構造を決定する。
・予想モデルより将来予想を行い、感度分析や政策評価を支援する。

特記事項 ・環境システムに代表される非線形で複雑なシステムのモデリングの支援を行う。	ＭＭＩ仕様 ・特に無し

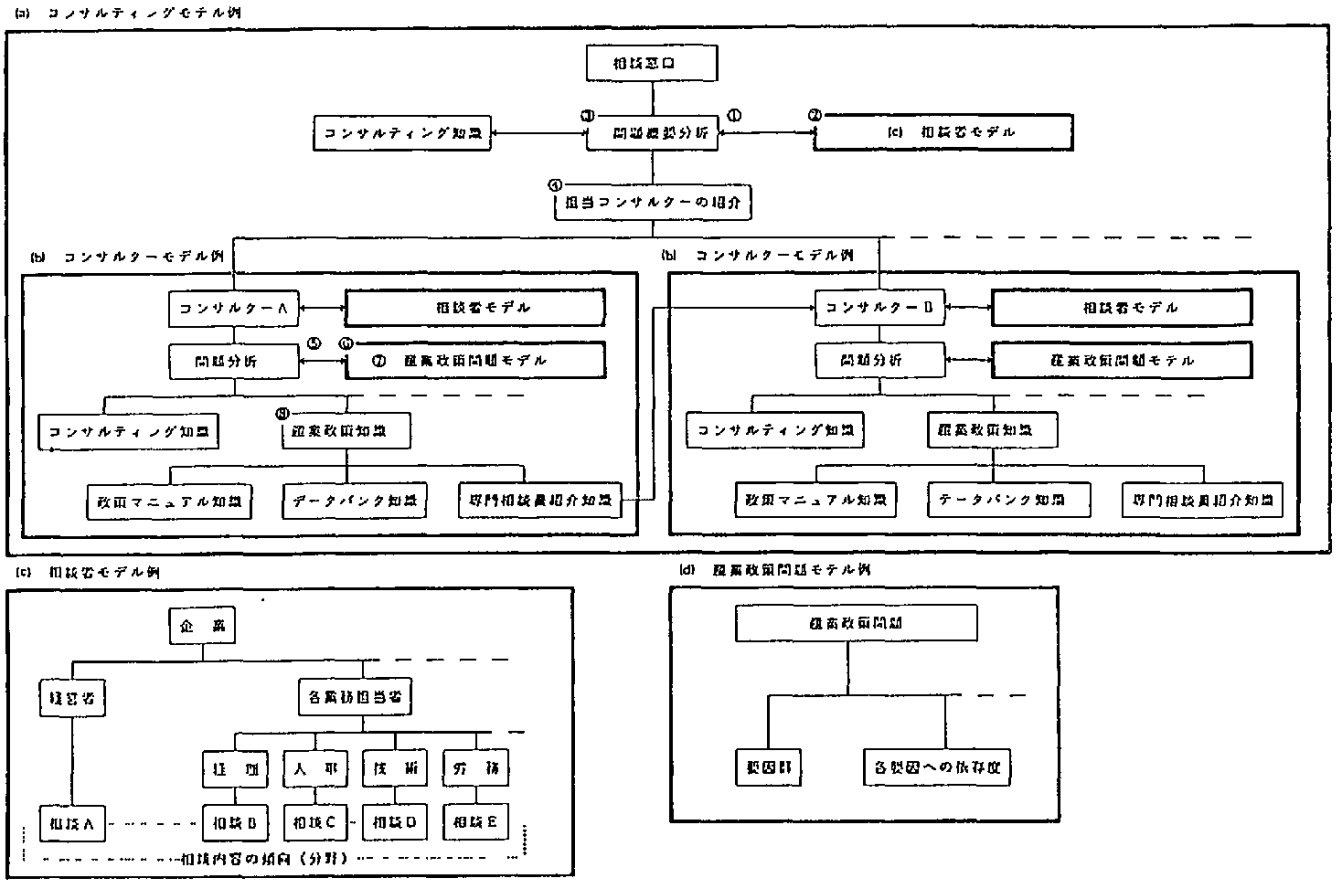

☆産業政策コンサルティングのモデリング例☆

(a)コンサルティングモデル
・各相談所の位置付けや性格又は扱う相談内容の種類により異なるコンサルターを割り当てる。

(b)コンサルターモデル
・各相談所の位置付けや性格又は扱う相談内容の種類により扱う知識が異なる。

(c)相談者モデル
・相談者の企業組織における立場、企業の業種により異なる。

(d)産業政策問題モデル
・社会情勢によるコンサルティングニーズの変化により要因が異なる。

⇩ 現情勢におけるコンサルティングニーズからモデルを抽出。

・産業政策問題及び措置のキーワードによるパターン化
（産業政策知識の検索時にキーとして使用）

☆問題分析の流れ☆

①コンサルティング知識による相談者モデルの絞り込み。（例　経営者or各業務担当者）

②相談内容の分野の把握。（例　相談A　or　相談C）

③相談内容の概要分析

④担当コンサルターの紹介

⑤コンサルティング知識による産業政策問題モデルの絞り込み。

⑥コンサルティング知識による産業政策問題モデルの確信度の設定。

⑦コンサルティング知識による産業政策問題モデルの決定。

⑧産業政策問題モデルを基に、産業政策知識の検索、情報提供。

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	情報処理学会誌　Vol 30 No 8　（山一証券・東京工業大学）
所在地	横浜市緑区長津田町４２５９　東京工業大学　総合理工学研究科
システム名称	ファジィ推論を利用した証券投資エキスパートシステム
使用機種名	――――――――――
ＯＳ名称	――――――――――
開発言語名	――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――

利用目的
・市場に変化の兆しかみえた時に、設定されているモデルに基ついて、売買行動指示を提示する。
（アラーム・システム）

システム構成図

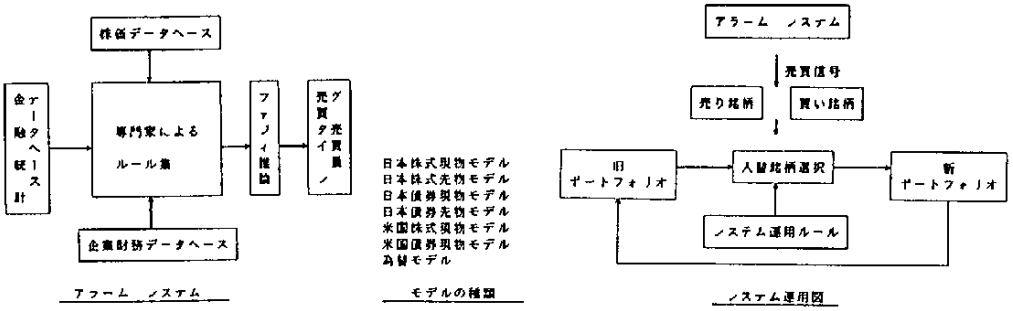

知識・データ構造・ルール数
・知識ベース構成はｉｆ、ｔｈｅｎルールを使用
・アラームルール
金融統計、企業財務、株価データの変動に応じて売買のタイミングと売買量を判断するルール群て次の４つのレヘルかある。
①マクロルール（市場の動向）　②業種ルール（業種選択）③ミクロルール（銘柄選択）
④個人ルール
・証券業務システム運用ルール
信託委託資金をシステム的に運用する基準を記述したルール群を持つ。

推論・検索方式・推論結果出力形式
・Ｍａｘ－Ｍｉｎ法を用いたファジィ推論
・例、株価収益率か低く、移動平均解離率も負ならば買いてある。（下線部かファジィ表現）
・メンハシップ関数は、台形型及び三角形型を使用

特記事項	ＭＭＩ仕様
・過去一定期間のデータから逆に、メンハシップ関数を設定を行う学習機能を有する。	・特に無し

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	株式会社ＣＳＫ　（ＣＳＫ技術通信　1990 VOL10-2 NO20 より）
所在地	東京都豊島区東池袋３―２２―１７　ＣＳＫコンピュータヒル４Ｆ
システム名称	生命保険の新契約医務検定支援システム
使用機種名	――――――――――
ＯＳ名称	――――――――――
開発言語名	――――――――――
使用エキスパートシェル名	ＸＰＴ－Ⅱ

利用目的
・生命保険申込者の選択（検定）を行い、生命保険業務を合理的且つ安全に運営する。

システム構成図

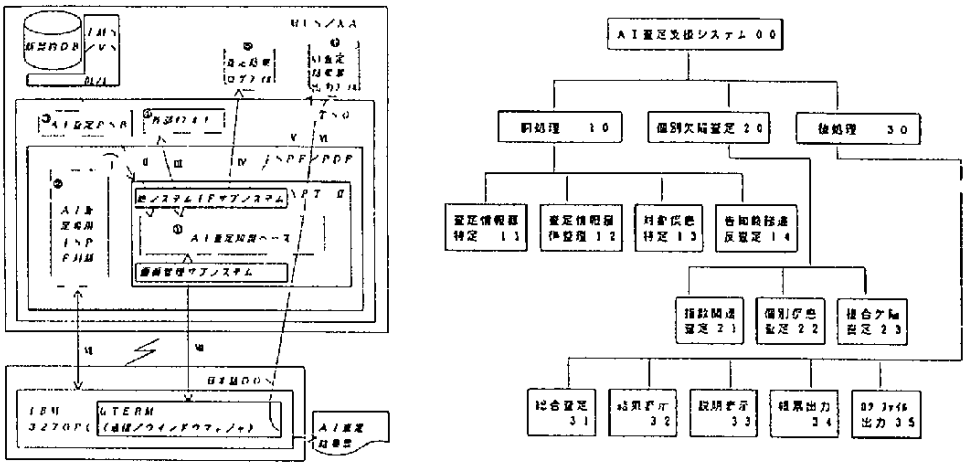

知識・データ構造・ルール数
・知識ベース構成
１）検定ルール
検定処理の全体制御、検定基準書に基すく個別の検定の経験的知識（ルール）を含む。
又、検定ルールは発言者とモデルを用い、各々の専門検定者か利用者に対して発言（質問）を行う考えに基ついたルールの構造化を行っている。

２）疾患管理フレーム
各疾患毎に、ＡＩ検定のサポート対象か否か、質問文のリスト、疾患毎の説明文等の知識をフレーム形式にまとめ、質問応答の手続き（プログラム）も格納している。

推論・検索方式・推論結果出力形式
検定基準書
診査書
検定票
ＡＩ検定結果票
→ 医務検定書類の電子文書化

特記事項	ＭＭＩ仕様
・医務検定のような大量の事務処理（ＥＤＰ）と、関連した人間の判断業務のエキスパートシステム化事例	・ＸＰＴ－Ⅱのウインドウ機能を利用

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	DATABASE' 90 TOKYO　東芝エンジニアリングブース
所在地	池袋サンシャインヒル
システム名称	トラベルアドバイザー エキスパートシステム
使用機種名	SUN SPARC STATION ／ マッキントッシュ
OS名称	SUN／OS ／ マッキントッシュOS
開発言語名	――
使用エキスパートシェル名	Nexpert Object / SYBASE

利用目的

・ハイパーメディアツールであるSuperCardとの対話により、利用者かとのような旅行を希望するのかを把握し、NexpertObjectか、利用者の嗜好の判断や旅行コースの選択、又詳細情報等の表示を行う。

システム構成図

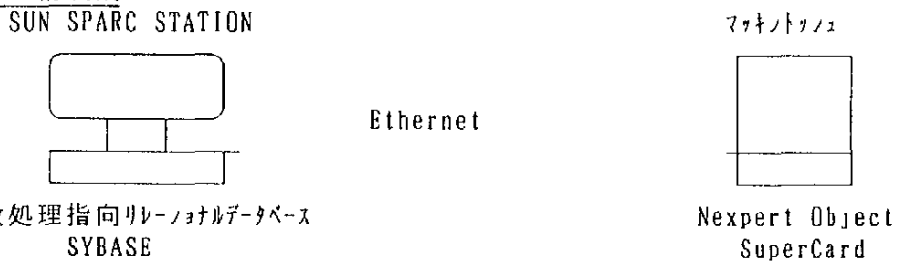

知識・データ構造・ルール数

旅行パッケージ情報
カラー画像 ― リレーショナルデータベースによる管理（データの共有）

知識ベース ―― NexpertObjectによる管理

推論・検索方式・推論結果出力形式

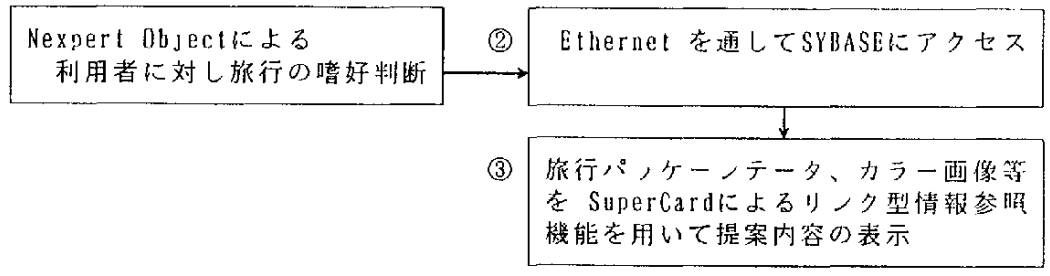

特記事項	MMI仕様
・既存のデータベースとESをリンクしたシステム	・ハイパーテキストの様にリンク型情報参照機能を持ったマルチウインドウ形式

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所
所在地	神奈川県横須賀市武１―２３５６
システム名称	ＩＳＤＮテレコンサルティングシステム
使用機種名	NEC PC9801 / ELIS
ＯＳ名称	――――――――――――――――
開発言語名	――――――――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――――

利用目的
・ＩＳＤＮ経由て、本社データベースより販売・故障事例や類似事例、又は工保ﾏﾆｭｱﾙ をマルチメディア情報をもちいて、検索・表示・印刷を行う。
・検索結果を、本社端末と同時表示しながら、本社技術担当者と通話により、詳細情報の問合わせを行う。

システム構成図

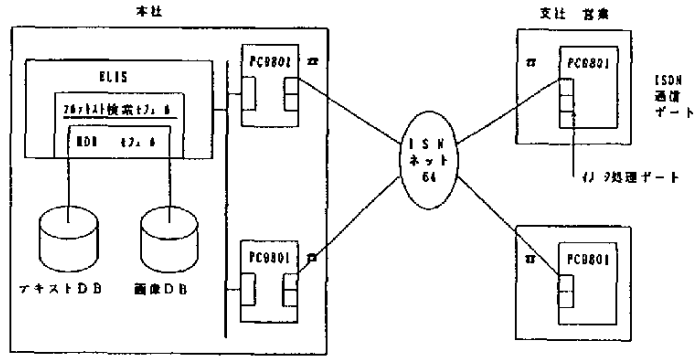

システム構成

知識・データ構造・ルール数
・特に無し

推論・検索方式・推論結果出力形式
・フルテキスト検索機能
・自然言語によるテキスト検索
・類義語・同義語による自然言語理解
・マッチングした検索項目候補の表示

特記事項 ・特に無し	ＭＭＩ仕様 ・特に無し

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	三井情報開発株式会社
所在地	東京都千代田区麹町３丁目７番地４
システム名称	Ｍｉｎｉｔｅｌ
使用機種名	専用端末
ＯＳ名称	――――――――――――――――
開発言語名	――――――――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――――

利用目的
・フランス郵政省電気通信総局（フランステレコム）か提供する世界最大の情報ネットワークサービスてある。
・普及端末代数（フランス国内），約５００万台
・公開サービス数　　１２，０００以上
・用途　　，企業関係情報
　　一般向け情報

システム構成図

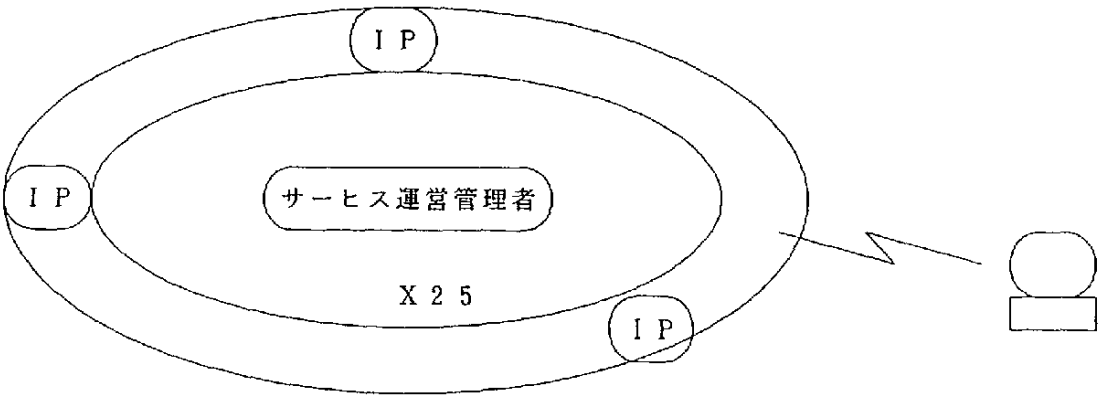

特徴
・誰でもＩＰ（情報発信者）になれる。（パソコン～ホストまでのＩＰソフトの充実）
・ＩＰホストの独立（ホストは分散方式を採用し、ＩＰの３分の２かパソコン）
・ＩＰか儲かる方式の導入（情報は有償て、請求処理はフランステレコムか一括処理）
・オンラインサービスの運営のノウハウか財産

知識・データ構造・ルール数
・特に無し

推論・検索方式・推論結果出力形式
・特に無し

特記事項 ・日本語ミニテルサービスを計画中	ＭＭＩ仕様 ・入力部はキーホート内蔵専用端末を使用 ・出力部は文字だけてなく絵混しりの分かりやすい画面て情報を提供

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	株式会社　ＣＳＫ
所在地	東京都豊島区東池袋３―２２―１７　ＣＳＫコンピュータヒル４Ｆ
システム名称	ＸＰＴ－Ⅱ　自動車故障診断支援エキスパートシステム（デモ版）
使用機種名	――――――――――――――――
ＯＳ名称	ＵＮＩＸ
開発言語名	Ｐｌｏｒｏｇ
使用エキスパートシェル名	ＸＰＴ－Ⅱ

利用目的
・初心者に対し、画像等を用いて自動車故障診断の支援を行う。

システム構成図

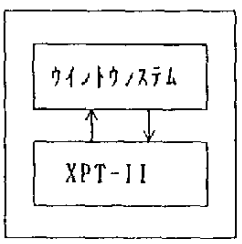

DWS

知識・データ構造・ルール数
・ｉｆ　ｔｈｅｎ形式ルールを使用

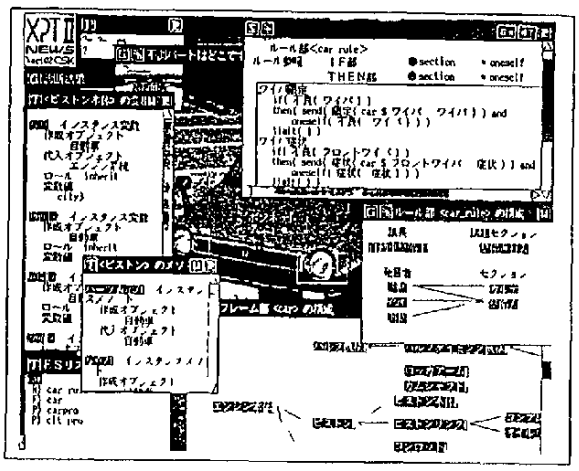

自動車故障診断システム画面例

推論・検索方式・推論結果出力形式
・黒板モデルによる推論方式を用い、自動車の故障状況からその原因を推定する。
・故障原因と推定される箇所及びパーツを画像により、正常状態と異常状態の２種類を表示する。

特記事項 ・タッチセンサーによる操作 ・画像による推論結果表示	ＭＭＩ仕様 ・入力部は、マウスやタッチセンサーを用い自動車写真や質問画面上にシステムの質問に対し入力を行う。 ・出力部は、ＸＰＴ－Ⅱのウインドウ機能を使用

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	富士通株式会社第1公共システム部第2システム課　自治体営業部
所在地	東京都千代田区丸の内1―6―1　丸の内センタービル
システム名称	ＭＩＮＤＣＩＴＹ　福祉相談
使用機種名	FMR70HX3
ＯＳ名称	MS- DOS
開発言語名	ＧＣＬＩＳＰ２８６
使用エキスパートシェル名	ＥＳＨＥＬＬ／ＦＭ　Ｖ０３

利用目的
・県福祉事業所および市区町村福祉関連課の受給相談の支援を行い、画面の質問に答えていくことにより数多くの福祉事業の中から相談者の状況に応じて受給可能な手当て等の事業を検索する。

システム構成図

知識・データ構造・ルール数
知識ベース
・厚生省により定められた全国共通の２１４の福祉事業に対する知識を持つ。
・各自治体で実施していない福祉事業知識の削除、及び各自治体で独自に実施している福祉事業に関する知識の追加か可能である。
・福祉六法や福祉関係のマニュアル等より知識ベースを抜粋（知識獲得に対しＳＥ２人で２年間）
データ構造
・ｉｆ　ｔｈｅｎ　ルールを利用
・汎用エディタにより福祉事業情報の編集を行う。

推論・検索方式・推論結果出力形式

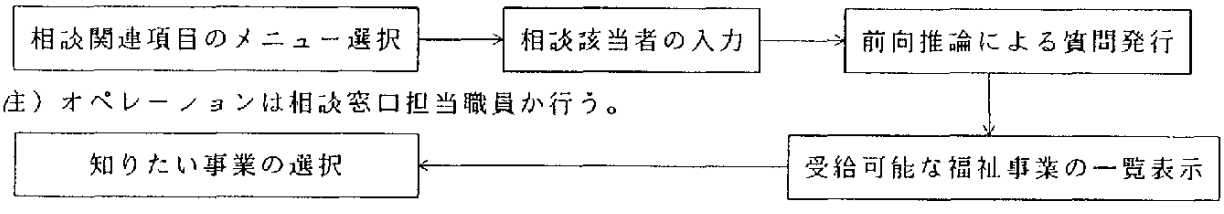

注）オペレーションは相談窓口担当職員か行う。

特記事項 ・ヒアリングによる知識獲得ではなく、ＳＥによる文献資料等から知識パターン化及び知識獲得を行う。 ・パターン化された知識を導くための質問設定か難しいとのこと。	ＭＭＩ仕様 ・特に無し

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所
所在地	神奈川県横須賀市武１―２３５６
システム名称	音声認識システム
使用機種名	NEC PC9801 / ELIS
ＯＳ名称	ＭＳ－ＤＯＳ
開発言語名	――――――――――――――――
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――――

利用目的
・音声認識ボードを利用し、パソコンにて数字等の音声認識を行い、音声によるマンマシンインタフェースを実現するデモシステムである。

システム構成図

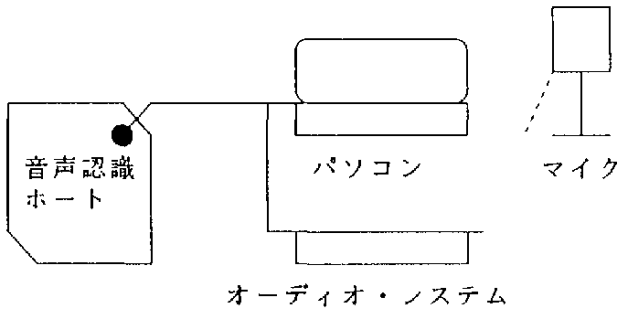

・音声認識部をＩＣ化（１チップ当たり約４０語認識可能）
・発音時間の短い語彙の音声を認識可能
・銀行等の窓口業務自動機等にて実用化を予定

知識・データ構造・ルール数
・特に無し

推論・検索方式・推論結果出力形式
・特に無し

特記事項	ＭＭＩ仕様
・特に無し	・特に無し

『先進的コンサルティングシステム調査表』

調査先名称	ＮＴＴヒューマンインタフェース研究所
所在地	神奈川県横須賀市武１―２３５６
システム名称	フルテキスト検索システム
使用機種名	ＥＬＩＳ
ＯＳ名称	ＥＬＩＳ　ＯＳ
開発言語名	ＬＩＳＰ
使用エキスパートシェル名	――――――――――――――――

利用目的
・システム内の同義語や類義語辞書を利用し、入力された文章表現にマッチしたテキストを、検索する。

システム構成図

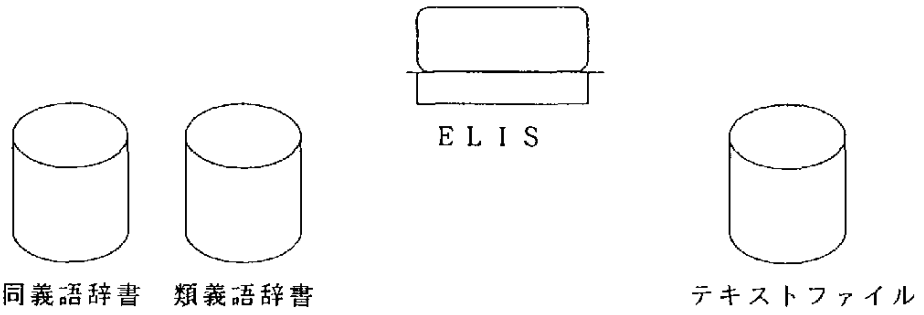

・フルテキスト検索機能
・自然言語によるテキスト検索
・類義語・同義語による自然言語理解
・マッチングした検索項目候補の表示

知識・データ構造・ルール数
・特に無し

推論・検索方式・推論結果出力形式
・特に無し

特記事項 ・特に無し	ＭＭＩ仕様 ・特に無し

先進的コンサルティングシステム調査に基づく地域産業コンサルティングシステム構成（例）

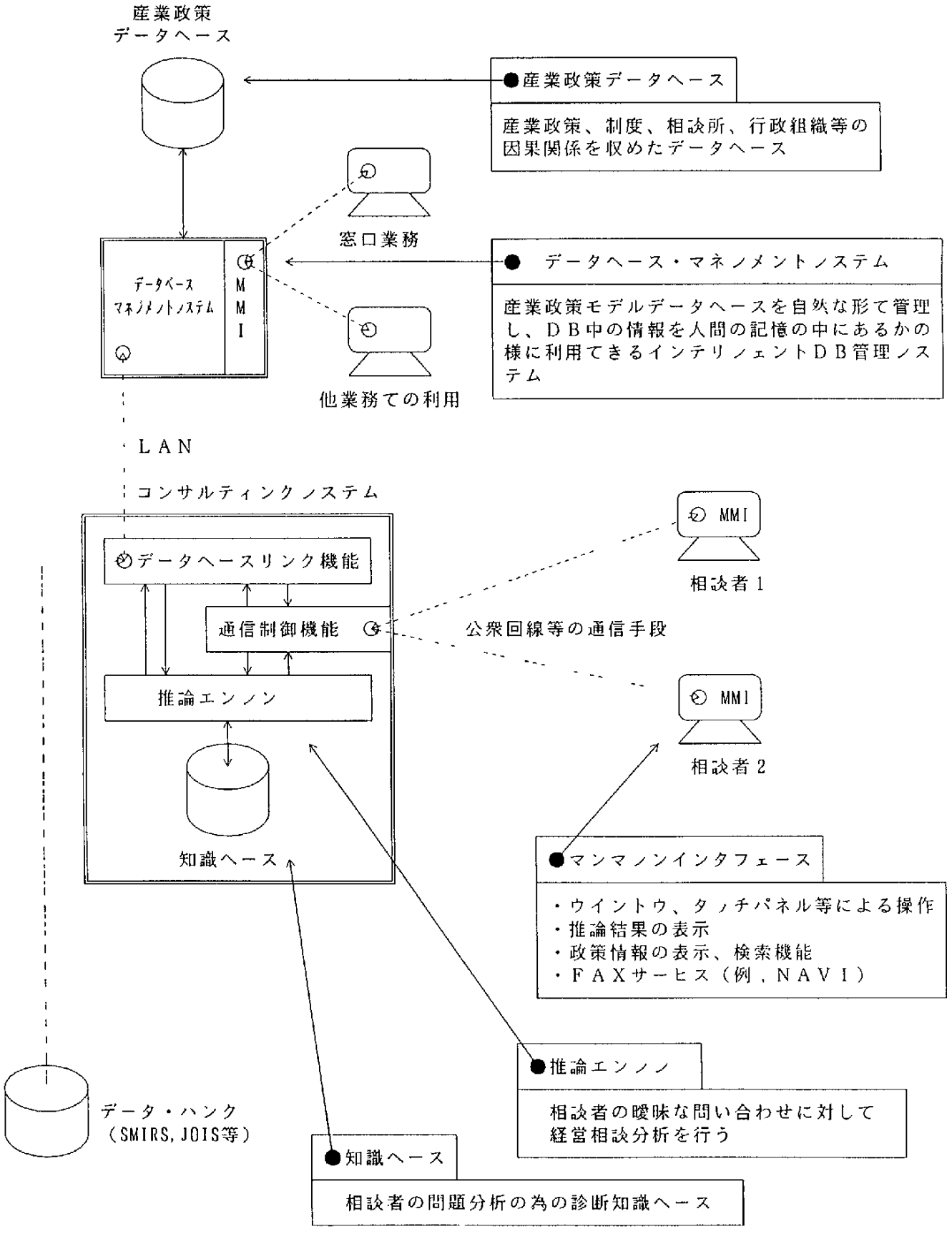

資料２．コンサルティングを受ける側のニーズ調査結果

［　目　次　］

１．　はじめに　68

２．　アンケート調査　68

３．　個別ヒアリング調査　80

４．　まとめ　82

５．　アンケート調査様式　85

１．はじめに

本調査は、現在行われているコンサルティンクの内容を明確にするとともに相談者の相談形態・相談内容等の概要を把握するために、実際にコンサルティンク業務を行っている相談窓口１１２カ所（指導的立場の人）に、アンケート調査にご協力をいたたいて実施しました。
アンケート調査の結果、問題点を絞って個別ヒアリンク調査を実施しました。

２．アンケート調査

２　１　アンケート調査の目的

本調査は、下記５項目（①～⑤）の概要を把握し相談内容の多い地域産業政策情報の抽出を行い当ンステムに用いるコンサルティンク内容を明確にする。
さらに①②④についての結果を分析して、コンサルティンク知識の整理及び産業政策情報の整理を行うための基礎資料とする。

①相談内容について（相談内容の明確さ）
②相談内容に対する問題分析方法の標準化（パターン化）について
③相談者の業種
④相談内容の各分野において、およその年間相談件数及びその内容について
⑤コンリルティンクを行うために利用する情報について

２　２　アンケート調査先

①商工会議所	５８カ所
②県の中小企業担当課	５カ所
③中小企業総合指導所	６カ所
④公設試験研究所	３２カ所
⑤県の下請企業振興協会	５カ所
⑥中小企業地域情報センター	６カ所
合計	１１２カ所

☆　調査先１１２カ所中７９カ所より回答を頂きました。（回収率　７０　５％）

2　3　アンケート結果の集計

2　3　1　相談内容について

（1）　相談内容の明確／不明確について

▷相談内容か明確てある　　8 2　3 %
▷相談内容か不明確てある　　1 3　2 %
▷間違え等とちらてもない　　4　6 %

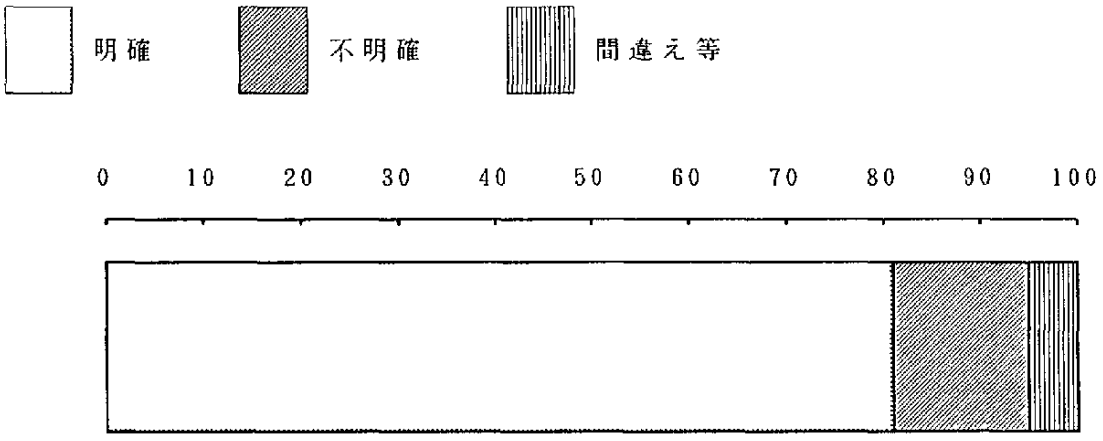

（2）　相談内容に対する問題分析方法の標準化（パターン化）について

問題分析方法を標準化（パターン化）している機関は、全体の2割強てあるか標準化（パターン化）の可能性については、6割強の機関か可能てあると回答を得ました。

▷標準化（パターン化）されている　　2 9　3 %（有効回答）

▷標準化（パターン化）は可能てある　　6 1　3 %（有効回答）
（標準化されているを含む）

（３）　相談者の業種について

相談者の業種は、下記の割合てした。

▷製造業	44	6％
▷小売業	20	7％
▷サービス業	11	4％
▷建設業	8	5％
▷卸売業	7	7％
▷その他事業	7	0％

・金融業
・不動産業
・県庁、市役所等の公共機関

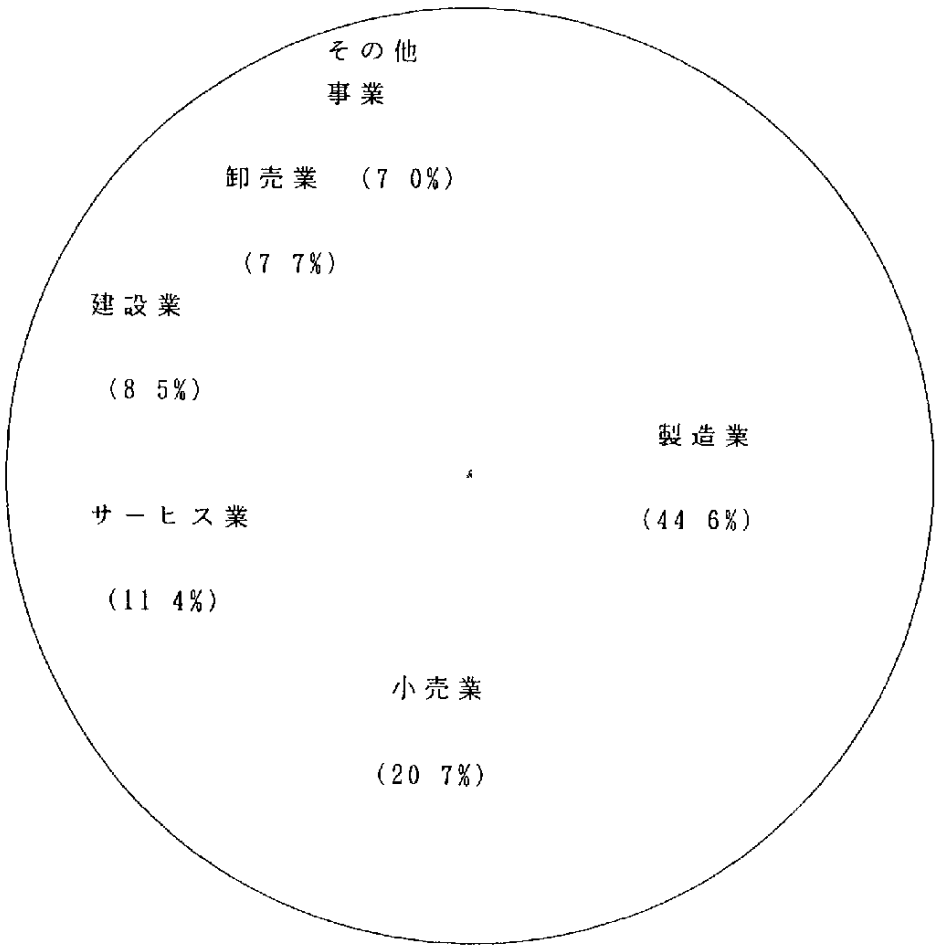

（４）　相談内容の各分野において、およその年間相談件数及びその内容について

▽各分野において、およその年間相談件数は下記の通りてす。

▷技術（デザイン・ノウハウを含む）相談	４４１４７件
▷金融相談	３６６２０件
▷その他経営一般相談	２１１８８件
▷税務・税制相談	２０１０２件
▷一般情報収集	１８９２３件
▷労務相談	１２４２４件
▷その他（各種共済制度・法律・経理指導等）	７８７６件
▷取引・購買・販売相談	４０３０件
▷情報化相談	２５７９件

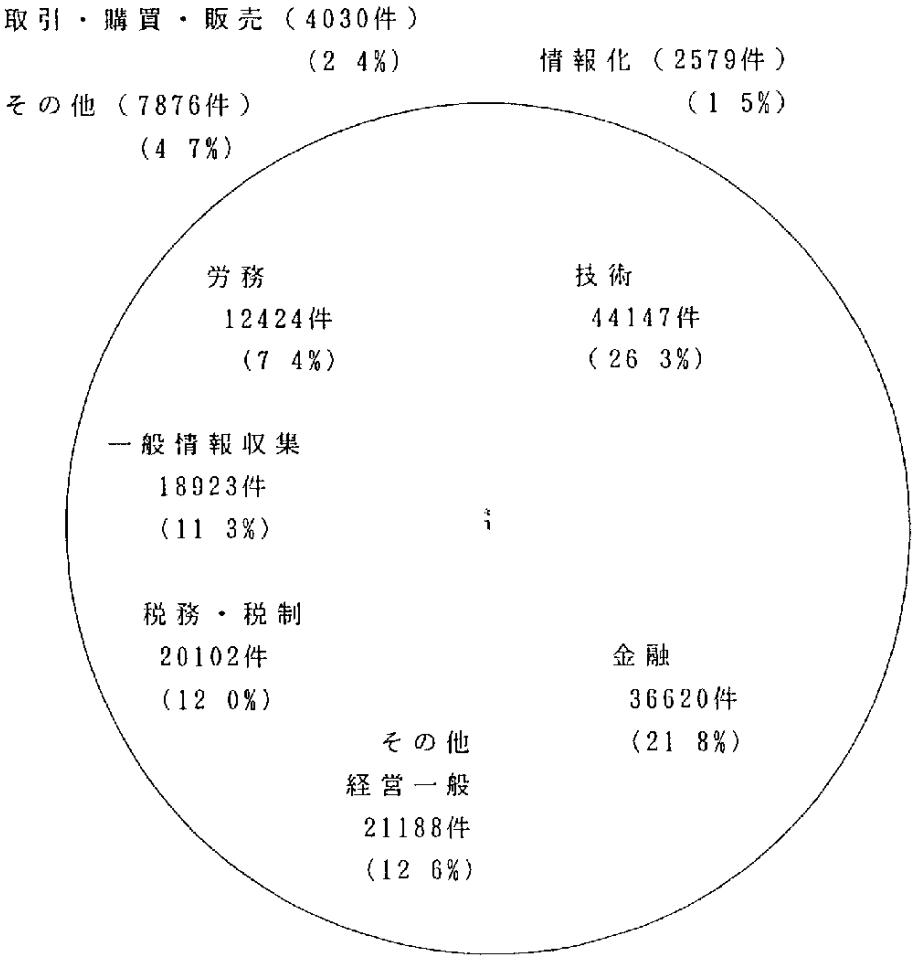

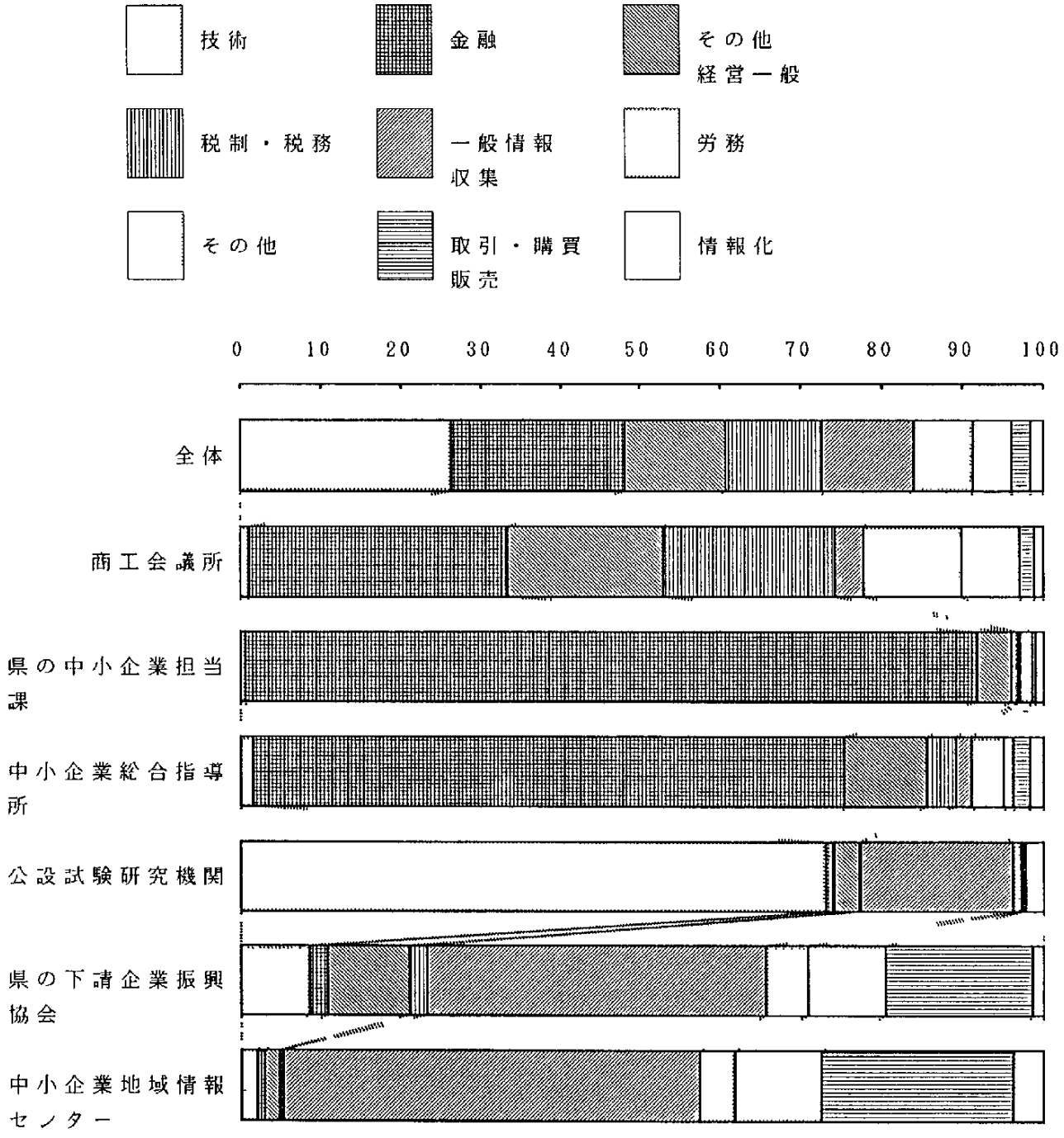

各分野の機関別割合グラフ

▽各分野での相談項目の割合を以下に示します。

▷技術（デザイン・ノウハウを含む）

①技術指導を受けたい	39	5%
②技術的問題の紹介先を知りたい	34	2%
③メカトロニクス機器を導入したい	9	6%
④技術移転・購入・販売をしたい	7	9%
⑤その他	5	3%
[工業所有権に関する申告手続き 技術面での協力先を知りたい 依頼試験をしてほしい 商標権、特許権等の手続き]		
⑥共同開発をしたい	3	5%

▷金融

①資金調達（設備資金・運転資金・開業資金・融資手続き等）したい	51	2%
②補助金等助成金を受けたい	18	9%
③信用補完（保証等）を受けたい	17	3%
④借入条件を変更したい	10	2%
⑤その他	2	4%
[金融の借入に関する施策案内 下請け振興資金、下請け中小企業対策資金の推薦認定等]		

▷その他経営一般

①全般について経営診断・指導を受けたい	25	3%
②工場・店舗の新設・移転・改装等を行いたい	18	0%
③経営合理化・コストタウンを図りたい	15	7%
④新製品開発・製品の高付加価値化を図りたい	11	2%
⑤営業・マーケティング力を強化したい	10	1%
⑥新規分野に進出したい（多角化・業種転換）	7	3%
⑦省エネ・公害防止を図りたい	5	6%
⑧組織化・共同化・グループ化を図りたい	3	9%
⑨その他	2	8%
[工業所有権 施策紹介 新規開業にあたっての認可手続き 組合の設立に関して]		

▷一般情報収集

①業界動向情報	25	3%
②雇用・人材・労務情報	16	1%
③金融情報	12	6%
④技術情報	10	3%
⑤市場情報（消費者ニーズを含む）	8	0%
⑥施策情報	8	0%
⑦地域情報	8	0%
⑧原材料情報	7	5%
⑨その他	2	3%
[企業情報、人物情報 幹旋に伴う相手企業の事情調査]		
⑩商品情報	1	1%
⑪海外情報（海外進出・海外部品調達・委託加工等）	0	6%

▷労務

①従業員を教育・訓練したい	25	4%
②人材を確保（雇用）したい	21	5%
③人件費（賃金・退職金等）を適正化したい	16	9%
④省力化・省人化を図りたい	11	3%
⑤福利厚生を充実したい	9	0%
⑥労働環境を改善したい	5	1%
⑦その他	5	1%
[労働保険及び社会保険 諸届用紙の作成指導 雇用、退職等の事務手続き 外人労働に関する事]		
⑧人事制度を改善したい	3	4%
⑨労働時間を短縮したい	2	3%
⑩労使関係を改善したい	0	0%

▷取引・購買・販売

①取引先（販路など）多角化したい	59	8%
②取引トラブル（代金回収・支払トラブル・受領拒否・不当返品など）を解決したい	18	8%
③取引条件を改善したい	13	4%
④その他	8	0%
[取引先の経営内容を把握したい 取引先の企業概要 取引先の紹介幹旋 新規取引先の信用調査]		

▷情報化

①コンピュータ機器を導入したい	48	5%
②情報処理要員を養成・確保したい	23	7%
③データベースを利用したい	14	4%
④情報ネットワーク化を図りたい	8	2%
⑤その他	5	2%

［コンピュータ機器の有効利用について］

▷その他

- 法律
- 発明
- 各種共済制度
- 商店街の近代化
- 各種国の制度（倒産防止等）
- 企業見学
- 経理
- 情報交換
- 国、県、市の施策PR

（５）　コンサルティングを行うために利用する情報について

▷文献・図書・手引き書等の情報

・中小企業施策利用の手引（愛知県商工部）　7件
・中小企業経営指標（国民金融公庫調査部編）　4件
・中小企業施策のあらまし　3件
・業種別貸出審査事典（金融財政事情研究会）　2件
・東証信用録（東京商工リサーチ）
・中小企業白書
・商工名鑑
・金融手引（名古屋商工会議所）
・税務通信
・消費者購買動向調査報告書
・賃金実態調査結果報告書
・中小企業金融の案内（愛知県商工部）　1件
・中部年鑑（中部経済新聞社）
・業種別業界情報
・中小企業金融のしおり（県中小企業課）
・商業統計調査
・第二種大規模小売店舗台帳
・工業統計調査
・工業・経済新聞
・高度化資金利用の手引（中小企業事業団）
・所得税の確定申告
・所得税確定申告の手引
・岐阜県労働時報
・ヒノネスタレント事典
・伊勢年鑑
・社会保険の手引
・現行実務六法
・公開特許公報
・関係諸学会誌
・繊維関係図書
・過去の技術相談事例
・わかりやすい所得税の確定申告
・保証の手引（金融機関用）
　愛知県下中小企業の賃金事情
・愛知の統計
・商工労働主要施策の概要（県商工労働部）
・下請取引斡旋マニュアル
・団体名簿（中央会）
・商工ハントブック
・中小企業六法
・県制度融資一覧
・労働・社会保健の手引
・商工業統計

・中小企業関係法令集　1件
・誰にもわかる会社の人事労務の手引
・小規模企業共済制度の解説
・帝国銀行年鑑（帝国データバンク）
・制度融資貸付必携
・賃金事情
・工場名鑑

▷データベース情報

・日経テレコム　8件
・ＳＭＩＲＳ　7件
・ＪＯＩＳ　4件
・日商インフォメーションサービス（日本商工会議所）　4件
・ＰＡＴＯＬＩＳ　3件
・ＴＳＲ　1件
・ＡＳＳＩＳＴ
・ＡＣＥ
・ＪＣＳＴ
・ＤＩＡＬＯＧ

▷相談機関

・愛知県中小企業総合指導所　9件
・国民金融公庫
・各地区の税務署相談室　8件
・（財）愛知県中小企業振興公社　7件
・公共職業安定所　6件
・（財）三重県中小企業振興公社　5件
・愛知県産業情報センター　4件
・富山県産業情報センター
・中小企業事業団
・労働基準監督署
・石川県工業試験場　3件
・三重県中小企業情報センター
・三重県商工振興課、商工金融課
・岐阜県ソフクタンク
・岐阜県工業技術センター等県内商工関係試験研究機関
・日本商工会議所
・社会保険事務所
・関係試験研究機関
・弁護士・税理士など民間機関
・ＪＥＴＲＯ富山貿易情報センター　2件
・三重県工業技術センター
・中小企業金融公庫
・（財）岐阜県中小企業振興公社
・名古屋市工業技術試験所

・各種業界団体　2件
・富山県工業技術センター
・岐阜県公設試験場
・名古屋商工会議所中小企業相談所
・発明協会三重県支部　1件
・石川県医学予防協会
・石川県デザインセンター
・国際羊毛事務局
・毛製品検査協会
・岐阜県中小企業指導課
・岐阜県下請振興公社
・岐阜県信用保証協会
・（財）岐阜県中小企業振興協会
・衛生研究所
・食品研究所
・名古屋市中小企業指導センター
・名古屋市公害研究所
・名古屋市工業研究所
・名古屋北社会保険事務所
・日本ファインセラミックセンター
・西三河消費生活センター
・百五経済研究所
・国立試験研究機関
・地方公設試験研究機関
・繊維高分子材料研究所
・ＪＦＣＣ
・市立試験場（多治見市，土岐市　瑞浪市）
・全国地域中小企業情報センター
・ＪＩＣＳＴ
・商工三団体
・愛知県商店街振興組合連合会
・愛知県建築研究所
・愛知県公設試験場
・愛知県一宮保健所
・愛知県企画部統計資料室
・愛知県工業技術センター
・愛知県東三河労政事務所
・愛知県金融公庫
・豊田市金融公庫
・環境衛生金融公庫
・都道府県振興協会
・政府系三金融機関
・富山県信用保証協会
・富山県庁各課
・富山県医科薬科大学
・富山県中小企業団体中央会
・富山県各種試験研究機関

・富山県商工労働部中小企業課　　1件
・富山県中小企業団体中央会
・富山県の各種試験研究機関

▷その他の利用としては、以下の回答かありました。

・専門相談員（弁護士・税理士等）
・一般大学図書室
・公設図書室
・各業界の組合
・各分野の専門家（大学教授等）
・関係企業の研究部門
・愛知県経営者協会
・大学

[注意] その他の利用の中て、機関名か明記されていたものについては、相談機関の中に含みました。

3　個別ヒアリング調査

3　1　個別ヒアリング調査の目的

実際にコンサルティング業務を行っている相談窓口にご協力をいただいたアンケート調査結果をもとに、それぞれの質問に対する回答を分析して、今後行うコンサルティング知識の整理及び産業政策情報の整理への基礎資料とする。

3　2　個別ヒアリング調査先

アンケート調査結果をもとに、下記回答のあった機関に対してヒアリング調査を実施しました。

（1）相談内容について、「不明確」と回答のあったもの
（2）相談内容に対する問題分析方法か、「標準化（パターン化）されている」と回答のあったもの
（3）技術分野に関する相談件数か特に多かったもの

3　3　個別ヒアリング調査内容

（1）相談内容について（相談内容の不明確さ）
（2）相談内容に対する問題分析方法の標準化（パターン化）について
（3）相談内容か最も多かった分野とその内容について

3　4　個別ヒアリング結果

3　4　1　相談内容について（相談内容の不明確さ）

相談内容か、不明確と回答した理由には下記の様な事項かありました。

①指導内容か、具体的にとの制度に適応できるかかはっきりしない場合

②各窓口相談員か、担当以外の相談を受けた場合

3　4　2　相談内容に対する問題分析方法の標準化（パターン化）について

①問題分析の過程に関しては、各専門指導者及び窓口担当者に全て委ねられている。

②適応されそうな各制度に導くためのヒアリング内容に関しては、標準化することか可能てある。

③各機関によって標準化に関する解釈か様々てあり、指導内容に関して下記に示す様な標準化か行われていました。

・相談分野のコート化

・指導内容のコート化

・相談カルテ（相談指導記録）等による相談履歴管理

従って、問題分析はほとんとの機関て標準化されていませんてした。

3　4　3　相談内容か最も多かった分野とその内容について

全体の統計てみると技術に関する分野の件数か一番多いか、技術分野ての公設試験研究機関とその他の機関をみると、公設試験研究機関か全体の9割強を占めています。

相談項目に関しても、技術に関する個別情報の問い合わせか7割強を、占めています。

公設試験研究機関（技術に関する相談件数の多い所）へヒアリング調査した結果以下の様な回答か得られました。

①試験研究機関ては、専門的な技術相談か多い

②製品開発等製品そのものに関する相談

③製品を得るための技術手段に関する相談

4．まとめ

4　1　相談内容について

（1）相談内容は、約8割か明確な内容てある。
　　例）××の制度について知りたい。
又、不明確な内容とは、各窓口相談員か『担当以外の相談を受けた場合』『具体的な指導内容かはっきりしない場合』等かある。

（2）相談内容に対する問題分析方法の標準化については、各窓口相談員及び専門相談員に全て委ねられているため、現在のところ問題分析の過程に関しての標準化はなされていない。

4　2　相談者の業種について

相談者の業種については、約4割か製造業てある。

4　3　相談内容の分野について

ニースか最も多かった分野は技術に関する相談てあり、公設試験研究機関かその約9割を占めていた。
技術相談の内容としては、『技術指導を受けたい』『技術問題の紹介先を知りたい』か多かった。
これについて、個別に公設試験研究機関に問い合わせた結果、技術相談の内容は直接産業政策に関する相談てはなく個々具体的な技術に関する相談てあった。
　　例）　1　製品開発等製品そのものに関する相談
　　2　製品を得るための技術手段に関する相談
　　3　クレーム処理に関する相談
技術の次に多かった分野としては金融に関する相談てあり、その内容の約5割か『資金調達（設備資金・運転資金・開業資金・融資手続き等）』に関する相談てあった。
金融に関しては、県の中小企業担当課・中小企業総合指導所・商工会議所等複数の機関て相談を受けている分野かある。
又、金融は他の分野とも密接なつながりかあると思われる。
　　例）人材を確保（雇用）したい　　『労務に関する相談』
　　⇩（コンサルティング）
　　社宅，保養所等福利厚生を充実させる　　『指導内容』
　　⇩
　　社宅，保養所等を建設する資金を借りたい　　『金融に関する相談』
　　⇩（コンサルティング）
　　これには、××制度か適応出来ます　　『指導内容』
従って、産業政策に関して金融は不可欠な分野てあると思われる。

コンサルティングニーズに関するアンケート調査結果

No	調査先機関名	問Ⅰ相談者の状況／相談内容の標準化につて／相談者の業種形態										
		1)相談内容の状況			2)標準化		3)業種					
		明確(%)	不明(%)	間違え(%)	されている(%)	可能(%)	製造(%)	卸売(%)	小売(%)	ｻｰﾋﾞｽ(%)	建設(%)	その他(%)
1	商工会議所	85 3	10 6	4 2	34 1	63 4	27 0	5 6	32 7	16 8	13 8	4 2
2	県の中小企業担当課	40 0	30 0	30 0	0 0	100 0	30 0	20 0	20 0	20 0	0 0	10 0
3	中小企業総合指導所	73 3	20 0	6 7	33 3	66 7	28 3	13 3	30 0	15 0	3 3	10 0
4	公設試験研究機関	76 0	18 7	5 3	21 7	56 5	77 2	10 4	2 9	1 4	1 8	6 0
5	県の下請企業振興協会	98 3	1 8	0 0	50 0	75 0	66 0	2 3	2 3	9 5	2 0	9 8
6	中小企業地域情報センター	88 3	10 0	1 7	0 0	33 3	28 3	14 7	8 0	10 3	2 3	19 3
※	総合平均	82 3	13 2	4 6	29 3	61 3	44 6	7 7	20 7	11 4	8 5	7 0

〔問Ⅰにおける各調査先機関の平均〕

コンサルティングニーズに関するアンケート調査結果

No	調査先機関名	問Ⅱ 相談者の相談分野の概要									
		1 経営相談								2 一般情報収集 (件)	合 計 (件)
		技術 (件)	情報化 (件)	労務 (件)	金融 (件)	税制税務 (件)	取引他 (件)	経営一般 (件)	その他 (件)		
1	商工会議所	961	1002	11152	29717	19684	1681	18135	6672	3235	92239
2	県の中小企業担当課	20	32	50	3050	25	15	90	0	10	3292
3	中小企業総合指導所	65	68	165	3045	150	85	420	50	80	4128
4	公設試験研究機関	42444	1262	555	623	80	215	1776	145	10956	58056
5	県の下請企業振興協会	592	95	362	155	148	1264	707	659	2952	6934
6	中小企業地域情報センター	65	120	140	30	15	770	60	350	1690	3240
※	合計	44147	2579	12424	36620	20102	4030	21188	7876	18923	167889

〔問Ⅱにおける各調査先機関の合計〕

No	調査先機関名	問Ⅱ 相談者の相談分野の概要									
		1 経営相談								2 一般情報収集 (%)	合 計 (%)
		技術 (%)	情報化 (%)	労務 (%)	金融 (%)	税制税務 (%)	取引他 (%)	経営一般 (%)	その他 (%)		
1	商工会議所	1 0	1 1	12 1	32 2	21 3	1 8	19 7	7 2	3 5	100 0
2	県の中小企業担当課	0 6	1 0	1 5	92 6	0 8	0 5	2 7	0 0	0 3	100 0
3	中小企業総合指導所	1 6	1 7	4 0	73 8	3 6	2 1	10 2	1 2	1 9	100 0
4	公設試験研究機関	73 1	2 2	1 0	1 1	0 1	0 4	3 1	0 3	18 9	100 0
5	県の下請企業振興協会	8 5	1 4	5 2	2 2	2 1	18 2	10 2	9 5	42 6	100 0
6	中小企業地域情報センター	2 0	3 7	4 3	0 9	0 5	23 8	1 9	10 8	52 2	100 0
※	横上比	26 3	1 5	7 4	21 8	12 0	2 4	12 6	4 8	11 3	100 0

〔問Ⅱにおける各調査先機関の比率〕

コンサルテーションニーズに関するアンケート調査

地域産業政策コンサルティングシステム調査委員会

財団法人　人工知能研究振興財団
株式会社　メイテック

お願い及び記入上の注意

◇　このアンケート調査は、地域産業政策に関連するコンサルテーション内容を検討する基礎資料としてのみに用い、調査結果を個別に公表することはありません。

◇　回答は本調査票に御記入の上、平成２年９月２１日（金）までに同封の返信用封筒に入れ投函してください。

◇　各設問の割合及び件数については、おおよその値を御記入ください。

◇　問Ⅱについては、各区分の年間の件数が重複計上しないように御記入ください。

◇　本調査についての疑問点、照会等については、下記の連絡先にお問い合わせください。

連絡先　名古屋市西区庄生通２丁目２０番の１　TEL（０５２）
株式会社　メイテック　システム事業部　５３２－６５１６
システム開発室　長谷部靖行　内線　２５０９

＜　回　答　者　＞

所属機関名 _____

部　署　名 _____　連絡先電話番号 _____

氏　　名 _____

問Ⅰ　貴機関の相談窓口に訪れたり、電話による相談者の相談内容の状況等について御記入ください。

1）　相談内容は最初から明確てすか。おおよその割合を御記入ください。
　1　明確てある場合の割合　　（　　%）
　2　不明確てある場合の割合　　（　　%）
　3　相談内容の間違えなど、どちらてもない場合の割合　　（　　%）

2）　相談内容の問題分析方法についてお聞きします。
＜分析方法の標準化（パターン化）について該当する割合に○印をつけてください＞
　　されている　　されていない

／分析方法の標準化（パターン化）の可能性について該当する割合に○印をつけてく＼
＼ださい　／
　　可　能　　不可能

／分析方法の標準化（パターン化）に対するご意見・アドバイス等ございましたなら＼
＼ば、以下に御記入ください。／

（　　）

3）　相談者の業種は、どのような割合になっていますか。おおよその割合を御記入ください。
　1　製造業　　（　　%）
　2　卸売業　　（　　%）
　3　小売業　　（　　%）
　4　サービス業　　（　　%）
　5　建設業　　（　　%）
　6　その他事業者　　（　　%）

（　　）

問Ⅱ　相談内容は、以下のどのような区分にかかるものが多いてすか。各区分のおおよその年間件数（重複計上しないてください）をご記入ください。さらに各区分毎の多いと思われる項目について○印をつけてください。

1　経営相談

1）　技術（デザイン・ノウハウを含む）　　（年間約　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位２つまて選んて該当する番号に○印をつけてください　＞
　1　技術指導を受けたい
　2　技術的問題の照会先を知りたい
　3　技術移転・購入・販売したい
　4　共同研究開発したい
　5　メカトロニクス機器を導入したい
　6　その他（　　）

2）　情　報　化　　（年間約　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位２つまて選んて該当する番号に○印をつけてください　＞

1　コンピュータ機器を導入したい
2　情報処理要員を養成・確保したい
3　データベースを利用したい
4　情報ネットワーク化を図りたい
5　その他（　　）

3）　労　　務　　（年間約　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位３つまて選んて該当する番号に○印をつけてください　＞

1　人材を確保（雇用）したい
2　省力化・省人化を図りたい
3　従業員を教育・訓練したい
4　労働環境を改善したい
5　福利厚生を充実したい
6　労働時間を短縮したい
7　人件費（賃金・退職金など）を適正化したい
8　人事制度を改善したい
9　労使関係を改善したい
10　その他（　　）

4）　金　　融　　（年間約　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位２つまて選んて該当する番号に○印をつけてください　＞

1　資金調達（設備資金・運転資金・開業資金、融資手続きなど）したい
2　信用補完（保証等）を受けたい
3　借入条件を変更したい
4　補助金等助成金を受けたい
5　その他（　　）

5）　税務・税制　　（年間約　　件）

6）　取引、購買・販売　　（年間約　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位２つまて選んて該当する番号に○印をつけてください　＞

1　取引先（販路など）多角化したい
2　取引条件を改善したい
3　取引トラブル（代金回収・支払トラブル、受領拒否・不当返品など）を解決したい
4　その他（　　）

7）　その他経営一般　　　（年間約　　　　件）

＜　相談が多いと思われる項目について、上位3つまで選んで該当する番号に○印をつけてください　＞

1　全般について経営診断・指導を受けたい
2　経営合理化・コストダウンを図りたい
3　新製品開発・製品の高付加価値化を図りたい
4　営業・マーケティンク力を強化したい
5　新規分野に進出したい（多角化・業種転換）
6　工場・店舗の新設・移転・改装等を行いたい
7　組織化・共同化・グループ化を図りたい
8　省エネ・公害防止を図りたい
9　その他（　　　　　　）

8）　その他　　　（年間約　　　　件）

（　　　　　　）

2　一般情報収集　　　（年間約　　　　件）

＜　上記「1　経営相談」以外の一般的状況把握等のための情報収集について、多いと思われる項目を上位3つまで選んで該当する番号に○印をつけてください　＞

1　技術情報
2　原材料情報
3　業界動向情報
4　雇用・人材・労務情報
5　市場情報（消費者ニーズを含む）
6　商品情報
7　海外情報（海外進出・海外部品調達・委託加工など）
8　金融情報
9　施策情報
10　地域情報
11　その他（　　　　　　）

問Ⅲ　相談内容を把握する過程及び把握した結果、どのような情報等を利用して対応されていますか、各項目について多く利用されている情報等の順に記入して下さい。

1　文献、図書、手引書などの情報を利用されている場合（具体的名称）

1）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
4）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
5）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　データベース情報を利用されている場合（具体的データベース名称）

1）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　全部又は一部について相談機関を紹介されている場合（具体的機関名・相談所名）

1）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　その他利用されている場合（具体的名称）

1）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御協力ありがとうございました

資料３　地域産業政策情報一覧表

［ 目　次 ］

Ⅰ．政府系融資制度

（１）中小企業金融公庫

1	移転等促進貸付	91
2	エネルギー有効利用促進貸付	92
3	経営基盤強化特別貸付	93
4	経営支援貸付	94
5	公害防止貸付	95
6	構造改善貸付	96
7	国際調整貸付－海外投資円滑化資金	97
8	災害復旧貸付	98
9	産業安全貸付	99
10	下請対策貸付	100
11	商業近代化貸付	101
12	消費税導入円滑化貸付－納税事務処理対策資金	102
13	新事業・技術振興貸付	103
14	情報基盤整備貸付	104
15	地域産業振興貸付－過疎地域等振興資金	105
16	地域産業振興貸付－団地資金	106
17	地域産業振興貸付－地域活性化資金	107
18	地域産業振興貸付－伝統的工芸品産業振興資金	108
19	地域産業振興貸付－特定事業集積促進資金	109
20	地域産業振興貸付－特定地域振興資金	110
21	地域産業振興貸付－農村地域工業等導入促進資金	111
22	地域産業振興貸付－リゾート地域整備資金	112
23	地域中小企業活性化貸付－ふるさと創造企業育成融資	113
24	中小企業金融公庫の一般貸付	114
25	倒産対策貸付	115

（２）国民金融公庫

１　移転等促進資金貸付（移転貸付）　１１６

２　エネルキー有効利用促進資金（エネルキー貸付）　１１７

３　環境衛生公庫からの委託貸付－一般貸付　１１８

４　環境衛生公庫からの委託貸付－小企業等設備改善資金特別貸付　１１９

５　経営基盤強化貸付　１２０

６　構造改善貸付（構改貸付）　１２１

７　国民金融公庫の一般貸付　１２２

８　災害貸付　１２３

９　産業安全衛生施設等整備資金（安全貸付）　１２４

１０　産業公害防止施設等整備資金（公害貸付）　１２５

１１　小企業等経営改善資金（通称マルケイ資金）　１２６

１２　商業近代化等資金貸付（商業貸付）　１２７

１３　消費税導入円滑化貸付　１２８

１４　従業員独立開業資金（独立開業貸付）　１２９

１５　水産加工貸付　１３０

１６　生鮮食料品等小売業近代化資金（食品貸付）　１３１

１７　製造業省力化設備資金（省力化貸付）　１３２

１８　地域産業振興資金貸付（地域産業貸付）　１３３

１９　中小企業近代化促進資金（近促貸付）　１３４

２０　中小企業情報化促進資金貸付（情報化貸付）　１３５

２１　中小企業倒産対策資金（倒産対策貸付）　１３６

（３）商工組合中央金庫

１　商工組合中央金庫の委託代理貸付　１３７

２　商工組合中央金庫の一般貸付　１３８

３　中小企業融合化促進特別貸付　１３９

（４）労働福祉事業団（労働基準監督署）

１　職場環境改善資金　１４０

II　愛知県の融資制度

（1）愛知県商工部商工金融課

1	季節資金	141
2	経済環境適応資金－企業活性化資金	142
3	経済環境適応資金－経営安定・関連倒産防止資金	143
4	経済環境適応資金－下請中小企業対策資金	144
5	経済環境適応資金－商業近代化資金	145
6	経済環境適応資金－事業転換資金	146
7	経済環境適応資金－従業員独立開業資金	147
8	経済環境適応資金－特定地域対策特別資金	148
9	経済環境適応資金－貿易振興資金	149
10	公害防除施設整備資金	150
11	商工業振興資金－災害復旧資金	151
12	商工業振興資金－通常資金	152
13	商工業振興資金－通常資金－特別小口資金	153
14	信用組合融資促進資金	154
15	中小企業高度化資金－一般高度化事業－共同施設	155
16	中小企業高度化資金－一般高度化事業－小売商業店舗共同化	156
17	中小企業高度化資金－一般高度化事業－小売商業連鎖化	157
18	中小企業高度化資金－一般高度化事業－施設共同利用	158
19	中小企業高度化資金－一般高度化事業－集団化	159
20	中小企業高度化資金－一般高度化事業－商店街近代化	160
21	中小企業高度化資金－一般高度化事業－設備リース	161
22	中小企業高度化資金－一般高度化事業－特例事業	162
23	中小企業高度化資金－地域産業支援事業－研究開発等の能力向上支援	163
24	中小企業高度化資金－地域産業支援事業－情報化支援	164
25	中小企業高度化資金－地域産業支援事業－特定地域の活性化支援	165
26	中小企業高度化資金－地域産業支援事業－融合化の促進	166
27	中小企業高度化資金－特定高度化事業－特定共同施設	167

２８　中小企業設備近代化資金　１６８
２９　中小企業設備貸与制度－割賦－一般設備　１６９
３０　中小企業設備貸与制度－割賦－先端技術設備　１７０
３１　中小企業設備貸与制度－設備リース　１７１
３２　中小企業組織強化資金－運転資金　１７２
３３　中小企業組織強化資金－共同事業資金　１７３
３４　中小企業組織強化資金－高度化事業資金－単県　１７４
３５　中小企業組織強化資金－高度化事業資金－転貸　１７５
３６　中小企業組織強化資金－災害復旧資金　１７６
３７　長期経営強化資金　１７７

Ⅲ　名古屋市の融資制度

（１）名古屋市中小企業指導センター

１　開業資金　１７８
２　組合事業資金　１７９
３　経営安定資金－環境適応資金　１８０
４　経営安定資金－関連倒産防止資金　１８１
５　商業地設備促進資金－共同施設設置事業資金　１８２
６　商業地設備促進資金－総合環境整備事業資金・高度化事業資金－個別店舗改善事業　１８３
７　商業地設備促進資金－総合環境整備事業資金・高度化事業資金－商店街環境整備事業　１８４
８　商業地設備促進資金－総合環境整備事業資金・高度化事業資金－店舗共同化事業　１８５
９　設備近代化資金　１８６
１０　先端技術等育成資金－エネルギー対策資金　１８７
１１　先端技術等育成資金－情報化促進資金　１８８
１２　先端技術等育成資金－先端技術開発・導入資金　１８９
１３　短期経営資金　１９０
１４　貿易振興資金　１９１

（２）財団法人名古屋市小規模事業金融公社

1　機械類貸与　192

2　名古屋市小規模事業金融公社の一般事業資金　193

（３）公害対策局

1　公害防止設備改善資金　194

（４）計画局

1　移転等資金及び不燃化資金　195

（５）土木局

1　移転等資金　196

（６）経済局

1　小売市場近代化資金　197

2　生鮮食料品等共同購入資金　198

3　消費生活協同組合事業資金　199

1．目的

地域産業政策コンサルティングシステム（モデルシステム）作成にあたっての地域産業政策データベース構築時の基礎とする。

2　整理内容

コンサルティングを受ける側のニーズ調査結果にて、絞り込んだ金融についての地域産業政策情報を整理した。

1　金融に関する地域産業政策情報として、融資制度を地域産業政策情報整理表に概要（一般的な内容）を整理した。

尚、本整理は、平成2年度の融資制度を対象とした。

3．整理にあたって

以下の文献を参考に整理を行った。

（1）　中小企業のあらまし　（中小企業庁）

（2）　中小企業施策利用の手引き　（愛知県商工部）

（3）　商工ハントブック　（名古屋市）

（4）　中小企業のための金融の手引き　（名古屋市）

（5）　事業活性化マニュアル　（中部産業活性化センター）

『地域産業政策情報整理表』

<table>
<tr><td>制度名</td><td colspan="3">移転等促進貸付</td></tr>
<tr><td>実施機関名</td><td colspan="3">中小企業金融公庫　名古屋支店
住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ）
電話　０５２－５５１－５１８１</td></tr>
<tr><td>政策概要</td><td colspan="3">地域の過密化などにより，工場等の移転をご計画されているかたに利用されることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td colspan="3">移転等促進貸付
1 移転資金
(1) 過密移転
移転促進地域から工場を移転適地または準移転適地へ移転するかた
(2) 公害移転
公害を発生しているかたであって，都市地区等から工場を移転適地または準移転適地へ移転するかた
(3) 工場等環境整備
工場等環境整備（緑地や広場等）を行うかたであって，その内容か「工場立地法に基づく準則」に合致した環境整備であることの確認を都道府県知事から受けたかた
2 市街地等整備資金
市街地等の整備のための公共事業等の施行に伴い建物の移転又は改造を行うかた
3 事務所移転促進資金
東京都区部において所有又は貸借している事務所を特定の地域へ移転するかた
一般貸付の特例
(1) 公害問題を生しまたは生しるおそれのあるかたて，公害問題を起こすおそれかない場所へ工場を移転するかた
(2) 工場立地法に基づく立地調査簿記載地域（工場適地調査地区）や新産業都市，国または地方公共団体の工業団地等の企業誘致地域へ工場を移転するかた</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td colspan="3">・移転等促進貸付
○移転資金　○市街地等整備資金　○事務所移転促進資金
・一般貸付の特例</td></tr>
<tr><td>融資条件</td><td>〔融資限度額〕
移転資金
事務所移転促進資金
市街地等整備資金
直接貸付 5億2千万円
代理貸付 7千万円</td><td>〔融資期間〕</td><td>〔融資利率〕</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>20年以内（据置2年）</td><td>2億7千万円を限度として特別利率か適用されます。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>15年以内（据置2年）</td><td>通常利率</td></tr>
<tr><td></td><td>一般貸付の特例　直接貸付 5億2千万円</td><td>10年以内（据置1年）</td><td>通常利率</td></tr>
<tr><td></td><td>特定長期貸付</td><td>13年以内
15年以内</td><td>通常利率＋0.1%
通常利率＋0.2%</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">申込期間　常時</td><td>担保・保証人　原則として要</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">平成2年度現在</td></tr>
</table>

『地域産業政策情報整理表』

制度名	エネルギー有効利用促進貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	エネルギーの有効利用はコストダウンの決め手てす。 省エネタイプの設備，石油代替エネルギー設備等を導入するための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	省エネルギー資金　次のような省エネルギー設備を設置するかた 電動送り式金属工作機械　省エネルギー型工業炉 省エネルギー型紙製容器製造装置　省エネルギー型成形機 省エネルギー型印刷機　自走式作業用機械設備 省エネルギー型プレス　プリンタースロッター この他全部で 130以上の機械設備か貸付対象となっています。 石油代替エネルギー資金 (1) 非石油系都市ガス等の石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置するかた (2) 一般ガス事業者て石油代替エネルギーを供給するかた
（企業規模）	製造業 ――― 資本金１億　円以下または従業員数 300人以下 卸売業 ――― 資本金３千万円以下または従業員数 100人以下 小売業 ――― 資本金１千万円以下または従業員数　50人以下 ｻｰﾋﾞｽ業 ――
資金使途	省エネルギー資金　省エネルキー施設を取得するために必要な設備資金 石油代替エネルギー資金　石油代替エネルギーを使用または供給する施設を取得するために必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） 省エネルギー資金　６　９％ 石油代替エネルギー資金　５　２％ 又は６　４％ （４年目以降６　９％） ２億７千万を限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経営基盤強化特別貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	中小企業の構造改善を中心とした中小企業の経営基盤の強化を目的とします。
融資対象者	中小企業者てあって経営基盤の強化を図る者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　５千万円 代理貸付　２千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　10年以内（据置２年）　５　５％ 運転資金　７年以内（据置２年）　５　５％ ５千万円を限度に特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経営支援貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	中小企業者の経営を支援することを目的とする。
融資対象者	一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　３億５千万円 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　７年以内　７　９％ （据置２年） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	公害防止貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	緑ゆたかな自然は私たちか次の世代へ残す大きな財産です。この財産を守るために，公害防止設備が必要てす。さまざまな公害防止設備を行うかたに利用されることを目的とします。
融資対象者	1　汚水または廃液を排出するかた 2　鉱山保安法に定める鉱業権者 3　ばい煙もしくは粉しんまたは大気汚染の原因となる特定物質を排出するかた 4　騒音公害の原因となる特定施設を設置するかた，または特定建設作業を行うかた 5　産業廃棄物を生しるかた及び産業廃棄物の処理を行うかた，または廃棄物の有効利用を行うかた 6　悪臭物質を排出するかた 7　特定フロンの回収再利用型設備を導入するかた 8　昭和54年排出ガス規制以前のディーゼルトラック　ディーゼルハスを廃車して最新排出ガス規制に適合するトラック　ハスを取得するかた，または同トラック，ハスを取得するリース業のかたで，一定の要件を満たすかた
（企業規模）	製造業 ――― 資本金１億　円以下または従業員数　300人以下 卸売業 ――― 資本金３千万円以下または従業員数　100人以下 小売業 ―┐ 資本金１千万円以下または従業員数　50人以下 ｻｰﾋﾞｽ業 ―┘
資金使途	１～７　公害防止施設を取得するために必要な設備資金 ８　最新排出ガス規制に適合するトラック，ハスを取得するために必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内　６　４％ （据置２年）　（４年目以降６　９％） 〔担保・保証人〕　原則として要 〔返済方法〕　拘置期間の後，原則として２ヵ月賦償還
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	構造改善貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	近代化促進法に基つく構造改善事業　技術開発促進臨時措置法に基づく技術開発事業及び繊維工業構造改善臨時措置法に基つく構造改善事業計画・構造改善円滑化計画に従った事業を実施する企業の体質強化をお手伝いする制度てす。
融資対象者	1　次の業種のかた ・農機具販売整備業　・陸上貨物運送業　・土工工事業 ・米油製造業　・金属プレス　鉄筋工事業 ・凍り豆腐製造業　・歯車製造業　・生コンクリート製造業 ・米穀卸売業　・鉄鉄鋳物製造業　・ポリエチレンフィルム製造業 ・しょうゆ製造業　作業工具製造業　・ねし製造業 ・小麦粉製造業　・ばね製造業　フレキノ製造業 ・一般製材業　・ノート類製造業　建設場重業 ・単板・合板製造業　段ボール箱・紙器製造業　・地質調査業 （普通合板製造業）　・製本業　・自動車整備業 ・黄銅棒製造業　・薄葉紙製造業　・ガソリンスタンド業 ・船舶製造修理業　・石綿スレート製造業　・酒類製造業 ・印刷業（写真製版業　一般印刷業　軽印刷業　ノール印刷業　グラヒア印刷業　スクリーン印刷業） 2　都道府県知事から認定を受けた技術開発計画に従い技術開発事業を実施するかた。 3　繊維工業構造改善臨時措置法に基つき承認を受けた構造改善事業計画又は構造改造円滑化計画に従って事業を行うかた。
（企業規模）	製造業 ――― 資本金１億　円以下または従業員数　300人以下 卸売業 ――― 資本金３千万円以下または従業員数　100人以下 小売業 ―┐ 資本金１千万円以下または従業員数　50人以下 サービス業 ―┘
資金使途	1　構造改造計画を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金 2　技術開発計画に従って行う技術開発事業の実施に必要な設備資金 3　構造改造事業計画又は構造改造円滑化計画に従って行う事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円（内運転資金１億９千万円） 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内　（据置２年） 運転資金　７年以内　（据置１年） 設備資金については２億７千万円を限度として特別利率か適用されます。　年７　７％又は年８　２％ 〔担保・保証人〕　原則として要 〔返済方法〕　据置期間のあと原則として２ヵ月賦返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	国際調整貸付 ── 海外投資円滑化資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	国際経済上の環境変化に対応し海外直接投資を余儀なくされ，世界を舞台に第一歩を踏み出そうとするかたに利用されることを目的とする。
融資対象者	1　国内での事業の延長と認められる程度の規模，事業内容の海外直接投資であること 2　海外直接投資の累計金額か国内有形固定資産の２分の１未満であること 3　親企業の海外進出に伴って海外進出する場合や既に同一国に海外直接投資の実績かある場合等，今次の海外直接投資についての情報の入手に特段の支障かないと認められること
資金使途	海外直接投資を行うために必要な設備資金 （海外法人が設備を取得するための資金であれば，転貸資金も対象となります。）
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　既往貸付残高にかかわらす２億５千万円 代理貸付　既往貸付残高にかかわらず７千万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） ７　２％（４年目以降７　７％） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	災害復旧貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	被災中小企業者の再建復旧を目的とする。
融資対象者	災害により直接又は間接に被害を受けた中小企業者てあって指定地域内に所在するもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　１億円 代理貸付　５千万円 〔融資期間・利率〕　10年以内　７　９％ （据置２年） 特別利率はその都度設定されます。 １千万円を限度に特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	産業安全貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	働くかたの安全を生むために安全衛生設備，保安設備，防災・防火設備等の設置をお手伝いする特別貸付制度です。
融資対象者	労働基準法，家内労働法，高圧ガス取締法，消防法，道路運送法の対象者及び安全装置内蔵プレス機械を設置する者，建築物の改善命令等を受けた者
資金使途	安全関係施設等を取得するために必要な資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内　７　２％ （据置２年）　（４年目以降７　７％） ４億円を限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在 産業安全貸付のご利用にあたっては，都道府県知事，労働基準監督署長，消防長（消防署長），通産局長その他の官庁の証明書を必要とします（産業用機械関係，雪害防止関係，都市雨水対策施設関係，地すべり等防止関係　砂防止関係を除く。）

『地域産業政策情報整理表』

制度名	下請対策貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	円高を契機とした親企業の構造調整の進展に対応し　下請中小企業は，総合的生産能力の向上，取引先親企業の多角化，新分野進等の対応を図っていくことか必要てす。そこて，下請中小企業の構造調整の円滑化を図るためにご活用くたさい。
融資対象者	下請振興法に基づき，下請振興事業計画に参加している下請事業者及び特定下請組合
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内（据置２年） 運転資金　7年以内（据置１年） 年６　９％　又は年７　９％ ２億７千万円を限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商業近代化貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	変化する時代の流れに沿った，商業等の近代化を目指す皆さまに利用されることを目的とします。
融資対象者	1 小売業近代化資金　小売業 2 卸売業近代化資金　卸売業 3 小売高度化資金　小売振興法に基づき認定を受けた高度化事業計画（商店街整備計画，店舗共同化計画，連鎖化事業計画）に参加しているかた 4 物流近代化資金　倉庫業，道路貨物運送業，水運業又は港湾運送業のかた
資金使途	1 小売業近代化資金　次のいずれかの事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金が対象となります。 （1）共同仕入れや共同保管のための施設の取得 （2）セルフサービス店の取得 （3）ショッピングセンターへの入居 （4）小売振興指針に従って物流の合理化等を図るための施設の取得 （5）都市防災不燃化促進事業による建物の整備 （6）土地区画整理事業施行地区内での耐火建築物の整備 2 卸売業近代化資金　次のいずれかの事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金が対象となります。 （1）共同仕入れや共同保管のための施設の取得 （2）セルフサービス店の取得 （3）集配センターの取得 （4）卸総合センターまたは卸商業団地への入居 （5）都市防災不燃化促進事業による建物の整備 （6）土地区画整理事業施行地区内での耐火建築物の整備 3 小売高度化資金　認定を受けた高度化事業計画に必要な設備資金及び長期運転資金 4 物流近代化資金　物流加工施設，情報処理施設及び流通高度化施設を備える倉庫施設，荷さばき施設，トラックターミナルまたは配送センターを取得するために必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕 小売業近代化資金 卸売業近代化資金 直接貸付　7億円 （内運転資金1億9千万円） 代理貸付　7千万円 小売高度化資金 物流近代化資金 直接貸付　5億2千万円 代理貸付　7千万円 〔融資期間・利率〕 小売業近代化資金 設備資金　20年以内（据置2年） 運転資金　7年以内（据置1年） 設備資金　特定の設備については2億7千万円を限度として特別利率が適用されます。 運転資金　通常利率 卸売業近代化資金 設備資金　15年以内（据置2年） 運転資金　7年以内（据置1年） 設備資金　2億7千万円を限度として特別利率が適用されます。 運転資金　通常利率 小売高度化資金 設備資金　15年以内（据置2年） 設備資金　2億7千万円を限度として特別利率が適用されます。 物流近代化資金 設備資金　15年以内（据置2年） 設備資金　2億7千万円を限度として特別利率が適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	消費税導入円滑化貸付 ── 納税事務処理対策資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	中小企業者の消費税の納税事務負担の軽減，消費税の適正な転嫁の円滑化を図ることを目的とする。
融資対象者	消費税納入者て，納税事務負担の軽減を図るためのコンピュータレンスター等を取得，リースしようとする中小企業者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　５千万円（別枠） 代理貸付　２千万円（別枠） 〔融資期間・利率〕　設備資金　10年以内（据置２年）　５　０％ 運転資金　７年以内（据置２年）　５　０％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	新事業・技術振興貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	先端技術産業にたずさわっている企業のかたや新事業・新技術の企業化をおこなうかたに利用されることを目的とします。
融資対象者	1 先端技術振興資金　①マイクロエレクトロニクス，ハイオテクノロジー，新素材等先端技術を応用した製品の製造を行う者 ②上記に不可欠な部品原材料の製造を行う者や製造するための専用製造装置等の製造を行う者 2 新事業・技術企業化資金 商品化試作資金　①新技術の企業化を行う者 ②新規機械の商品化試作を行う者 ③新製品の商品化試作を行っ者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	先端技術振興資金　新事業・技術企業化資金 商品化試作資金 〔融資限度額〕　直接貸付　７億円（内運転資金１億９千万円）　代理貸付　７千万円　／　直接貸付　７億円（内運転資金１億９千万円）　代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内（据置２年）　運転資金　7年以内（据置１年）　8　3％　／　設備資金　15年以内（据置２年）　運転資金　7年以内（据置１年）　3年間は７　２％　それ以降７　７％　その他　８　３％　２億７千万までを限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	情報基盤整備貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	企業内または複数企業間のオンライン情報処理ンステムを導入される企業，情報関連機器の部品・材料を製造されている企業のかたに利用されることを目的とする。
融資対象者	1　オンライン情報処理ンステムを導入するかた （1）　企業内で利用するオンライン情報処理ンステム （2）　複数企業間て共同利用するオンライン情報処理ンステム （3）　情報処理サーヒス業のかた，または情報提供サーヒス業のかた 2　情報関連機器，情報関連機器の部品・材料を製造するかた 情報関連機器　電子計算機 部品　半導体集積回路　高性能個別半導体素子 情報機器用記録媒体　高精度回路部品及び機構部品　高性能電子管 材料　高品位半導体材料
（企業規模）	製造業 ――― 資本金１億　円以下または従業員数 300人以下 卸売業 ――― 資本金３千万円以下または従業員数 100人以下 小売業 ―― 資本金１千万円以下または従業員数　50人以下 ｻｰﾋﾞｽ業 ―
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　７億円 （内運転資金　１億９千万円） 代理貸付　７千万円 〔融資期間・利率〕　15年以内 （据置２年） 取得する設備に応じて７　２％～７　７％ ２億７千万を限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 過疎地域等振興資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	過疎地域，半島地域において設備投資を行うかた
資金使途	３名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　設備　７億円 運転　１億９千万円 代理貸付　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　１５年以内　（据置２年） ２億７千万円を限度として 特別利率が適用されます。 運転資金　７年以内　（据置１年） ６　９％又は７　４％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 団地資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地する方
資金使途	工業等団地に立地するために必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸与　５億２千万円 代理貸与　７千万円 〔融資期間・利率〕　20年以内（据置２年） 通常利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 地域活性化資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	国又は地方公共団体の行う次のいずれかの地域振興対策に関連する事業を行うかた イ　テクノポリス事業 ロ　むらおこし事業 ハ　地場産業総合振興事業 ニ　イ～ハに関連した地方公共団体の融資制度の対象となるかた ホ　地域経済活性化対策推進地域において設備投資を行うかた ヘ　イ～ホに該当するかたとの取引高か全取引高の５以上のかた
資金使途	地域振興対策に関連する事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　設備　７億円 運転　１億９千万円 代理貸付　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　１５年以内　（据置２年） 通常利率 運転資金　７年以内　（据置１年） 通常利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 伝統的工芸品産業振興資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	認定を受けた「伝統的工芸品産業に係る振興計画」に参加しているかた
資金使途	振興計画を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　設備　５億２千万円 運転　１億 9千万円 代理貸付　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　１５年以内　（据置２年） 運転資金　７年以内　（据置１年） 通常利率 ２億７千万円を限度として特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 特定事業集積促進資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	特定事業集積促進地域において特定事業を行うかた
資金使途	特定事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸与　設備　５億２千万円 運転　１億９千万円 代理貸与　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内　（据置２年） 通常利率 運転資金　7年以内　（据置１年） 通常利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 特定地域振興資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	特定地域において製造業を営むかた及び情報サービスを営むかた
資金使途	用地費を除いて１千７百万円を超える設備を新増設するために必要な設備資金及び設備の新増設に伴い必要な長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　設備　７億円 運転　１億９千万円 代理貸付　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　１５年以内　（据置２年） ２億７千万円を限度として 特別利率か適用されます。 運転資金　７年以内（据置１年） ６４％（４年目以降６９％） 又は６９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── 農村地域工業等導入促進資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	工業等導入地区において製造業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業又は卸売業を営むかた
資金使途	３名以上の雇用創出効果か見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸与　設備　５億２千万円 運転　１億９千万円 代理貸与　設備　７千万円 運転　７千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内（据置２年） ２億７千万円を限度として 特別利率が適用されます。 運転資金　７年以内（据置１年） 通常利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興貸付 ── リゾート地域整備資金
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域と中小企業の結びつきを行うための資金として利用されることを目的とします。
融資対象者	リゾート法の基本構想に基づいて一定の施設の整備を行うかた
資金使途	基本構想に基づき一定の施設を整備するために必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸与　５億２千万円 代理貸与　７千万円 〔融資期間・利率〕　15年以内　（据置２年） ２億７千万円を限度として 特別利率か適用されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

「地域産業政策情報整理表」

制度名	地域中小企業活性化貸付 ── ふるさと創造企業育成融資
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	地域経済の活性化を担う新事業をおこなうかたのために超低利資金て利用てきます。
融資対象者	新たな事業を行うかた
資金使途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　設備　５億２千万円 運転　１億９千万円 〔融資期間・利率〕　設備資金　15年以内（据置２年　たたし金利負担軽減措置により年5 35%を適用するものは３年） 年6 7% 4年目以降年7 2%の特別利率。たたし，２億７千万円を超える場合は年7 6% ★なお，上記特別利率を適用するもので，新事業認定審査会の認定を受けたかたは1億円を限度に，１５～3年間について年5 35% となるよう，金利負担軽減措置か講しられます。 運転資金　７年以内（据置２年） 年7 6% 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	平成６年３月31日まて
備考	平成２年度現在 ・金利負担軽減措置を適用する融資の取扱期間～平成６年３月３１日まて ・信用保証協会の新事業開拓保証か利用てきる場合には，保証料か優遇されます。

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業金融公庫の一般貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	中小企業者か事業上必要とする通常の事業資金を融資するもので中小企業金融公庫の貸付の中で最も利用度か高いものてす。
融資対象者	次のいすれかに該当し，特定事業（組合の場合は　組合又はその構成員の２／３以上）を営む者（会社，個人，協同組合等） ①資本金（出資金）か１億円（卸売業は３千万円　小売業・サービス業は１千万円）以下の法人 ②常時使用する従業員か　300人（卸売業は１００人　小売業　サービス業は５０人　鉱業は１０００人）以下の法人・個人
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕 直接貸付：３億５千万円（運転は１億８千万円） 代理貸付：７千万円（組合は１億４千万円） 〔融資期間・利率〕 直接貸付：設備　１０年以内　必要に応して１５年以内（必要に応して据置２年） 運転　５年以内　必要に応して７年以内（据置１年） 代理貸付：設備　７年以内　必要に応し１０年以内（原則据置１年） 運転　５年以内（据置６か月） 直接貸付：７　９％ 設備　１０年超１３年以内→基準金利＋０　１％ １３年超１５年以内→基準金利＋０　２％ 運転　５年超　７年以内→基準金利＋０　１％ （据置１年） 代理貸付：７　９％ 〔担保・保証人〕 ・保証人は原則として１名以上必要 ・担保は原則として必要 〔返済方法〕 原則として２か月賦返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	倒産対策貸付
実施機関名	中小企業金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中村区名駅３－２５－９（堀内ヒル８Ｆ） 電話　０５２－５５１－５１８１
政策概要	関連企業の倒産により，資金繰りの悪化している中小企業者に対し，その経営の安定を図ることを目的とします。
融資対象者	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困窮している中小企業者
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　５千万円 代理貸付　５千万円 〔融資期間・利率〕　７年以内　７　９％ （据置１年） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	移転等促進資金貸付（移転貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	公害防止等のための工場移転，工場等の環境整備の促進を目的とします。
融資対象者	過密の解消又は公害防止のために特定地域へ工場を移転する中小企業者
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内　７　９％ （据置２年）　特利　６　９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	エネルギー有効利用促進資金（エネルキー貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業のエネルキーの有効利用を図ったり，ＬＰＧの利用の促進を目的とする。
融資対象者	省エネルギー資金　エネルギーの有効利用のための設備を設置する中小企業者 ＬＰＧ資金　灯油等の石油中間留分を燃料とする設備から液化石油ガスを燃料とする設備に転換（新設を含む）するための設備を設置するもの
資金使途	省エネルギー資金　設備資金 ＬＰＧ資金　設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　省エネルキー資金　５，２００万円 ＬＰＧ資金　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　省エネルキー資金　１５年以内（据置２年） ７　９％ 特利　６　９％ ＬＰＧ資金　１５年以内（据置２年） ７　９％ 特利　６　９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	環境衛生金融公庫からの委託貸付 ── 一般貸付
実施機関名	愛知県衛生部環境衛生課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎６Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１
政策概要	環境衛生関係の近代化を図ることを目的とする。
融資対象者	飲食店営業，喫茶店営業，食肉・食鳥肉販売業，氷雪販売業 理容・美容業，興行場営業，旅館業，浴場業及びクリーニング業 を営み，又は営もうとするもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　設備　５，２００万円 ただし，興行場営業　15,000万円 旅館業　18,000万円 クリーニング業　7,000万円 浴場業　15,000万円 運転　３，５００万円 〔融資期間・利率〕　設備１３年以内（据置１年，特定は２年） ただし，浴場業は27年以内，浴場業以外環境衛生関係営業にかかる独立開業設備，従業員宿舎設置及び旅館業の適マーク収にかかる防災設備資金は15年以内 運転　５年以内　（据置１年） （特に必要な場合は７年以内） 特利５　７％～７　９％ ７　４％ 浴場業のみ　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	環境衛生金融公庫からの委託貸付－小企業等設備改善資金特別貸付
実施機関名	愛知県衛生部環境衛生課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎６Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１
政策概要	公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について，その衛生水準を高め，近代化を促進することを目的とします。
融資対象者	環境衛生関係営業者であって，環境衛生同業組合等の理事長の推せんを受けた次にあてはまるもの 1　従業員の数が２人（クリーニング業は５人）以下の会社及び個人 2　従業員の数が３人以上５人以下の会社及び個人（クリーニングを営む者を除く）であってその経営内容が１と同様の実態にあるもの
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５００万円 ただし，マルケイ資金の貸付残高とあわせて４５０万円 〔融資期間・利率〕　５年以内　７．０％ （据置６か月） 〔担保・保証人〕　不要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経営基盤強化貸付
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業の構造改善を中心とした中小企業の経営基盤の強化を図ることを目的とする。
融資対象者	集客力の強化等経営基盤の強化を図る設備及び事務合理化，販売促進のための業務用事務機器等の取得資金や運転資金を必要とする中小企業者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５００万円（別枠） 〔融資期間・利率〕　設備　５年以内　（据置６か月） 運転　３年以内　（据置６か月） ５５％　７０％　７９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	平成３年３月３１日まで
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	構造改善貸付　　（構改貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	経済環境の変化に対応しつつ，中小企業構造の高度化，近代化及び経営基盤の強化を図るため，一般の高度化事業よりも有利な条件て助成することとし，中小企業の近代化意欲を喚起しようとするものてす。
融資対象者	構造改善事業を行うもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 たたし運転資金３，５００万円 〔融資期間・利率〕　設備　１５年以内　（据置２年） 運転　５年以内　（据置１年） （特に必要な場合は７年以内） ７　９％ 特利　７　４％，６　９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	国民金融公庫の一般貸付
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	事業を営む方やこれから事業を始めようとする方が事業上必要とする資金を融資するものてす。直接貸与と銀行を窓口とする代理貸与かあります。
融資対象者	適切な事業計画のもとに独立して事業を営み，又は営もうとするもの（会社・個人）
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　直接貸付　３，５００万円 （特定設備は５，２００万円） 代理貸付　１，０００万円 〔融資期間・利率〕　設備　１０年以内（据置２年） たたし，特定設備２０年以内（据置２年） 運転　５年以内（据置６か月） 必要に応して７年以内 （必要に応して据置１年以内） ７　９％ 設備　10年超13年以内→基準金利+0 1% 13年超15年以内→基準金利+0 1% 15年超　→基準金利+0 3% 運転　5年超　→基準金利+0 1% 〔担保・保証人〕　保証人は原則として１名以上必要 担保は必要に応して要 〔返済方法〕　月賦返済または一時払いて，払込方法は公庫支店窓口，口座振替，銀行振込，郵便振替など
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	災害貸付
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	被災中小企業者の再建復興を目的とします。
融資対象者	災害により直接又は間接に被害を受けた中小企業者であって指定地域内に所在するもの
資金使途	災害復旧のために必要な設備及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　２，０００万円（別枠） （代理貸付　別枠６００万円） 〔融資期間・利率〕　１０年以内（据置２年） 利率はその都度設定されます。 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	産業安全衛生施設等整備資金（安全貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	製造業，建設業等の中小企業者か行う産業安全衛生施設（プレスの安全装置等の施設）の整備に必要な資金を中小企業金融公庫国民金融公庫等でご利用てきます。
融資対象者	事業活動に必要な安全，衛生，保全，防災などの施設を設置するもの（会社，個人）
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 （産業公害防止貸付を含む） 〔融資期間・利率〕　１５年以内　６　４％ （据置２年）　（６　９％） （ ）内は４年目以降の利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	産業公害防止施設等整備資金（公害貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	産業公害の発生は大きな社会問題てあり，産業公害の防止についての社会的要請には特に強いものかあります。産業公害の防止を行うことを目的とします。
融資対象者	事業活動にともなう，ばい煙，汚水，騒音及び悪臭などの公害の防止施設を設置するもの
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内　７　９％ （据置２年）　特利　６４％（６９％） （　）内は４年目以降の利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	小企業等経営改善資金（通称マルケイ資金）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	経営改善をはかる小規模企業者に必要な小口事業資金を，無担保・無保証人て低利に融資するものてす。
融資対象者	１年以上，同一の事業を営んている従業員数か20人以下（商業・サーヒス業は５人以下）の小規模企業者（会社・個人）てあって商工会議所等の経営指導をうけた上て，商工会議所会頭，商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦のあるもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　設備　５００万円 運転　４５０万円 〔融資期間・利率〕　設備　５年以内　７　０％ 運転　３年以内　７　０％ 〔担保・保証人〕　担保・保証人とも不要 〔返済方法〕　６か月以内据置後月賦返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在 ＊環境衛生関係の業種の方は，運転資金のみ利用てき，設備資金については環境衛生金融公庫の小企業等設備改善資金特別貸付を利用することになっています。

「地域産業政策情報整理表」

制度名	商業近代化等資金貸付（商業貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	流通機構の合理化および商業経営の近代化の促進，中小小売商業構造の高度化の促進，物流業の合理化・近代化の促進を目的とする。
融資対象者	ショッピングセンターへの入居，セルフサービスの設置などの近代化事業や，商店街整備，店舗共同化などの高度化事業のための資金を必要とするもの
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置２年）　特利　７　９％ ７　４％ ６　９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	消費税導入円滑化貸付
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業者の消費税の納税事務負担の軽減，消費税の適正な転嫁の円滑化を図ることを目的とします。
融資対象者	消費税の導入に伴う納税事務負担の軽減及び円滑な転嫁を図るための設備や運転資金を必要とする中小企業者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５００万円（別枠） 〔融資期間・利率〕　設備　５年以内（据置６か月） 運転　３年以内（据置６か月） ５　０％　７　０％ ５　５％　７　９％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	平成３年３月３１日まで
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	従業員独立開業資金（独立開業貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業て働く従業員に自立の道を開くことにより，勤労意欲の向上と従業員の定着を高めるため，従来より「従業員独立開業資金融資制度」を国民金融公庫の行う特別貸付制度として設けています。
融資対象者	現在勤務している中小企業と同一業種の事業を新たに営もうとする者（勤続年数に制限あり）
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 たたし，運転資金 3,500万円 〔融資期間・利率〕　設備　１５年以内　７　９％ （据置２年） 運転　５年以内　７　９％ （据置１年） （特に必要な場合は７年以内） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	水産加工貸付
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	水産加工業の施設の改良等の促進を目的とします。
融資対象者	水産加工業を営む中小企業者であって，北洋を中心とする原材料の供給事情の変化に伴い，水産加工施設改善計画について都道府県知事から承認を受けている者
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　３，０００万円 たたし，運転資金 2,700万円 〔融資期間・利率〕　設備　１５年以内　6　4％ （据置２年） 運転　５年以内　7　9％ （据置１年） （特に必要な場合は７年以内） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	平成５年３月３１日までの緊急融資
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	生鮮食料品等小売業近代化資金（食品貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒルｉＦ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	生鮮食料品等小売業の近代化を図るため，近代化・合理化設備の設置等を行う中小企業者等に対して，国民金融公庫から生鮮食料品等小売業近代化資金の融資を行います。
融資対象者	食料品小売業，食品製造小売業，総合食料品小売業を営むもの（会社，個人，協同組合等）
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 （組合等１億円） 〔融資期間・利率〕　１３年以内　７　９％ （据置２年）特利 ７４，６９，６４，(６９)％ （ ）は４年目以降の利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	製造業省力化設備資金（省力化貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小製造業および中小建設業者の省力化設備導入の促進を図ることを目的とする。
融資対象者	製造業又は建設業を営む者て，省力化機械を設置しようとする者
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内　７　９％ （据置２年） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	地域産業振興資金貸付（地域産業貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業者か，経営の合理化・近代化等のために地場産業の振興や過疎地域等の振興を図ることを目的とする。
融資対象者	特定地域，過疎地域における設備投資や村おこし事業，テクノポリス事業，伝統的工芸品産業振興事業，リゾート地域整備事業など地域振興対策等のために必要とするもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 たたし，運転資金 3,500万円 〔融資期間・利率〕　設備　１５年以内　（据置２年） 運転　５年以内　（据置１年） （特に必要な場合は７年以内） ７　９％ 特利７４，６９，６４(６９)％ （ ）内は４年目以降の利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業近代化促進資金（近促貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業の業種，業態に応して，きめ細かい近代化を推進するため，中小企業の実態を業種別に調査して，その実態に即した中小企業の近代化を促進することを目的とする。
融資対象者	中小企業近代化促進法にもとづく指定業種てあって，中小企業近代化計画て策定された業種に属する事業を行うもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 たたし運転資金 3,500万円 〔融資期間・利率〕　設備　１５年以内　（据置２年） 運転　５年以内　（据置１年） （特に必要な場合は７年以内） ７　９％ 特利　７　４％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業情報化促進資金貸付（情報化貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	中小企業か，高度情報化に積極的に取り組んていけるようにするためには，オンライン情報処理ンステムを，入手する必要かあります。 そのための資金制度として　ご利用くたさい。
融資対象者	オンライン情報処理ンステムを導入する中小企業者
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，２００万円 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） ７　９％ 特利７４，６９，６４(６９)％ （)内は４年目以降の利率 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業倒産対策資金（倒産対策貸付）
実施機関名	国民金融公庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦１－１１－２０（大永ヒル１Ｆ・２Ｆ） 電話　０５２－２２１－７２４１
政策概要	取引先企業の倒産により経営の安定に支障を生じ，自らも倒産に陥ることを未然に防止することを目的とします。
融資対象者	関連企業の倒産て資金くりに困難をきたしている中小企業者て以下の①，②に該当するもの ①倒産企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有するもの ②倒産企業との取引依存度か20% 以上あるもの
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，０００万円（別枠） （既往債務残高にかかわらず） 〔融資期間・利率〕　５年以内　（据置１年）　７　９％ （特に必要な場合は据置７年） 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商工組合中央金庫の委託代理貸付
実施機関名	商工組合中央金庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦３－２３－１８（ニューサカエヒル１Ｆ） 電話　０５２－９５１－７５８１
政策概要	長期の小口融資を幅広く利用できるようにするため，商工中金か指定した信用組合を代理店として貸付するものてす。
融資対象者	①一般貸付の融資対象に該当するかた ②代理店になっている信用組合の組合員
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１億円 （特に必要と認めた場合は２億円） 〔融資期間・利率〕　設備　1年以上15年以内（据置２年） （たたし，災害復旧，事業転換，公害防止 公害防止，福利厚生及び新技術開発事業 等に要する資金は20年以内） 運転　1年以上10年以内（据置２年） 一般貸付と同し 〔担保・保証人〕　原則として連帯保証人か必要，原則として 不動産等の担保か必要 〔返済方法〕　一括返済又は分割返済て支払
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商工組合中央金庫の一般貸付
実施機関名	商工組合中央金庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦３－２３－１８（ニューサカエヒル１Ｆ） 電話　０５２－９５１－７５８１
政策概要	事業上必要とする通常の事業資金を融資するものてす。
融資対象者	商工中金に出資している組合またはその組合員
資金使途	(1) 組合員直貸　（組合員が自己の事業に要する運転及び設備資金を組合の同意をえて貸付けるもの） (2) 組合の転貸資金（組合員の事業に要する運転及び設備資金を組合を通して貸付けるもの） (3) 組合の協業・共同事業資金（組合か行う特定の協業・共同事業に要する運転及び設備資金を貸付けるもの）
融資条件	〔融資限度額〕　組合　１５０億 組合員　１５億 〔融資期間・利率〕　短期運転資金　1年未満 長期運転資金　10年以内（据置２年） 設備資金　15年以内（据置２年） （たたし，災害復旧，事業転換，公害防止公害防止，市街地再開発事業等に要する設備資金は20年以内） 組合　８　４％ 組合員　８　７％ 〔担保・保証人〕　原則として組合役員等の連帯保証人か必要 不動産・機械・有価証券等の担保か必要 〔返済方法〕　一括返済又は分割返済 （毎月，隔月，３か月，半年）て支払
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業融合化促進特別貸付
実施機関名	商工組合中央金庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦３－２３－１８（ニューサカエヒル１Ｆ） 電話　０５２－９５１－７５８１
政策概要	商工組合中央金庫において，計画に従って行う知識融合開発事業（研究開発の実施を除く）に必要な資金について，長期，低利の貸付けを行います。
融資対象者	①商工中金に出資している組合またはその組合員 ②認定特定組合及びその組合員（事業協同組合か異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法の規定による認定を受けた知識融合開発事業計画か必要）
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　設備　３億５千万円 運転　２億円 （但し，両資金合わせ３億５千万円） 〔融資期間・利率〕　設備　15年以内（据置２年） 運転　7年以内（据置１年） 設備　長期プライムを下回る水準 運転　同上 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	職場環境改善資金
実施機関名	労働基準監督署 住所　名古屋市中区三の丸２－５－２（合同庁舎第２号館内） 電話　０５２－９５１－８５６１ 又は，労働福祉事業団融資部
政策概要	中小企業者等が労働安全衛生の面て職場環境を改善する場合に必要な資金を融資しています。
融資対象者	都道府県労働基準局長の認証を受けた「安全衛生改善計画」を実施する次のいずれかかに該当する中小事業者等 ○中小事業者・・・資本・出資額１億円以下の法人又は常時使用する労働者数３００人以下の法人・個人 ○中小事業者以外・・・資本・出資を有しない法人又は個人のうち、常時使用する労働者数か１０００人以下の法人・個人
資金使途	安全衛生改善計画に基づいて実施する次の改善措置に必要な資金 機械、器具、その他の設備及び建物又は構築物の新設、増設、改造等 上記の措置に伴い必要とされている土地の取得、整備
融資条件	〔融資限度額〕　１億８千万円 （但し、所要資金の８５％以内） 〔融資期間・利率〕　１０年以内　機械等 ２０年以内　建物 １５年以内　その他 中小事業者　５　０％ その他　５　２５％ 〔担保・保証人〕　不動産・動産・その他物件 連帯保証人必要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在 借入申請者は、職場環境を改善する計画か労働安全衛生の面て適性かどうか所轄の労働基準局長の認証を受ける必要かありますので、まず最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

『地域産業政策情報整理表』

制度名	季節資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	夏季や年末の資金を必要とする場合にご利用ください。
融資対象者	県内で６か月以上引き続き同一事業を営む会社・個人・医療法人及び協同組合等
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　会社・個人　２，０００万円 協同組合等　３，０００万円 〔融資期間・利率〕　１年以内　取扱金融機関所定 〔担保・保証人〕　原則として要 （信用保証付）
申込期間	夏季　６～８月まで 年末　１０～１２月まで
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 企業活性化資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	地域経済の活性化に資する新しい事業を行う中小企業者を支援することを目的とし、以下に示す６つの資金かある。 企業活性化資金 1　事業所整備 2　先端技術設備導入促進 3　エネルキー・再生利用促進 4　技術・製品開発 5　地場産業振興 6　情報化促進
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること (1) 土地収用法，都市再開発法，土地区画整理法等に基つく公共事業のために事業所の移転等をしなけばならないもの又は，浸水地震被害を防止しようとするもの（会社　個人，協同組合等） (2) 県か「先端技術設備導入計画」「省エネルギー促進計画」又は「再生利用促進計画」を認定したもの （会社，個人，協同組合等） (3) 新技術等の開発にとりくむ中小企業者て，県か「技術・製品開発，企業化計画」を認定したもの（会社，個人　協同組合等） (4) 県か「地場産業振興事業計画」を認定したもの （会社，個人，協同組合等） (5) ＰＯＳンステムや電子計算機等ストア・オートメインョン化を促進するための設備その他情報処理ンステムに必要な設備
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１億５千万円 （たたし，上記申込みの出来る方のっち (1)，(3)，(4)　(5)については５千万円 (2)については１億円） 〔融資期間・利率〕　設備・運転　５年以内　６　１％ ７年以内　６　３％ 設備　１０年以内　６　６％ 〔担保・保証人〕　原則として要 （信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 経営安定・関連倒産防止資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	業績か不振な中小企業者か経営の安定を図ったり，親事業者か下請代金の適正な支払方法の維持又は改善を図るための資金　又は経営の危機を克服するために資金を必要とする場合にこの資金をご活用くたさい。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること (1) 最近３か月間の月平均売上高か前年同期の月平均売上高に比へて10％以上減少しているもの (2) 愛知県中小企業振興公社の推薦を受けたもの (3) 商工調停士の指導により経営の危機を克服する見込みのあるものとして商工会議所又は連合会の推薦を受けたもの （会社，個人，協同組合等） (4) 認定倒産企業等に関連する中小企業者て認定倒産企業等に対して売掛金等の債権か50万円以上あるもの又は取引額か全取引額の20％以上あるもの（関連倒産防止） （会社，個人，協同組合等）
資金使途	経営の安定等に必要な事業上の運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　３，０００万円 （たたし，関連倒産防止資金は別枠て ３，０００万円　債権額の範囲内） 〔融資期間・利率〕　３年以内　５　５％ ５年以内　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 下請中小企業対策資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	親事業者か，新分野進出等構造調整を図る際に影響を受ける下請中小企業者か，新分野進出や経営の安定のための資金を必要とする場合は　この資金をご活用ください。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること 親事業者の構造調整等により影響を受ける下請中小企業者て愛知県中小企業振興公社の認定を受けたもの
資金使途	新分野進出等に必要な設備・運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　設備　３，０００万円 運転　２，０００万円 〔融資期間・利率〕　設備　７年以内　５　５％ 運転　５年以内　５　５％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 商業近代化資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	中小商業者・サーヒス業者か，個人又は共同して事業の近代化を促進しようとする場合にご利用てきます。なお，融資申込みに当たっては，所属団体の確認か必要てす。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること (1) 引き続き６か月以上小売業を営む中小企業者（会社，個人）て「商業近代化計画」の確認を受けたもの (2) 商店街関係組合で「商業近代化計画」の確認を受けたもの
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１億円 （たたし，上記申込みの出来る方のっち(1)については６千万円） 〔融資期間・利率〕　設備・運転　５年以内　６　３％ 設備　７年以内　６　５％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 事業転換資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	経済環境の変化によって，中小企業者か事業を転換しようとする場合にこの資金をご活用ください。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること（たたし，３年以上の実績要） 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法等に基づき転換計画について知事の承認又は認定を受けたもの （会社，個人，協同組合等）
資金使途	事業転換に必要な設備・運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 〔融資期間・利率〕　運転　７年以内　当初２年間　６　４％ 設備　１０年以内　それ以降　６　６％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 従業員独立開業資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	独立開業しようとする方か，資金を必要とする場合は，この資金をご活用ください。
融資対象者	現在勤務している事業と同一業種の事業を県内て新たに営もうとする個人。ただし，勤務年数か継続して５年（３年以上の場合は同業種通産８年以上）てあること
資金使途	開業するために必要な設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　７００万円 （たたし，所要資金の70％以内） 〔融資期間・利率〕　設備・運転　５年以内　６　５％ 設備　７年以内　６　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 特定地域対策特別資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	特定地域内て事業活動に支障を生している中小企業者か，新分野への進出や，経営の安定のための資金を必要とする場合は　この資金をご活用くたさい。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること。 特定地域中小企業対策臨時措置法第３条に基づく知事又は市町村の承認を受けたもの（会社，個人，協同組合等）。
資金使途	新たな経済環境への適応を円滑にするために必要とする設備・運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　８，０００万円 たたし，運転は 3,500万円 〔融資期間・利率〕　設備　７年以内　（実績に応し10年以内） 運転　５年以内　（実績に応し　6年以内） 第１種　４　３５％ 第２種　５　５　％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	平成２年１２月３１日まて
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経済環境適応資金 ── 貿易振興資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	中小企業者か，貿易を行うに当たって資金を必要とする場合は，この資金をご活用ください。
融資対象者	県内で６か月以上引き続き同一業種に属する事業を営んていること (1) 貿易商社 (2) 貿易関連製造業者て県内において６か月以上同一事業を営む中小企業者（会社，個人）
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，５００万円 〔融資期間・利率〕　６か月以内　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	公害防除施設整備資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	公害防除施設整備のための設備資金を必要とするときは，この資金をご活用ください。
融資対象者	県内て６か月以上同一事業を営む中小企業者（会社，個人，協同組合等）て県か「公害防除施設整備計画」又は「低公害車購入計画」を認定したもの
資金使途	・設備（移転資金を含む） ・低公害車購入
融資条件	〔融資限度額〕　会社，個人　３，０００万円 （たたし，移転は５，０００万円） 組合　６，０００万円 〔融資期間・利率〕　７年以内　４　６％ 〔利子補給あり　・設備（全額） ・低公害車（１／２）〕 〔担保・保証人〕　原則として要 （必要に応して信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商工業振興資金 ── 災害復旧資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表） 又は，各市町村商工担当課及び愛知県信用保証協会 但し，事業所か名古屋市外にある方は　以下とする 愛知県中小企業総合指導所 住所　名古屋市中村区名駅４－４－３９ （愛知県中小企業センター６Ｆ） 電話　０５２－５８３－３６１０
政策概要	災害救助法の適用を受けた地域内の被災中小企業者てあって従業員用件を除き，通常資金受付けの要件を備える方にご利用てきます。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一事業を営む会社・個人・医療法人及び企業組合 （災害救助法の指定を受けた区域内の被災中小企業者）
資金使途	災害復旧に必要な事業上の設備・運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，０００万円 〔融資期間・利率〕　設備　７年以内　当初３年間　５　３％ 運転　５年以内　それ以降　５　８％ 〔担保・保証人〕　原則として要　（信用保証付）
申込期間	災害発生の日から３か月以内
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商工業振興資金 ── 通常資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表） 又は，各市町村商工担当課及び愛知県信用保証協会 但し，事業所か名古屋市外にある方は，以下とする 愛知県中小企業総合指導所 住所　名古屋市中村区名駅４－４－３９ （愛知県中小企業センター６Ｆ） 電話　０５２－５８３－３６１０
政策概要	事業をより一層発展させたい場合に，設備・運転どちらにもご利用できます。
融資対象者	県内で６か月以上引き続き同一事業を営む会社・個人・医療法人及び企業組合 （従業員数が工業50人以下，商業・サービス業30人以下）
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，５００万円 〔融資期間・利率〕　設備・運転　３年以内　６　３％ ５年以内　６　５％ 設備　７年以内　６　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要　（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商工業振興資金 ── 通常資金 ── 特別小口資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表） 又は，各市町村商工担当課及び愛知県信用保証協会 但し，事業所か名古屋市外にある方は，以下とする 愛知県中小企業総合指導所 住所　名古屋市中村区名駅４－４－３９ （愛知県中小企業センター６Ｆ） 電話　０５２－５８３－３６１０
政策概要	事業をより一層発展させたい場合に，設備・運転とちらにもご利用てきます。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一事業を営む会社・個人・医療法人及び企業組合 （従業員数か工業５人以下，商業・サーヒス業２人以下）
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５００万円 〔融資期間・利率〕　設備・運転　３年以内　５　６％ ５年以内　５　８％ 〔担保・保証人〕　原則として要　（信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	信用組合融資促進資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	信用組合の組合員か運転面ての融資を受ける場合にご活用ください。
融資対象者	信用組合の組合員
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，０００万円 〔融資期間・利率〕　６か月以内　６　８％以内 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔共同施設事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 ・共同施設　４企業以上の中小企業か実施する共同販売・共同保管等のための共同施設事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の６５％ 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） ２　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔小売商業店舗共同化〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 ✓ （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3 000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 ・小売商業店舗共同化（共同店舗）　５企業以上の主として小売業者又はサーヒス業者か共同店舗を設置する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の６５％ 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） ２　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔小売商業連鎖化〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとで，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サービス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 ・小売商業連鎖化（ホランタリーチェーン）　30企業以上の主として小売業者かホランタリーチェーンを組織し経営の近代化をはかる事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の６５％ 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年） ２　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業 〔施設共同利用事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所 名古屋市中区三の丸3－1－2 （西庁舎7F） 電話 052－962－2111
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する次の事項 ア 事業協同組合　イ 事業協同小組合　ウ 協同組合連合会 エ 企業組合　オ 協同組合　カ 商工組合 キ 商工組合連合会　ク 2/3以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サービス業　資本金1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金1億円以下又は従業員 300人以下の企業 1 工場共同利用（工場アパート団地）　5企業以上の主として従業員20人以下の製造業者か工場アパートを設置する事業 2 小売商業店舗共同利用（商業アパート）　5企業以上の主として従業員5人以下の小売商業者又はサービス業者か商業アパートを設置をする事業 3 貨物自動車運送業事業所共同利用　5企業以上の主として従業員20人以下の貨物自動車運送業者か共同利用事業所を設置する事業 4 建設業事業所共同利用　5企業以上の主として従業員20人以下の建設業者か共同利用事業所を設置する事業 5 公害防止施設共同利用　5企業以上の主として従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）のもの公害防止施設を設置する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の90％ 〔融資期間・利率〕　建設期間＋20年以内（建設期間＋据置2年）　2 7％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成2年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔集団化事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金１000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　工場等集団化（工場団地）　原則として20企業以上の製造業者か工場団地を設置する事業 2　店舗等集団化（卸売団地）　原則として20企業以上の卸売業者か卸売団地を設置する事業 3　貨物自動車ターミナル等集団化　原則として20企業以上の貨物自動車運送業者かトラックターミナル団地を設置する事業 4　倉庫等集団化　原則として10企業以上の倉庫業者か倉庫団地を設置する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の６５％ 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置３年）　２　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔商店街近代化事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて　以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　小売商業商店街近代化　20企業以上の主として小売商業者又はサーヒス業者か既存の商店街を街くるみて改造する事業 2　卸売業商店街近代化　20企業以上の主として卸売商業者か既存の商店街を街くるみて改造する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の６５％ 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置３年） ２　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔設備リース事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて　以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　公害防止設備リース 2　省資源・省エネルキー設備リース 3　安全衛生設備リース 4　事業転換設備リース ｝事業協同組合等か公害防止設備等をまとめて購入しそれを必要な組合員に対しリースする事業
資金使途	設備資金
融資条件	1,2,3 の場合　4の場合 〔融資限度額〕　資金の６５％　資金の８０％ 〔融資期間・利率〕　１５年以内（据置２年）２　７％　１５年以内（据置２年）無利子 〔担保・保証人〕　原則として要　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 一般高度化事業　〔特例事業〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3 000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　構造改善等高度化（一般，特定）　近促法の承認を受けた構造改善計画にもとづき実施する事業等 2　特別広域高度化（一般，特定）　広域性の高い事業又は近促法の承認を受けた構造改善事業計画にもとづき実施する広域高度化事業等 3　繊維工業構造改善（一般，特定）　①新商品又は新技術の開発，設備近代化等を内容とする構造改善事業及び構造改善円滑化事業 ②小規模繊維事業者の設備近代化を内容とする施設共同化事業
資金使途	設備資金
融資条件	１の場合　２の場合　３の場合 〔融資限度額〕　資金の７０％　資金の８０％　資金の８０％ 〔融資期間・利率〕　15～20年以内（据置２～３年）２　７％　15～20年以内（据置２～３年）無利子　15～20年以内（据置２～３年）無利子 〔担保・保証人〕　原則として要　原則として要　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 地域産業支援事業 ── 〔研究開発等の能力向上支援〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金では次の①②が「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サービス業　資本金 1,000万円（卸売業 3 000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　地域産業創造基盤設備　第３セクターか，共同研究開発施設等を設置する事業 2　地域中小企業情報化推進　第３セクターか，ソフトウェアの共同開発施設等を設置する事業 3　開放型試験研究施設等設置　民活法に基づき　公益法人か研究施設を設置する事業 4　地域産業共同利用（地場産業振興センター）　地方公共団体等か都道府県の成功する区域を超える地域の産業振興を図るための地場産業振興ヒノョンにもとづいて当該地域の中小企業構造の高度化に寄与する事業の実施に必要な施設を設置する事業 5　地域産業育成支援　公益法人か基金を設け　その運用益て研究開発等を行う事業
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　1,2 の場合　資金の80％　3,4 の場合　資金の80％　5の場合　資金の80％ 〔融資期間・利率〕　設備　20年以内（据置 3年）　20年以内（据置 3年）　10年以内（据置 7年） 運転　10年以内（据置 3年） 無利子　無利子　無利子 〔担保・保証人〕　原則として要　原則として要　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 地域産業支援事業　〔情報化支援〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として　同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合などで，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 １　地域情報化促進　地域情報センターか，情報ネットワーク形成のための設備をリースする事業 ２　地域情報化基盤整備　地域情報センターか，情報ネットワークの作成等を行う事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　1の場合：資金の７０％　2の場合：資金の９０％ 〔融資期間・利率〕　1の場合：１５年以内（据置２年）２　７％　2の場合：２０年以内（据置４年）無利子 〔担保・保証人〕　1の場合：原則として要　2の場合：原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 地域産業支援事業 ── 〔特定地域の活性化支援〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者が互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に　愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サービス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 ・特定地域活性化　公益法人か，新商品開発施設等の設置か，その成果の事業化資金を転貸する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の８０％ 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置５年）無利子 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 地域産業支援事業　〔融合化の促進〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（※）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （※）高度化資金ては次の①②が「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 ・施設集団化　融合化法に基づいて団地を設置する事業
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　資金の８０％ 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置３年） 無利子 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業高度化資金 ── 特定高度化事業　〔特定共同施設〕
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２　（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１
政策概要	中小企業近代化の方策として，同し業種や関連の深い中小企業者か互いに協力して組合組織等により，事業の共同化・協業化・集団化を推進する場合に，愛知県と中小企業事業団か協力して事業資金の貸付をする制度てす。
融資対象者	主に中小企業者て組織された組合なとて，以下のものかこれにあたります。 ・中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する次の事項 ア　事業協同組合　イ　事業協同小組合　ウ　協同組合連合会 エ　企業組合　オ　協同組合　カ　商工組合 キ　商工組合連合会　ク　2/3 以上か（×）特定中小事業者て構成されている商店街振興組合等 （×）高度化資金ては次の①②か「特定中小事業者」と呼ばれ，高度化事業の内容によっては貸付対象となる場合もある。 ①商業・サーヒス業　資本金 1,000万円（卸売業 3,000万円）以下又は従業員50人（卸売業 100人）以下の企業 ②鉱工業，その他の事業　資本金１億円以下又は従業員 300人以下の企業 1　工場共同化（共同工場）　５企業以上の主として従業員20人以下の製造業者が共同工場を設置する事業 2　共同公害防止等　中小企業者か公害防止施設又は省エネルギー化を図るための施設を設置する事業 3　共同防災施設　中小企業者が災害防止のための共同防止施設を設置する事業 4　地域環境保全施設等設置　集団化事業のうち，公園緑地，その他の地域環境保全施設等の設置にかかる事業 5　知識集約化共同　製品開発，デザイン開発，技術開発経営改善に資する事業 6　災害復旧高度化　中小企業者か災害による事業用施設の復旧をはかる事業
資金使途	設備資金
融資条件	1,2,3,4の場合　5の場合　6の場合 〔融資限度額〕　資金の８０％　資金の８０％　資金の９０％ 〔融資期間・利率〕　２０年以内（据置３年）無利子　２０年以内（据置３年）無利子　20年以内（据置３年）無利子 〔担保・保証人〕　原則として要　原則として要　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業設備近代化資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 及び商業貿易課・工業振興課・繊維雑貨課・計量保安課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表） 又は，以下の機関 愛知県中小企業総合指導所 県事務所商工課，経済課
政策概要	中小企業か生産性の向上，コストの低下等競争力を強化して経営安定化を図ることを目的とする。
融資対象者	県内に工場又は事業場を有し，同一事業を２年以上営む中小企業て，毎年度国か指定する機械金属工業，軽工業，繊維工業，農林水産業　鉱業，及び小売業等の対象業種に属するもの
資金使途	国か対象業種（対象企業）ごとに定める新品の機械設備てあり，近代化に役立つもの
融資条件	〔融資限度額〕　５０万円～３，０００万円 （たたし，設備費の１／２以内） 〔融資期間・利率〕　５年以内・　無利子 （公害防止設備の一部は12年） 〔担保・保証人〕　連帯保証人２人以上 担保は必要に応して要
申込期間	平成２年５月１日～５月31日まて
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業設備貸与制度 ── 割賦 ── 一般設備
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１ 又は，（財）愛知県中小企業振興公社
政策概要	中小企業者か設備を近代化する場合に，その企業者にかわって公社か設備を購入し，中小企業者に対しこの設備を割賦販売　またはリースするものてす。
融資対象企業	・国か指定する業種 ・県内に工場等を有し，引き続き１年以上同一事業を営んていること ・常用従業員か20人（小売業，卸売業，サーヒス業は10人）以下 ・過去２年間の平均純利益か 1,300万円以下てあること等
資金使途	国か指定する設備
融資条件	〔融資限度額〕　１００万円～２，５００万円 〔融資期間・利率〕　４年半（公害防止施設１１年半）以内（半年据置） ５　０％ 〔担保・保証人〕　原則として要 〔返済方法〕　月賦又は半年賦払
申込期間	平成２年５月１日～６月11日まて たたし，場合によっては追加募集することかあります。
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業設備貸与制度 ── 割賦 ── 先端技術設備
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１ 又は，（財）愛知県中小企業振興公社
政策概要	中小企業者か設備を近代化する場合に，その企業者にかわって公社か設備を購入し，中小企業者に対しこの設備を割賦販売，またはリースするものてす。
融資対象企業	・国か指定する業種 ・県内に工場等を有し，引き続き１年以上同一事業を営んていること ・常用従業員か80人（小売業，卸売業，サーヒス業は20人）以下 ・過去２年間の平均純利益か 3,000万円以下てあること等
資金使途	国か指定する先端技術設備
融資条件	〔融資限度額〕　１，５００万円～５，０００万円 〔融資期間・利率〕　６年半以内（半年据置） ４　５％ 〔担保・保証人〕　原則として要 〔返済方法〕　月賦又は半年賦払
申込期間	平成２年５月１日～６月11日まて たたし，場合によっては追加募集することかあります。
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業設備貸与制度 ── 設備リース
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６２－２１１１ 又は，（財）愛知県中小企業振興公社
政策概要	中小企業者か設備を近代化する場合に　その企業者にかわって公社か設備を購入し，中小企業者に対しこの設備を割賦販売，またはリースするものてす。
融資対象企業	・国か指定する業種 ・県内に工場等を有し，引き続き１年以上同一事業を営んていること ・常用従業員か80人（小売業，卸売業　サーヒス業は20人）以下 ・過去２年間の平均純利益か 3,000万円以下てあること等
資金使途	国か指定する先端技術設備
融資条件	〔融資限度額〕　１００万円～５，０００万円 〔融資期間・利率〕　期間及び月額リース料率 ３年～７年以内 ３　１４２％～１　５３３％ 〔担保・保証人〕　原則として要 〔返済方法〕　月賦払
申込期間	平成２年５月１日～６月11日まて たたし，場合によっては追加募集することかあります。
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業組織強化資金 ── 運転資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	組合の運転資金や共同化，協業化等のために資金を必要とする場合にご活用ください。
融資対象者	県内に事業所，事務所又は営業所かある組合て，商工中金の融資対象資格かあるもの
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　３億円 （たたし，転貸の場合は１組合員３千万円） 〔融資期間・利率〕　１年以内 商工中金所定の利率 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業組織強化資金 ── 共同事業資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	組合の運転資金や共同化，協業化等のために資金を必要とする場合にご活用ください。
融資対象者	愛知県中小企業団体中央会の認定を受けた組合て県内に事業所等かあり，商工中金の融資対象資格かあるもの
資金使途	共同事業の推進に必要な設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　７，０００万円 〔融資期間・利率〕　５年以内　７　３％ 〔担保・保証人〕　原則として要 （必要に応じて信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業組織強化資金 ── 高度化事業資金 ── 単県
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	組合の運転資金や共同化　協業化等のために資金を必要とする場合にご活用ください。
融資対象者	県か指定する高度化事業を実施しようとする組合て商工中金の融資対象資格かあるもの
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　１億円 〔融資期間・利率〕　１０年以内　６　８％ 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業組織強化資金 ── 高度化事業資金 ── 転貸
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	組合の運転資金や共同化，協業化等のために資金を必要とする場合にご活用ください。
融資対象者	別に定める事業団高度化事業を実施中の組合て商工中金の資対象資格かある組合等
資金使途	組合員に対する転貸運転
融資条件	〔融資限度額〕　１，０００万円 （たたし，１組合２億円） 〔融資期間・利率〕　５年以内　６　３％ 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	中小企業組織強化資金 ― 災害復旧資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	組合の運転資金や共同化，協業化等のために資金を必要とする場合にご活用ください。
融資対象者	災害救助法の指定を受けた地域内の被災組合て，商工中金の融資対象資格かあるもの
資金使途	災害復旧に必要な設備・運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 〔融資期間・利率〕　設備　７年以内　６　０％ 運転　５年以内　６　０％ 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	長期経営強化資金
実施機関名	愛知県商工部商工金融課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－２（西庁舎７Ｆ） 電話　０５２－９６１－２１１１（代表）
政策概要	中小企業者か経営基盤の強化を図るために長期の資金を必要とする場合にご利用てきます。
融資対象者	県内て６か月以上引き続き同一事業を営む会社・個人・協同組合等
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 〔融資期間・利率〕　設備　１０年以内　７　０％ 運転　７年以内　７　０％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	開業資金
実施機関名	（財）名古屋市小規模事業金融公社 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館５Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１２１
政策概要	小規模企業の方か開業時期において事業資金を必要とする場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	適切かつ確実な事業計画をもち，これを実施する経営能力を有すると認められる会社及び個人て次の条件を満たすこと 1　市内て新規開業をしよっとする方，又は，営業実績か６か月に満たない方 2　雇用見込従業員数又は常時使用する従業員か20人（商業，サーヒス業は５人）以下てあること 3　税の滞納かないこと 4（財）名古屋市小規模事業金融公社の融資対象資格かあること
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　５００万円以内 （たたし必要総資金の７０％以内） 〔融資期間・利率〕１００万円以下 運転　５年以内　５　８％ 設備　７年以内　５　８％ １００万円以上 設備・運転　３年以内　６　４％ ５年以内　６　６％ 設備　７年以内　６　８％ 〔担保・保証人〕原則として個人の場合は２人以上，会社の場合は代表者を含めて３人以上の連帯保証か必要 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	組合事業資金
実施機関名	商工組合中央金庫　名古屋支店 住所　名古屋市中区錦３－２３－１８（ニューサカエヒル１Ｆ） 電話　０５２－９５１－７５８１
政策概要	中小企業者の協同組織てある組合等か事業上の運転資金を必要とする場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する組合及び組合員 1 市内に主たる事務所を有すること 2 商工組合中央金庫の融資対象資格かあること
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，２００万円以内 （たたし構成員への転貸額を含む） 〔融資期間・利率〕　１年以内　・　商工中金所定 〔担保・保証人〕　商工中金所定
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経営安定資金 ── 環境適応資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	中小企業者か経済的事情の変化（取引先の倒産，不況業種など）に適応するために事業上必要とする資金を信用保証協会の保証付きてご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する会社，個人及び協同組合等 １　次のいすれかに該当すること (1)国か３か月毎に指定する不況業種に属する事業を行う中小企業者としてその住宅地を管轄する市町村の認定を受けていること（中小企業信用保険法第２条第３項第５号に該当） (2)申込み時点における最近３か月間の月平均売上高に比べて10％以上減少していること (3)事業転換関連中小企業者てあって，特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第３条第１項又は第５条第１項に基づく知事の承認なとを受けていること ２　市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上（事業転換関連中小企業者の場合には３年以上）同一業種に属する事業を適法に営んていること ３　信用保証協会の保証対象資格かあること ４　税の滞納かなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	運転資金（事業転換関連中小企業者は設備も含む）
融資条件	〔融資限度額〕　３，０００万円以内 〔融資期間・利率〕　３年以内　５　５％ ５年以内　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上，会社の場合は代表者を含めて２人以上，協同組合の場合は理事全員の連帯保証か必要。 担保は原則として必要。 〔信用保証料〕　50万円以下　0　4％ 51万円以上～200万円以下　0　5％ 201万円以上～500万円以下　0　7％ 501万円以上　0　8％ 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	経営安定資金 ── 関連倒産防止資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	中小企業者か経済的事情の変化（取引先の倒産，不況業種など）に適応するために事業上必要とする資金を信用保証協会の保証付きてご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する会社，個人及び協同組合等 1　次のいすれかに該当すること (1)関連中小企業者に重大な影響を及ぼすおそれのある倒産事業者として国か指定した企業の倒産関連中小企業者（中小企業信用保険法第２条第３項第１号に該当） (2)負債総額（金融機関借入を除く）か 1,000万円以上あり　市内の関連中小企業者に影響を及ぼすおそれのある倒産事業者として市か認めた企業の倒産関連中小企業者 2　市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上同一業種に属する事業を適法に営んでいること 3　倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債券もしくは前渡金返還請求権を有していること，又は全取引額のうち倒産事業者との取引額か20％以上あること 4　信用保証協会の保証対象資格かあること 5　税の滞納がなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　３，０００万円以内 （たたし，倒産事業者に対する債権額の範囲内） 〔融資期間・利率〕　３年以内　５　５％ ５年以内　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上，会社の場合は代表者を含めて２人以上，協同組合の場合は理事全員の連帯保証か必要。 担保は原則として必要。 〔信用保証料〕 50万円以下　０　４％ 51万円以上～ 200万円以下　０　５％ 201万円以上～ 500万円以下　０　７％ 501万円以上　０　８％ 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商業地整備促進資金 ── 共同施設設置事業資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	商店街団地やその組合員か，商店街近代化事業計画に基づいて商店街環境整備事業にあわせ，店舗共同化事業又は個別店舗改善事業を，総合的かつ階段的に実施しようとする場合や，商店街団地か，商店街共同施設設置事業計画に基づいて共同施設設置事業を実施しようとす場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	商店街共同施設設置事業計画に基ついてて共同施設設置事業を実施する商店街団体 ・商店街振興組合 ・上記に準ずるものとして市長か適当と認めた法人団体 ・税の滞納かないこと ・公社の融資対象資格かあること
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　３，０００万円 （たたし，総事業費から地方公共団体その他これに類する機関からの補助金貸付金を差引いた額の８０％以内） 〔融資期間・利率〕　7年以内（据置６か月）　５　５％ 〔担保・保証人〕　担保は原則として不要 保証人 ・組合の場合 ┐ 理事全員，代表者を含めて２人以上 ・会社の場合 ┘ ・個人の場合 ── １人以上 〔返済方法〕　８４回以内の月賦返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商業地整備促進資金 ── 総合環境整備事業資金・高度化事業資金 （個別店舗改善事業）
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	商店街団地やその組合員か，商店街近代化事業計画に基づいて商店街環境整備事業にあわせ，店舗共同化事業又は個別店舗改善事業を，総合的かつ階段的に実施しようとする場合や，商店街団地か，商店街共同施設設置事業計画に基づいて共同施設設置事業を実施しようとす場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	商店街環境整備事業を実施する団体の組合員て下記のもの ・組合員の内，３分の２以上か市内て６か月以上引続き同一事業を営んている事業協同組合及び事業協同小組合並びに協業組合 ・市内て６か月以上引続き同一事業を営んている中小企業者（会社・個人） ・税の滞納かないこと ・公社の融資対象資格かあること
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　１，０００万円 ［２，０００万円］ ※たたし，総事業費から地方公共団体その他これに類する機関からの補助金貸付金を差引いた額の８０％以内 〔融資期間・利率〕　５年以内（据置６か月）　５　０％ ［10年以内（据置12か月）　４　５％］ 〔担保・保証人〕　担保は原則として不要 保証人は原則として要 ・組合の場合 ┐ 理事全員，代表者を含 ・会社の場合 ┘ めて２人以上 ・個人の場合 ── １人以上 〔返済方法〕　６０回以内の月賦返済 注意　［］内は，高度化事業資金の融資条件
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商業地整備促進資金 ── 総合環境整備事業資金・高度化事業資金 （商店街環境整備事業）
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	商店街団地やその組合員か，商店街近代化事業計画に基づいて商店街環境整備事業にあわせ，店舗共同化事業又は個別店舗改善事業を，総合的かつ階段的に実施しようとする場合や，商店街団地か，商店街共同施設設置事業計画に基づいて共同施設設置事業を実施しようとす場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	市内に主たる事務所を有する下記の商店街団体 ・商店街振興組合 ・上記に準ずるものとして市長か適当と認めた法人団体 ・税の滞納かないこと ・公社の融資対象資格かあること
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　１億円 ［２億円］ ※たたし，総事業費から地方公共団体その他これに類する機関からの補助金貸付金を差引いた額の８０％以内 〔融資期間・利率〕　１０年以内（据置６か月）　５　０％ ［１５年以内（据置12か月）　４　５％］ 〔担保・保証人〕　担保は原則として不要 保証人は原則として要 ・組合の場合 ┐ ・会社の場合 ┘ 理事全員，代表者を含めて２人以上 ・個人の場合 ── １人以上 〔返済方法〕　１２０回以内の月賦返済 注意　［］内は，高度化事業資金の融資条件
申込期間	常時
備考	

『地域産業政策情報整理表』

制度名	商業地整備促進資金 ── 総合環境整備事業資金・高度化事業資金 （店舗共同化事業）
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	商店街団地やその組合員か　商店街近代化事業計画に基づいて商店街環境整備事業にあわせ，店舗共同化事業又は個別店舗改善事業を，総合的かつ階段的に実施しようとする場合や，商店街団地か，商店街共同施設設置事業計画に基づいて共同施設設置事業を実施しようとす場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	商店街環境整備事業を実施する団体の組合員て下記のもの ・組合員の内，３分の２以上か市内て６か月以上引続き同一事業を営んている事業協同組合及び事業協同小組合並びに協業組合 ・市内て６か月以上引続き同一事業を営んている中小企業者（会社・個人） ・税の滞納かないこと ・公社の融資対象資格かあること
資金使途	設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　参加企業×１，０００万円以内（１億円を限度とする） ［参加企業×２，０００万円以内］（２億円を限度とする） ×たたし，総事業費から地方公共団体その他これに類する機関からの補助金貸付金を差引いた額の８０％以内 〔融資期間・利率〕　１０年以内（据置６か月）　５　０％ ［１５年以内（据置12か月）　４　５％］ 〔担保・保証人〕　担保は原則として不要 保証人は原則として要 ・組合の場合 ┐ ・会社の場合 ┘ 理事全員，代表者を含めて２人以上 ・個人の場合 ── １人以上 〔返済方法〕　１２０回以内の月賦返済 注意　［］内は，高度化事業資金の融資条件
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	設備近代化資金
実施機関名	（財）名古屋市小規模事業金融公社 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館５Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１２１
政策概要	中小企業者か企業の近代化に必要な機械・設備を設置しようとする場合にご利用いたたくもので，期間を限って受付しています。
融資対象者	次に該当する会社及び個人 1　製造業又は生鮮食品小売業（食肉小売業，鮮魚小売業　乾物小売業及び野菜・果実小売業に限る）に属する事業を市内の事業所て引き続き２年以上適法に営んていること 2　常時使用する従業員の数か 100人（生鮮食料品小売業は30人）以下てあること 3　昭和63年度及び平成元年度の本制度の借入れを受けていないこと 4　税の滞納かないこと 5　本市の融資制度を利用している場合は，返還金の滞納その他契約不履行をしていないこと
資金使途	設備資金
融資対象設備	1　次の業種ごとに定める新品の機械・設備てあって，企業の近代化に役立つと認められるもの 製造業　直接製造の用に供する機械・設備 生鮮食料品小売業　冷凍ケース・冷蔵ケース・冷凍庫・冷凍機・冷蔵庫 2　平成２年４月１日から平成３年３月３１日までに設置完了のもの 3　１品目の購入価格か 100万円（生鮮食料品小売業は50万円）以上 1,600万円以下のもの（たし，1,600万円超の設備についても，申込企業の合理化・近代化に特に役立つと認められるものは対象とする場合かあります。） 4　市内の事業所に設置するもの
融資条件	〔融資限度額〕　１企業７００万円以内 （たたし，対象設備の購入額の 1/2以内） 〔融資期間・利率〕　５年以内・　無利子 〔担保・保証人〕　・２人以上の連帯保証か必要 ・融資対象物件を譲渡担保とする 〔返済方法〕　融資決定の翌年度から５か年間の均等半年賦返済（返済月は毎年９月，３月て計10回）
申込期間	平成２年７月20日～８月20日まで
備考	平成２年度現在 対象物件について下記公社を受取人とする債務相当額以上の火災保険に加入していたたきます。

『地域産業政策情報整理表』

制度名	先端技術等育成資金 ── エネルギー対策資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	中小企業者か技術革新に円滑に適応できるよう，ＮＣ工作機械，ＯＡ機器，省エネルギー施設の導入をする場合などに必要な資金を信用保証協会の保証付てご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する中小企業者の方て会社，個人及び協同組合等 1　市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上同一業種に属する事業を適法に営んでいること 2　信用保証協会の保証対象資格かあること 3　税の滞納かなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	中小企業信用保険に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替わりエネリギー施設の設置に必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 〔融資期間・利率〕　５年以内　６．０％ ７年以内　６．２％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上，会社の場合は代表者を含めて２人以上，協同組合の場合は理事全員の連帯保証か必要 担保は原則として必要 〔信用保証料〕　50万円以下　0.4％ 51万円以上～200万円以下　0.5％ 201万円以上～500万円以下　0.7％ 501万円以上　0.8％ 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	先端技術等育成資金 ── 情報化促進資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	中小企業者か技術革新に円滑に適応できるよう　ＮＣ工作機械　ＯＡ機器，省エネルギー施設の導入をする場合などに必要な資金を信用保証協会の保証付でご利用いただくものです。
融資対象者	次に該当する中小企業者の方で会社，個人及び協同組合等 1　市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上同一業種に属する事業を適法に営んでいること 2　信用保証協会の保証対象資格かあること 3　税の滞納かなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	先端技術を利用した情報処理関連機器の導入に必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 （先端技術開発・導入資金と情報化促進資金をあわせた限度額） 〔融資期間・利率〕　５年以内　６　０％ ７年以内　６　２％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上，会社の場合は代表者を含めて２人以上，協同組合の場合は理事全員の連帯保証か必要 担保は原則として必要 〔信用保証料〕　50万円以下　0　4％ 51万円以上～200万円以下　0　5％ 201万円以上～500万円以下　0　7％ 501万円以上　0　8％ 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	先端技術等育成資金 ── 先端技術開発・導入資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	中小企業者か技術革新に円滑に適応できるよう，ＮＣ工作機械，ＯＡ機器，省エネルギー施設の導入をする場合なとに必要な資金を信用保証協会の保証付てご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する中小企業者の方て会社，個人及び協同組合等 1　市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上同一業種に属する事業を適法に営んていること 2　信用保証協会の保証対象資格かあること 3　税の滞納がなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	先端技術を利用した情報処理関連機器の導入に必要な設備資金
融資条件	〔融資限度額〕　５，０００万円 （先端技術開発・導入資金と情報化促進資金をあわせた限度額） 〔融資期間・利率〕　５年以内　６　０％ ７年以内　６　２％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上，会社の場合は代表者を含めて２人以上，協同組合の場合は理事全員の連帯保証か必要 担保は原則として必要 〔信用保証料〕　50万円以下　0　4％ 51万円以上～200万円以下　0　5％ 201万円以上～500万円以下　0　7％ 501万円以上　0　8％ 〔返済方法〕　原則として据置６か月の分割返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	短期経営資金
実施機関名	名古屋市信用保証協会（本所） 住所　名古屋市栄２－１２－２５ 電話　０５２－２１２－３０１１
政策概要	中小企業者か商品・材料の仕入やホーナス資金などの短期の運転資金を必要とする場合に信用保証協会の保証付てご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する会社，個人及び企業組合 1 市内に一定の事業所かあり，引き続き６か月以上同一業種に属する事業を適法に営んていること 2 常時使用する従業員か 100人（商業・サーヒス業50人）以下てあること 3 税の滞納かないこと 4 信用保証協会の保証対象資格かあること 5 現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	運転資金
融資条件	〔融資限度額〕　２，０００万円 〔融資期間・利率〕　１年以内　６．０％ 〔担保・保証人〕　原則として個人の場合は１人以上　会社の場合は代表者を含めて２人以上，企業組合の場合は理事全員の連帯保証か必要。担保は原則として必要。 〔信用保証料〕 50万円以下　0.4％ 51万円以上～200万円以下　0.5％ 201万円以上～500万円以下　0.7％ 501万円以上　0.8％ 〔返済方法〕　分割返済または一括返済
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	貿易振興資金
実施機関名	名古屋市中小企業指導センター振興課 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館６Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１００
政策概要	市内の貿易関連中小企業者の方か輸出及び輸入のための運転資金を必要とする場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	次に該当する会社及び個人 1 中小規模の貿易商社（資本金 3 000万円以下又は従業員 100人以下）及び貿易関連製造業者（資本金１億円以下又は従業員 300人以下）てあること 2 市内に一定の事業所かあり，引き続き１年以上同一業種に属する事業を適法に営んていること 3 信用保証協会の保証対象資格かあること 4 税の滞納かなく，現に手形交換所の銀行取引停止処分を受けていないこと
資金使途	・輸出資金　輸出契約にもとづいて船積みまてに必要とする前渡資金，集荷資金及び製造・加工資金なと ・輸入資金　信用状開設に必要な保証金，輸入担保荷物の貸渡しに必要な保証金，一覧払輸入手形の決済資金，ユーザンス手形
融資条件	〔融資限度額〕　１，２００万円 〔融資期間・利率〕　６ヵ月以内　５　７％ 〔担保・保証人〕　原則として要 〔信用保証料〕　必要に応じ信用保証付 50万円以下　0　4％ 51万円以上～ 200万円以下　0　5％ 201万円以上～ 500万円以下　0　7％ 501万円以上　0　8％ 〔返済方法〕　取引金融機関との約定による
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	機械類貸与
実施機関名	（財）名古屋市小規模事業金融公社 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館５Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１２１
政策概要	設備の近代化・合理化をはかろうとする市内の中小企業者のかたが設置を希望される省力・高生産性機械類を公社か購入し　長期かつ低利の月賦で買い取っていたたくものてす。
融資対象者	市内で引き続き１年以上同一事業を営んている会社又は個人て，常時使用する従業員の数か 100人（商業・サーヒス業は30人）以下であること
資金使途	設備資金
貸与条件	〔貸与機械類〕　・近代化・合理化に役立つ新品の機械，装置及び器具類て１機械の価格か 400万円を超えるもの ・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（大蔵省令第15号）による耐用年数か原則として８年以上で，市内に設置されるもの 〔貸与限度額〕　一般機械類　２千万円 先端技術機械類　５千万円（含む消費税） ※たたし，１企業に対する貸与の残高は５千万円を限度とします。 〔貸与期間・利率〕　一般機械類　５年以内　５　５％ 先端技術機械類　７年以内　５　５％ 〔担保・保証人〕　連帯保証人２人以上 （法人の場合は代表者を含めて２人以上） 〔返済方法〕　月賦償還（据置６カ月） 〔保証金〕　貸与額の５％の金額を契約時に納入していたたきます。なお，貸与額が完済になりますと，返却いたします。 〔損害保険〕　借主の負担て公社を受取人とした火災保険に加入していたたきます。 〔所有権〕　所有権留保による月賦販売契約のため，貸与額等が完済となるまて公社所有とし，完済後に借主に移転します。
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	名古屋市小規模事業金融公社の一般事業資金
実施機関名	（財）名古屋市小規模事業金融公社 住所　名古屋市千種区吹上２－６－３（中小企業振興会館５Ｆ） 電話　０５２－７３５－２１２１
政策概要	市内の小規模事業を営むかたか　事業上の資金を必要とされる場合にご利用いたたくものてす。
融資対象者	市内て引き続き６か月以上同一事業を営んている会社又は個人て常時使用する従業員の数か20人（商業・サーヒス業は５人）以下てあること
資金使途	設備資金及び運転資金
融資条件	〔融資金額〕　５００万円以内 〔融資期間・利率〕　設備　７年以内　３年以内　６　４％ 運転　５年以内　５年以内　６　６％ ７年以内　６　８％ （但し，１００万円以下は５　８％） 〔担保・保証人〕　連帯保証人１人以上 （法人の場合は代表者を含めて２人以上） 〔返済方法〕　月賦償還
申込期間	常時
備考	平成２年度現在 店舗等の近隣て，公共の道路工事か一定期間施工される場合には別枠 200万円以内（運転資金）の融資かあります。

『地域産業政策情報整理表』

制度名	公害防止設備改善資金
実施機関名	公害対策局　総務課 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（東庁舎５Ｆ） 電話　０５２－９７２－２６６８
政策概要	公害の発生は大きな社会問題てあり，公害の防止についての社会的要請には強いものかあります。公害防止の設備導入・改善にご活用くたさい。
融資対象者	市内て６か月以上引き続き同一事業を営むもの ①資本金（出資額）か１億円以下　（卸売業は 3,000万円以下，小売・サーヒス業は 1,000万円以下）の法人 ②従業員数か 300人以下（卸売業は 100人以下，小売・サーヒス業は50人以下）の法人又は個人 ③中小企業団体て，現に公害か発生し，その除去もしくは防止の必要かあるもの
資金使途	・公害防止に要する設備資金（工場の新増設に伴う場合を含む） ・移転に要する経費 ・植樹に要する経費 ・最新排ガス規制のディーセル貨物の自動車当購入経費
融資条件	〔融資金額〕　現場防止 3,000万円 移　　転 3,500万円 （たたし，市内移転 5,000万円） 団　　体 6,000万円 〔融資期間・利率〕 3,500万円以下 ７年以内　５　６％ （据置１年） 3,500万円超 １０年以内　５　８％ （据置１年） ・団体を除く ・利子補助制度あり 〔担保・保証人〕　原則として要 （市信用保証協会の信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	移転等資金及び不燃化資金
実施機関名	計画局　総務課　調査係 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（西庁舎５Ｆ） 電話　０５２－９７２－２７０４
政策概要	移転または除去する建物かある方か，建物の新築，増改築，土地購入をする場合にご利用くたさい。
融資対象者	市及び市長の施行している土地区画整理事業等によって移転又は除去される建物の所有者（占有者）て，これを機会に新築，増改築，用地の取得を希望するもの（会社・個人） 1　建物の移転，除去または事業用地の買収につき承諾（契約）したもの 2　都市防災不燃化促進補助金により耐火建築物を建築するもの 3　移転後も引き続き市内（隣接市町村を含む）に居住するもの （なお，大曽根地区に別途特別融資制度かあります。
資金使途	建物新築，増改築資金または土地購入資金
融資条件	〔融資金額〕　７００万円 （たたし，融資額が 100万円を超える場合は各々条件あり） 〔融資期間・利率〕　１０年以内　５　２％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

「地域産業政策情報整理表」

制度名	移転等資金
実施機関名	土木局　用地第一課　総括係 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（西庁舎６Ｆ） 電話　０５２－９７２－２８２４
政策概要	市か施行している事業政策上の土地，建物の所有者か，代替資産を取得しようとする場合や，地中化工事を行う場合にご利用ください。
融資対象者	市及び市長の施行している都市計画事業，道路事業及び都市小河川改修事業によって事業の用に供されることとなった土地，または当該土地の上に存する建物等の所有者（占有者）て，これら資産の代替資産を取得しようとするもの，もしくは，テレヒ電波障害対策用ケーブルの地中化工事に要する費用を負担するもの （会社・個人） 1　事業用地の買収，建物等の移転除却，もしくは地中化工事に承諾（契約）したもの 2　移転後も引き続き市内（隣接市町村含む）に居住するもの
資金使途	土地購入資金，建物新築，増改築資金 または地中化工事資金
融資条件	〔融資金額〕　７００万円 （たたし，融資額か 100万円を超える場合は制限あり） 〔融資期間・利率〕　１０年以内　５　２％ 〔担保・保証人〕　原則として要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	小売市場近代化資金
実施機関名	経済局　消費流通課　小売市場係 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（本庁舎５Ｆ） 電話　０５２－９７２－２４３９
政策概要	市内の小売市場出店者て組織する事業協同組合等か，経営の近代化と消費者物価の安定を図るため実施する小売市場の新設または改築等をする場合にご活用ください。
融資対象者	市内に所存する小売商か組織する団体て，当該団体か商工中金に所属するかまたはその団体の構成員が商工中金に所属する組合の構成員てあること 1　構成員の３／４以上か市内に店舗を有すること 2　継続して共同購入を行いまたは行おうとする団体てすてに共同購入資金の用意かあるもの 3　構成員か同業種20人以上てあること（とくに市か必要と認める場合は５人以上）
資金使途	共同購入に必要な資金
融資条件	〔融資金額〕　5,000万円 〔融資期間・利率〕　7年以内　6　6％ 保証付の場合　6　1％ （利子補給　5年以内　2　0％以内） 〔担保・保証人〕　原則として要 （必要に応し市信用保証協会の信用保証付）
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	生鮮食料品等共同購入資金
実施機関名	経済局　消費流通課　流通係 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（本庁舎５Ｆ） 電話　０５２－９７２－２４４１
政策概要	食料品小売商のみなさんか共同して有利な仕入れをするための資金を融資しています。
融資対象者	生鮮食料品その他の小売商が組織する団体て，当該団体が商工中金に所属する組合の構成員てあること 1　構成員の３／４以上か市内に店舗を有すること 2　継続して共同購入を行いまたは行おうとする団体てすてに共同購入資金の用意かあるもの 3　構成員か同業種20人以上てあること（とくに市か必要と認める場合は５人以上）
資金使途	共同購入に必要な資金
融資条件	〔融資金額〕　200万円　（特別の場合 600万円） （たたし，団体の手持購入資金の５倍以内） 〔融資期間・利率〕　１年未満　４　５％ （たたし，このうち２％を市か負担） 〔担保・保証人〕　担保・不要 連帯保証人１人以上要
申込期間	常時
備考	平成２年度現在

『地域産業政策情報整理表』

制度名	消費生活協同組合事業資金
実施機関名	経済局　消費流通課　消費対策係 住所　名古屋市中区三の丸３－１－１（本庁舎５Ｆ） 電話　０５２－９７２－２４３７
政策概要	組合は，組合員の生活に必要な物資の供給を行うための事業の促進を目的とする。
融資対象者	1　消費生活協同組合法第58条の規定により知事の許可を受けて設立した組合て，市内に主たる事務所または事業活動の場を置くこと 2　組合の運営か法令にもとづいてなされていること 3　自己資本の額か20万円以上てあること
資金使途	組合員に供給する生活必需物資を購入する資金　生活必需物資を保管，販売するために必要な施設　設備に要する資金
融資条件	〔融資金額〕　1,000万円 （たたし，はじめての利用の場合は 500万円） 〔融資期間・利率〕　1年以内　5　8％ 〔担保・保証人〕　労働金庫所定による
申込期間	常時
備考	平成2年度現在

資料４．コンサルティング知識の整理結果

［ 目 次 ］

１．目的 200

２．整理内容 200

３．整理にあたって 200

４．整理結果 201

５．目的（使途）から見た融資制度一覧表 211

１．　目的

地域産業政策コンサルティングシステム（モデルシステム）作成にあたっての知識ベース構築時の基礎とする。

２．　整理内容

コンサルティングを受ける側のニーズ調査結果にて、絞り込んだ金融についてのコンサルティング知識を整理した。

1　金融に関する相談内容に対して、適用可能と思われる融資制度を導くための質問内容を、指導的機関の相談窓口担当者よりヒアリングして整理した。

2　融資制度についての目的を体系的に整理した。

3　資金使途から見た融資制度を一覧表に取りまとめた。

尚、本整理は、平成２年度現在の融資制度を対象にしたものである。

３．　整理にあたって

以下の文献を参考に、整理を行った。

（１）　中小企業のあらまし　　（中小企業庁）

（２）　中小企業施策利用の手引　　（愛知県商工部）

（３）　商工ハントブック　　（名古屋市）

（４）　中小企業のための金融の手びき　　（名古屋市）

（５）　事業活性化マニュアル　　（中部産業活性化センター）

4．整理結果

4　1　コンサルティング手順

相談内容に対して、適用可能と思われる制度に導くための、コンサルティング過程を以下に示す。
尚、本過程は、相談窓口担当者にヒアリング調査を行った結果をまとめたものである。

『相談内容』

コンピュータを導入し、社内の活性化を図りたいと考えている。 コンピュータ導入にあたり、何か融資制度はないか？

上記の相談内容に対して、適用可能と思われる融資制度を紹介するにあたっての相談窓口担当者から相談者に対する、質問内容及び相談者の回答例を以下に示す。

『質問内容』

1）　とこで事業を営んていますか？
2）　業種は、何てすか？
3）　資本金はとれたけてすか？
4）　従業員数は何名ですか？
5）　事業は、何年営んていますか？
6）　使途は、何てすか？（設備／運転）
7）　借入金額はとれだけですか？
8）　借入期間はとれたけてすか？

『回答例』

1）　名古屋市西区
2）　製造業
3）　1，000万円
4）　60人
5）　6年
6）　設備
7）　6，000万円
8）　7年～10年

相談者　　相談窓口担当者

コンピュータを導入し、社内の活性化を図りたいと考えている。
コンピュータ導入にあたり、何か融資制度はないか？

↓

とこで事業を営んでいますか？

↓

名古屋市西区てす。

↓

業種は、何ですか？

↓

製造業です。

↓

資本金はとれだけですか？

↓

１，０００万円てす。

↓

従業員数は何名てすか？

↓

６０人です。

↓

名古屋市て何年製造業を営んていますか？

↓

6年てす。

↓

A

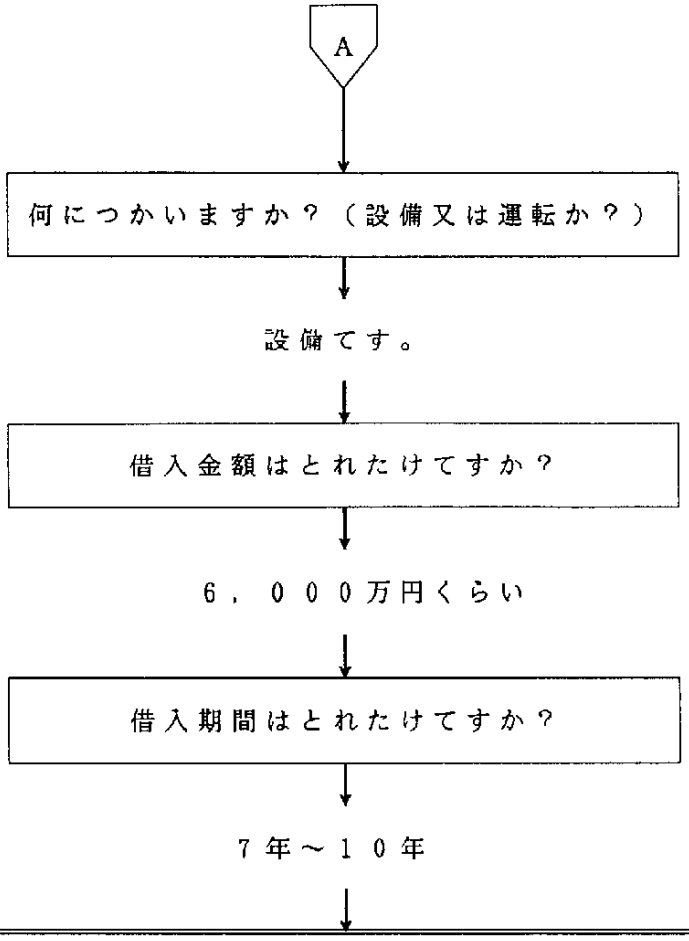

『コンサルティング結果』
コンピュータを導入するための資金としては、国の融資制度として、情報基盤整備貸付か適用可能と思われます。

尚、借入額か、5，200万円以内たと以下の融資制度かあります。

1　先端技術等育成資金 ――――――――― 5　000万円以内
　－情報化促進資金
2　中小企業情報化促進資金貸付 ――――― 5，200万円以内
　（情報化貸付）

更に、借入期間を5年たと以下の融資制度かあります。
1　経済環境適応資金 ――――――――― 5年以内
　－企業活性化資金－情報化促進資金 ―― 5，000万円以内

4　3　設備資金に関する融資制度の体系化

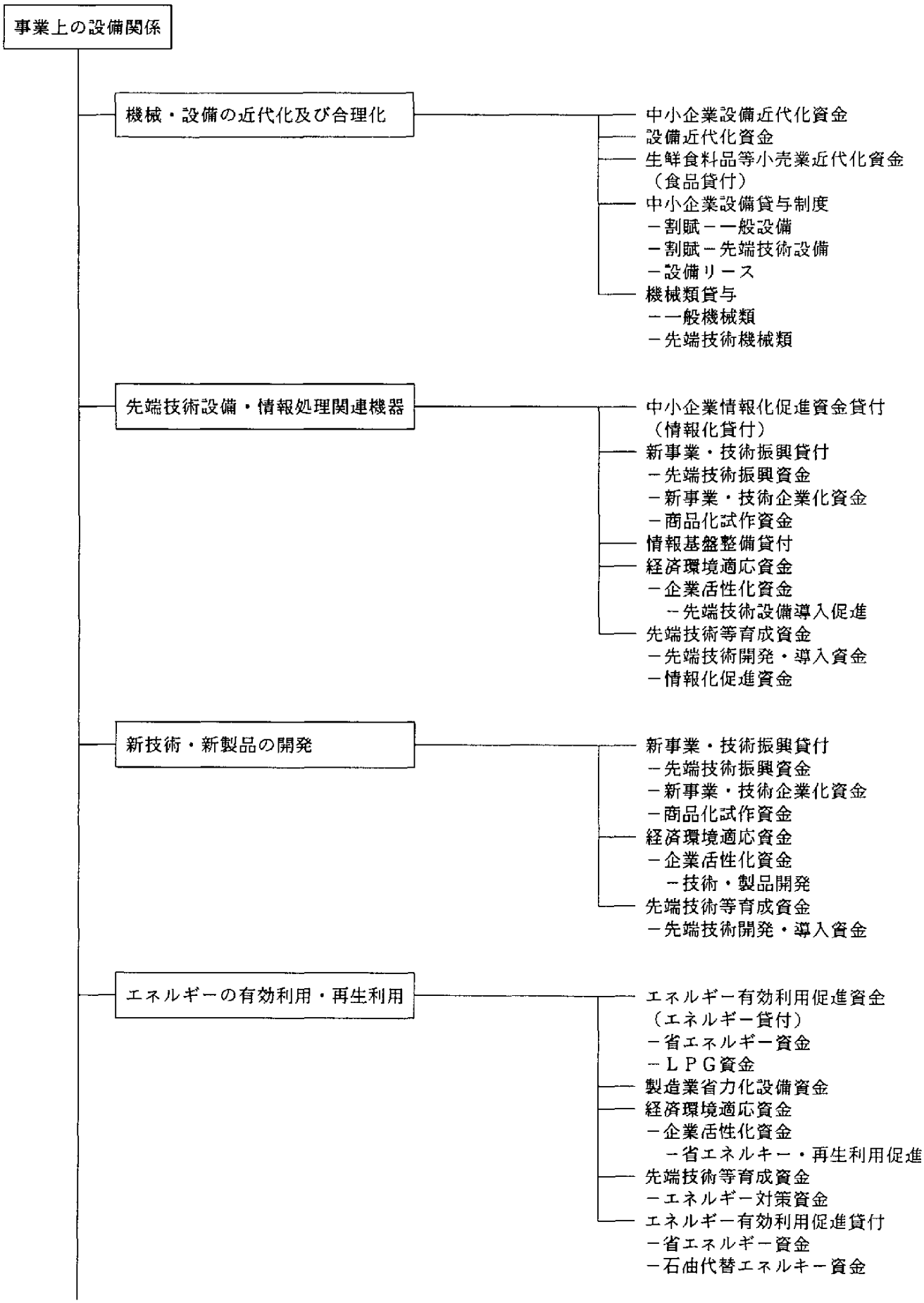

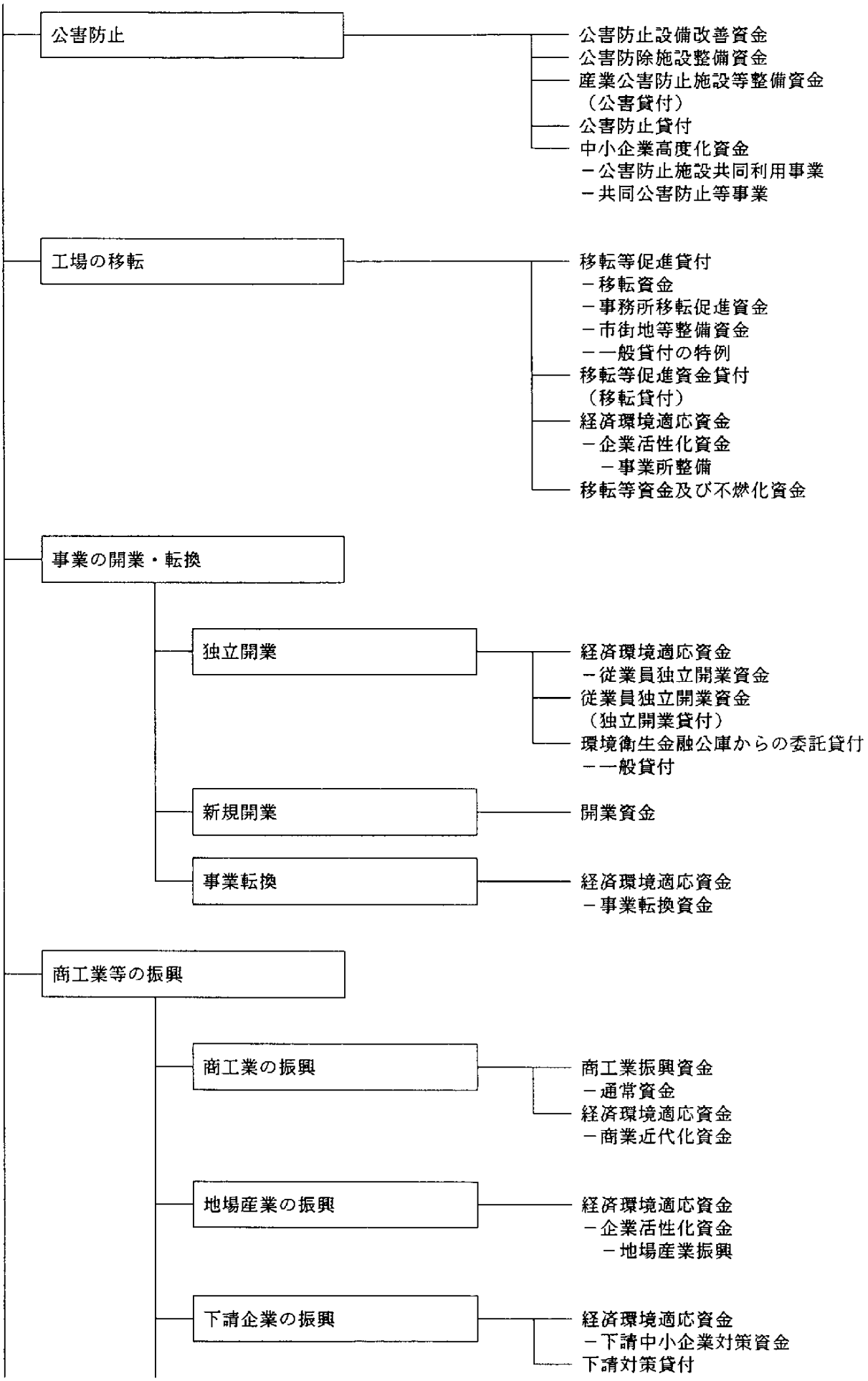
公害防止
公害防止設備改善資金
公害防除施設整備資金
産業公害防止施設等整備資金
（公害貸付）
公害防止貸付
中小企業高度化資金
－公害防止施設共同利用事業
－共同公害防止等事業
工場の移転
移転等促進貸付
－移転資金
－事務所移転促進資金
－市街地等整備資金
－－般貸付の特例
移転等促進資金貸付
（移転貸付）
経済環境適応資金
－企業活性化資金
－事業所整備
移転等資金及び不燃化資金
事業の開業・転換
独立開業
経済環境適応資金
－従業員独立開業資金
従業員独立開業資金
（独立開業貸付）
環境衛生金融公庫からの委託貸付
－－般貸付
新規開業
開業資金
事業転換
経済環境適応資金
－事業転換資金
商工業等の振興
商工業の振興
商工業振興資金
－通常資金
経済環境適応資金
－商業近代化資金
地場産業の振興
経済環境適応資金
－企業活性化資金
－地場産業振興
下請企業の振興
経済環境適応資金
－下請中小企業対策資金
下請対策貸付

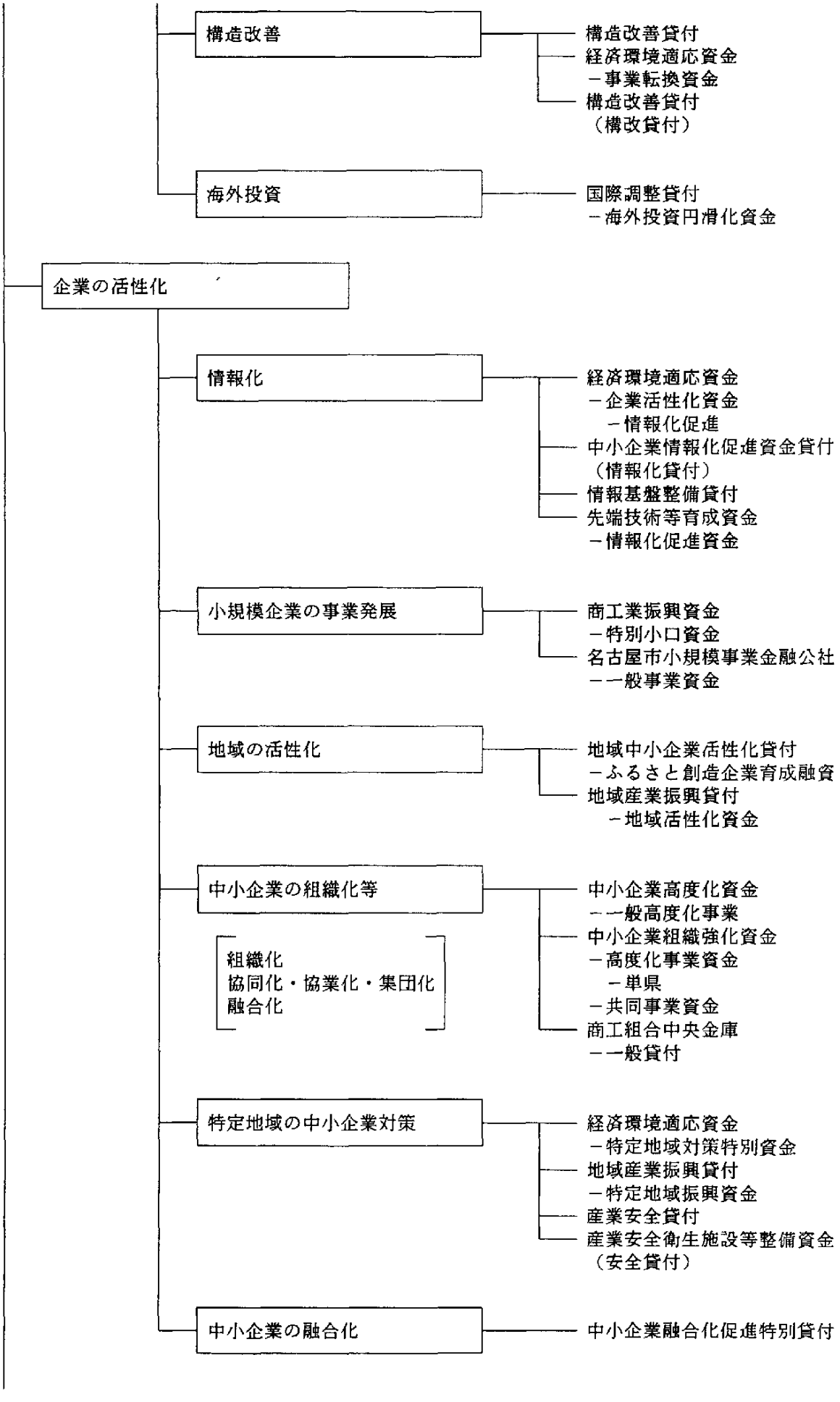
構造改善
構造改善貸付
経済環境適応資金
－事業転換資金
構造改善貸付
（構改貸付）
海外投資
国際調整貸付
－海外投資円滑化資金
企業の活性化
情報化
経済環境適応資金
－企業活性化資金
－情報化促進
中小企業情報化促進資金貸付
（情報化貸付）
情報基盤整備貸付
先端技術等育成資金
－情報化促進資金
小規模企業の事業発展
商工業振興資金
－特別小口資金
名古屋市小規模事業金融公社
－一般事業資金
地域の活性化
地域中小企業活性化貸付
－ふるさと創造企業育成融資
地域産業振興貸付
－地域活性化資金
中小企業の組織化等
組織化
協同化・協業化・集団化
融合化
中小企業高度化資金
－一般高度化事業
中小企業組織強化資金
－高度化事業資金
－単県
－共同事業資金
商工組合中央金庫
－一般貸付
特定地域の中小企業対策
経済環境適応資金
－特定地域対策特別資金
地域産業振興貸付
－特定地域振興資金
産業安全貸付
産業安全衛生施設等整備資金
（安全貸付）
中小企業の融合化
中小企業融合化促進特別貸付

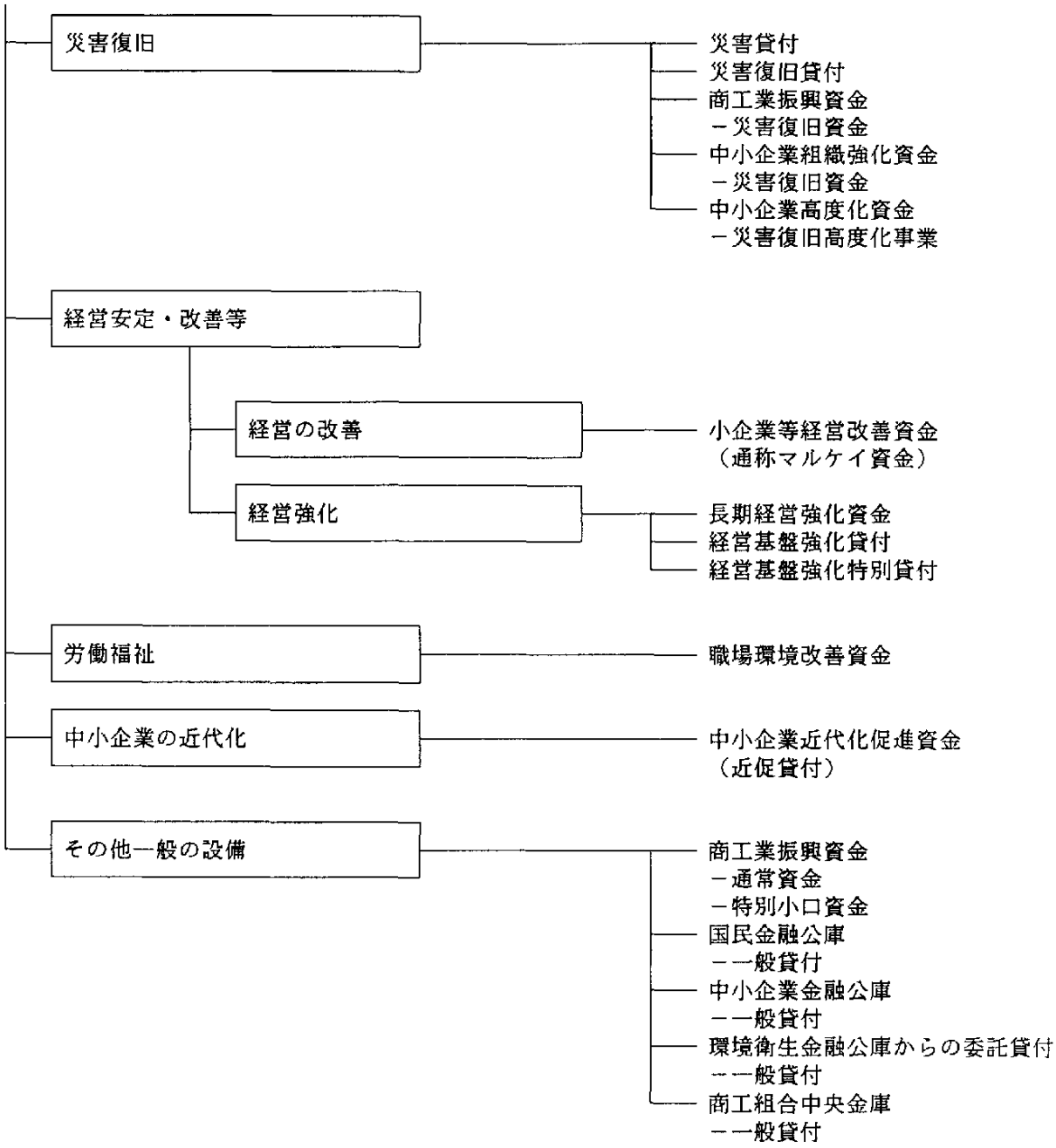
災害復旧
災害貸付
災害復旧貸付
商工業振興資金
－災害復旧資金
中小企業組織強化資金
－災害復旧資金
中小企業高度化資金
－災害復旧高度化事業
経営安定・改善等
経営の改善
小企業等経営改善資金
（通称マルケイ資金）
経営強化
長期経営強化資金
経営基盤強化貸付
経営基盤強化特別貸付
労働福祉
職場環境改善資金
中小企業の近代化
中小企業近代化促進資金
（近促貸付）
その他一般の設備
商工業振興資金
－通常資金
－特別小口資金
国民金融公庫
－一般貸付
中小企業金融公庫
－一般貸付
環境衛生金融公庫からの委託貸付
－一般貸付
商工組合中央金庫
－一般貸付

4　4　運転資金に関する融資制度の体系化

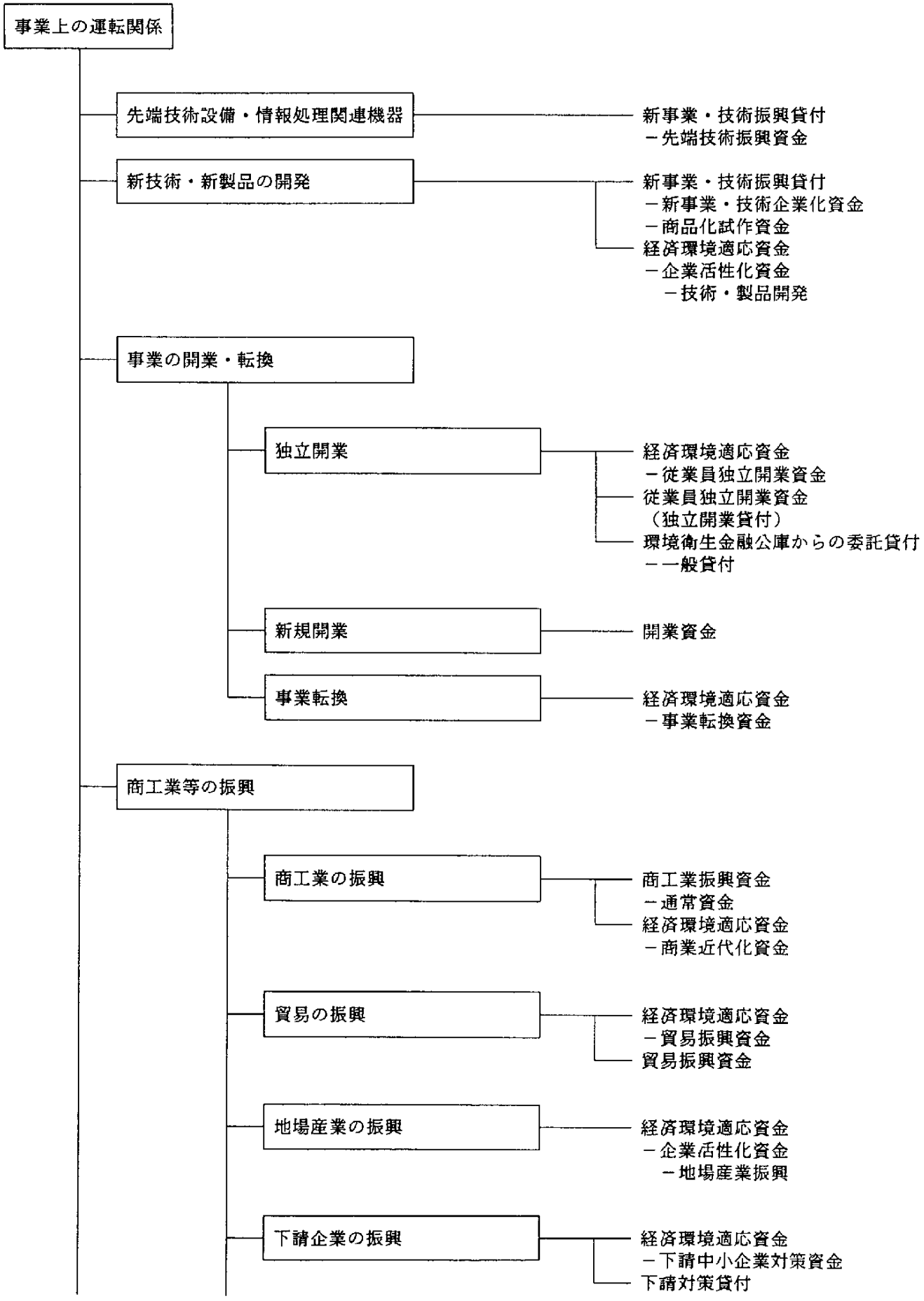

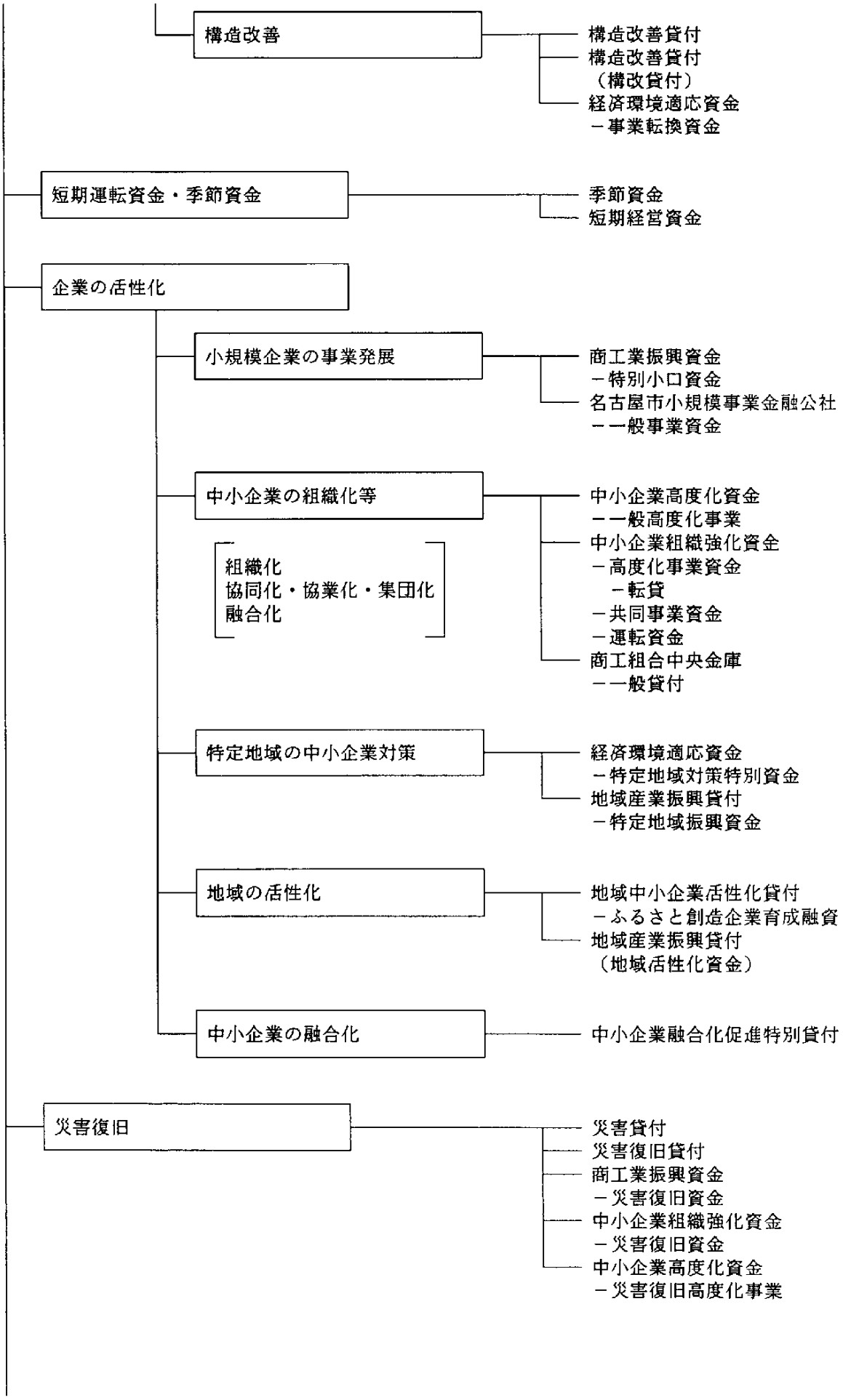
構造改善
構造改善貸付
構造改善貸付
（構改貸付）
経済環境適応資金
－事業転換資金
短期運転資金・季節資金
季節資金
短期経営資金
企業の活性化
小規模企業の事業発展
商工業振興資金
－特別小口資金
名古屋市小規模事業金融公社
－一般事業資金
中小企業の組織化等
組織化
協同化・協業化・集団化
融合化
中小企業高度化資金
－一般高度化事業
中小企業組織強化資金
－高度化事業資金
－転貸
－共同事業資金
－運転資金
商工組合中央金庫
－一般貸付
特定地域の中小企業対策
経済環境適応資金
－特定地域対策特別資金
地域産業振興貸付
－特定地域振興資金
地域の活性化
地域中小企業活性化貸付
－ふるさと創造企業育成融資
地域産業振興貸付
（地域活性化資金）
中小企業の融合化
中小企業融合化促進特別貸付
災害復旧
災害貸付
災害復旧貸付
商工業振興資金
－災害復旧資金
中小企業組織強化資金
－災害復旧資金
中小企業高度化資金
－災害復旧高度化事業

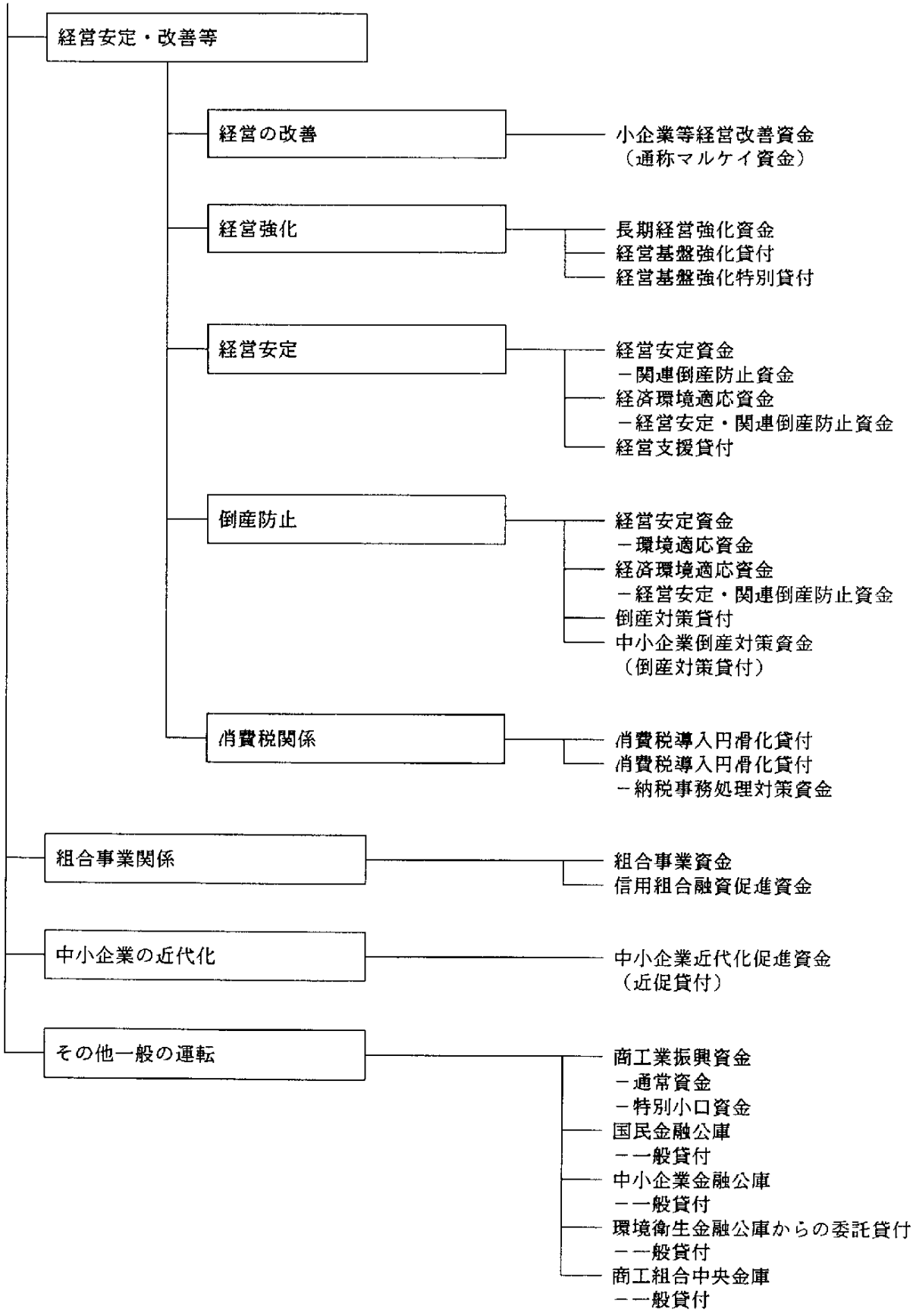
経営安定・改善等
経営の改善
小企業等経営改善資金
（通称マルケイ資金）
経営強化
長期経営強化資金
経営基盤強化貸付
経営基盤強化特別貸付
経営安定
経営安定資金
－関連倒産防止資金
経済環境適応資金
－経営安定・関連倒産防止資金
経営支援貸付
倒産防止
経営安定資金
－環境適応資金
経済環境適応資金
－経営安定・関連倒産防止資金
倒産対策貸付
中小企業倒産対策資金
（倒産対策貸付）
消費税関係
消費税導入円滑化貸付
消費税導入円滑化貸付
－納税事務処理対策資金
組合事業関係
組合事業資金
信用組合融資促進資金
中小企業の近代化
中小企業近代化促進資金
（近促貸付）
その他一般の運転
商工業振興資金
－通常資金
－特別小口資金
国民金融公庫
－一般貸付
中小企業金融公庫
－一般貸付
環境衛生金融公庫からの委託貸付
－一般貸付
商工組合中央金庫
－一般貸付

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

（注1）利率は　当該年度においても変動するものがある。
（注2）従業員数　資本金欄の空白については　中小企業基本法による

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
1	機械・設備の近代化及び合理化のための設備資金	5千2百万	常時	13年以内	原則として要	7.9%	会社 個人・協同組合等		指定なし		国内	生鮮食料品等小売業近代化資金（食品貸付）	国民金融公庫	7－3
		3千万	平成2年5月1日〜3月31日まで	5年以内	連帯保証人は2人以上 担保は必要に応じて要	無利子	国が定める対象業種		2年以上		愛知県内	中小企業設備近代化資金	愛知県中小企業総合指導所	16－1
		2千5百万	平成2年3月1日〜6月11日まで	4年半以内	原則として要	5.0%	国の指定業種	20人以下	1年以上		愛知県内	中小企業設備貸与制度－割賦－一般設備	（財）愛知県中小企業振興公社	18－1
		5千万		6年半以内		4.5%		80人以下				中小企業設備貸与制度－割賦－先端技術設備		18－2
				7年以内		3.142〜1.533%						中小企業設備貸与制度－設備リース		18－3
		7百万	平成2年7月20日〜8月20日まで	5年以内	2人以上の連帯保証が必要 融資対象物件を譲渡担保とする	無利子	会社・個人	100人以下（生鮮食料品小売業は30人以下）	2年以上		名古屋市内	設備近代化資金	（財）名古屋市小規模事業金融公社	13－3
		2千万	常時	5年以内	連帯保証人が2人以上必要	5.5%	会社・個人	100人以下	1年以上		名古屋市内	機械類貸与－一般機械類	（財）名古屋市小規模事業金融公社	19－2
		5千万		7年以内								機械類貸与－先端技術機械類		
2	先端技術設備・情報処理関連機器のための設備資金	5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	オンラインを導入するかた		指定なし		国内	中小企業情報化促進資金貸付（情報化貸付）	国民金融公庫	9－4
		直接貸与7億 代理貸与7千万	常時	15年以内	原則として要	8.3%	先端技術を応用した製品の製造者等		指定なし		国内	新事業・技術振興貸付－先端技術振興資金	中小企業金融公庫	2－2
						7.7%	新技術の企業化・商業化を行う者					新事業・技術振興貸付－新事業・技術企業化資金－商品化試作資金		
		直接貸与7億 代理貸与7千万	常時	15年以内	原則として要	7.2%〜7.7%	オンラインを導入するかた		指定なし		国内	情報基盤整備貸付	中小企業金融公庫	1－4

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
		1億	常時	10年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社 個人・協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －先端技術設備導入促進	愛知県商工部商工金融課	17－3
		5千万	常時	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 協同組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.2%	会社・個人・協同組合等		1年以上		名古屋市内	先端技術等育成資金 －先端技術開発・導入資金 先端技術等育成資金 －情報化促進資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－6 12－7
3	新技術・新製品の開発のための設備資金	直接貸与 7億 代理貸与 7千万	常時	15年以内	原則として要	8.3% 7.7%	先端技術を応用した製品の製造者等 新技術の企業化・商業化を行う者		指定なし		国内	新事業・技術振興貸付 －先端技術振興資金 新事業・技術振興貸付 －新事業・技術企業化資金 －商品化試作資金	中小企業金融公庫	2－2
		5千万	常時	10年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －技術・製品開発	愛知県商工部商工金融課	17－3
		5千万	常時	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 協同組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.2%	会社・個人・協同組合等		1年以上		名古屋市内	先端技術等育成資金 －先端技術開発・導入資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－6
4	エネルギーの有効利用及び再生利用のための設備資金	5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	中小企業者		指定なし		国内	エネルギー有効利用促進資金（エネルギー貸付） －省エネルギー資金 －ＬＰＧ資金	国民金融公庫	9－1
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	製造業 建設業		指定なし		国内	製造業省力化設備資金 （省力化貸付）	国民金融公庫	8－2
		直接貸与 7億 代理貸与 7千万	常時	15年以内	原則として要	6.9% 6.4%	製造業 卸売業 小売業 サービス業	300人以下 100人以下 50人以下	指定なし	1億 3千 1千	国内	エネルギー有効利用促進貸付 －省エネルギー資金 エネルギー有効利用促進貸付 －石油代替エネルギー資金	中小企業金融公庫	2－1

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
		1億	常時	10年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社・個人協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －省エネルギー 再生利用促進	愛知県商工部商工金融課	17－3
		5千万	常時	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 協同組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.2%	会社 個人協同組合等		1年以上		名古屋市内	先端技術等育成資金 －エネルギー対策資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－5
5	公害防止のための設備資金	5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	公害防止施設設置者		指定なし		国内	産業公害防止施設等整備資金（公害貸付）	国民金融公庫	7－6
		資金の90%	常時	建設期間＋20年以内	原則として要	2.7%	中小企業で組織された組合		指定なし		国内	中小企業高度化資金 －公害防止施設共同利用事業	愛知県商工部商工金融課	20－2
		資金の80%	常時	20年以内	原則として要	無利子	中小企業で組織された組合		指定なし		国内	中小企業高度化資金 －共同公害防止等事業	愛知県商工部商工金融課	20－5
		直接貸付7億 代理貸付7千万	常時	15年以内	原則として要	6.4%	製造業 卸売業 小売業・サービス業	300人以下 100人以下 50人以下	指定なし	1億 3千万 1千万	国内	公害防止貸付	中小企業金融公庫	1－1
		3千万 6千万	常時	7年以内	原則として要	4.6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	公害防除施設整備資金	愛知県商工部商工金融課	17－11
		規模防止 3千万 移転 3千5百万 団体 6千万	常時	7年以内 3千5百万を超える場合は10年以内	原則として要	5.6%又は5.8%	個人・個人中小企業団体	300人以下	6ヵ月以上	1億	名古屋市内	公害防止設備改善資金	公害対策局 総務課	15－1
6	工場の移転のための設備資金	7百万	常時	10年以内	原則として要	5.2%	土地区画整理事業等によって移転又は除去される建物の所有者		指定なし		名古屋市内	移転等資金及び不燃化資金	計画局 総務課調査係	15－2

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金額の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
		直接貸付 5億2千万 代理貸付 7千万 直接貸付 3億2千万	常時	20年以内 15年以内 10年以内	原則として要	7.1% 7.8%	中小企業者		指定なし		国内	移転等促進貸付 －移転資金 －事務所移転促進資金 －市街地等整備資金 －一般貸付の特例	中小企業金融公庫	1－3
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	中小企業者		指定なし		国内	移転等促進資金貸付 （移転貸付）	国民金融公庫	8－1
		5千万	常時	10年以内	原則として要 （信用保証付）	6.6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －事業所整備	愛知県商工部商工金融課	17－3
7	独立開業のための設備資金	7百万	常時	7年以内	原則として要 （信用保証付）	6.7%	会社・個人・ 協同組合等		指定なし		愛知県内	経済環境適応資金 －従業員独立開業資金	愛知県商工部商工金融課	17－8
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	個人		指定なし		国内	従業員独立開業資金 （独立開業貸付）	国民金融公庫	8－3
		5千2百万	常時	13年以内	原則として要	7.9%	環境衛生関係		指定なし		国内	環境衛生金融公庫からの 委託貸付－一般貸付	愛知県衛生部 環境衛生課	10－1
8	新規開業のための設備資金	5百万	常時	7年以内	個人－2人以上 会社－代表者を含めて3人以上の連帯保証が必要	5.8% 又は 6.8%	会社・個人 協同組合等	20人以下	6ヵ月未満		名古屋市内	開業資金	（財）名古屋市小規模事業金融公社	13－4
9	事業転換のための設備資金	5千万	常時	10年以内	原則として要 （信用保証付）	6.6%	会社・個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －事業転換資金	愛知県商工部商工金融課	17－2
10	商工業の振興のための設備資金	1千5百万	常時	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 企業組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.7%	会社 個人 医療法人 企業組合	工業 50人以下 商業 サービス業 30人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －通常資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－2
		1億	常時	7年以内	原則として要 （信用保証付）	6.5%	会社 個人		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －商業近代化資金	愛知県商工部商工金融課	17－4
11	地場産業の振興のための設備資金	5千万	常時	10年以内	原則として要 （信用保証付）	6.6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －地場産業振興	愛知県商工部商工金融課	17－3

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
12	下請企業の振興のための設備資金	3千万	常時	7年以内	原則として要（信用保証付）	5.5%	下請中小企業者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－下請中小企業対策資金	愛知県商工部商工金融課	17－6
		直接貸付 7億 代理貸付 7千万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	下請事業者 特定下請組合		指定なし		国内	下請対策貸付	中小企業金融公庫	5－3
13	構造改善のための設備資金	直接貸付 7億 代理貸付 7千万	常時	15年以内	原則として要	8.2%	構造改善技術開発等の事業計画者		指定なし		国内	構造改善貸付	中小企業金融公庫	5－1
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	構造改善事業を行う者		指定なし		国内	構造改善貸付（構改貸付）	国民金融公庫	8－6
		5千万	常時	10年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社 個人・協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－事業転換資金	愛知県商工部商工金融課	17－2
14	海外投資のための設備資金	直接貸付 2億5千万 代理貸付 7千万	常時	15年以内	原則として要	7.7%	海外直接投資を行うかた		指定なし		国内	国際調整貸付－海外投資円滑化資金	中小企業金融公庫	1－2
15	情報化のための設備資金	5千万	常時	10年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県	経済環境適応資金－企業活性化資金－情報化促進	愛知県商工部商工金融課	17－3
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	オンラインを導入するかた		指定なし		国内	中小企業情報化促進資金貸付（情報化貸付）	国民金融公庫	9－4
		直接貸付 7億 代理貸付 7千万	常時	15年以内	原則として要	7.2%～7.7%	オンラインを導入するかた		指定なし		国内	情報基盤整備貸付	中小企業金融公庫	1－4
		5千万	常時	7年以内	個人…1人以上 会社…代表者を含めて2人以上 協同組合…理事全員の連帯保証が必要 担保は必要	6.2%	中小企業者		1年以上		名古屋市内	先端技術等育成資金－情報化促進資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－7

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金額の空白については 中小企業基本法による。

No	目　的	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
16	小規模企業の事業発展のための設備資金	5百万	常時	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上人以上 企業組合－理事会員の連帯保証が必要 担保も必要	5.8%	会社 個人・医療法人 企業組合	工業 5人以下 商業 サービス業 2人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －特別小口資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－3
		5百万	常時	7年以内	原則として要	6.8%	個人・会社	20人以下	6ヵ月以上		名古屋市内	名古屋市小規模事業金融公社の一般事業資金	（財）名古屋市小規模事業金融公社	19－1
17	地域の活性化のための設備資金	直接貸付 5億2千万	平成6年3月31日まで	15年以内	原則として要	6.7%	新事業を行う方		指定なし		国内	地域中小企業活性化貸付 －ふるさと創造企業育成融資	中小企業金融公庫	5－2
		直接貸付 7億 代理貸付 7千万	常時	15年以内	原則として要	7.8%	地域振興対策に関連する方		指定なし		国内	地域産業振興貸付 －地域活性化資金	中小企業金融公庫	3－3
18	中小企業の組織化等のための設備資金	1億	常時	10年以内	商工中金所定	6.8%	高度化事業を実施する組合		指定なし		愛知県内	中小企業組織強化資金 －高度化事業資金－単県	愛知県商工部商工金融課	16－8
		7千万	常時	5年以内	原則として要	7.3%	愛知県中小企業団体中央会の認定組合		指定なし		愛知県内	中小企業組織強化資金 －共同事業資金	愛知県商工部商工金融課	16－10
		150億 15億	常時	15年以内	原則として組合役員等の連帯保証人 不動産等の担保が必要	8.4% 8.7%	組合 組合員		指定なし		国内	商工組合中央金庫の一般貸付	商工組合中央金庫	11－1
	複数の企業か団地を設置するための資金	資金の65%	常時	20年以内	原則として要	2.7%	商業 サービス業の組合	50人以下	指定なし	1千万	国内	中小企業高度化資金 ◎一般高度化事業	愛知県商工部商工金融課	20－1
							卸売業の組合	100人以下		3千万		－集団化事業 ・工場等集団化事業（工場団地） ・店舗等集団化事業（卸売団地） ・貨物自動車ターミナル等集団化事業 ・倉庫等集団化事業		
							鉱工業 その他の組合	300人以下		1億				
	共同の施設（アパートや事務所）を設置するための資金	資金の90%	常時	建設期間＋20年以内	原則として要	2.7%						－施設共同利用事業 ・工場共同利用事業（工場アパート団地） ・小売商業店舗共同利用事業（商業アパート団地） ・貨物自動車運送業事業所共同利用事業 ・建設業事業所共同利用事業		20－2

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
	既存の商店街を街ぐるみで改善するための資金	資金の65％	常時	20年以内	原則として要	2.7%	商業・サービス業の組合	50人以下	指定なし	1千万	国内	－商店街近代化事業 ・小売商業商店街近代化事業 ・卸売業商店街近代化事業	愛知県商工部商工金融課	20－3
	共同店舗設置資金	資金の65％	常時	15年以内	原則として要	2.7%	卸売業の組合	100人以下		3千万		・小売商業店舗共同化事業（共同店舗）		20－12
	複数の小売業者か経営の近代化を図る資金	資金の65％	常時	15年以内	原則として要	2.7%	建工業 その他の組合	300人以下		1億		・小売商業連鎖化事業（ナランタリーチェーン）		20－11
	共同販売・共同保管等のための共同施設事業資金	資金の65％	常時	15年以内	原則として要	2.7%						・共同施設事業		20－7
	公害防止設備等を組合員にリースする目的で組合かそれをまとめて購入する資金	資金の65％ 資金の80％	常時	15年以内	原則として要	2.7% 無利子						－設備リース事業 ・公害防止設備リース事業 ・省資源・省エネルギー設備リース事業 ・安全衛生設備リース事業 ・事業転換設備リース事業		20－4
19	特定地域の中小企業対策のための設備資金	8千万	平成2年12月31日まで	7年以内	原則として要（信用保証付）	4.35%又は5.5%	特定地域者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －特定地域対策特別資金	愛知県商工部商工金融課	17－7
		直接貸付7億 代理貸付7千万	常時	15年以内	原則として要	6.9%	特定地の製造業者 情報サービス業者		指定なし		国内	地域産業振興貸付 －特定地域振興資金	中小企業金融公庫	3－1
		直接貸付7億 代理貸付7千万	常時	15年以内	原則として要	7.7%	中小企業者		指定なし		国内	産業安全貸付	中小企業金融公庫	2－4
		5千2百万	常時	15年以内	原則として要	6.9%	会社 個人		指定なし		国内	産業安全衛生施設等整備資金（安全貸付）	国民金融公庫	7－5
20	中小企業の融合化のための設備資金	3億5千万	常時	15年以内	商工中金所定	長期プライムを下回る水準	商工中金に出資している組合・組合員		指定なし		国内	中小企業融合化促進特別貸付	商工組合中央金庫	11－3

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

（注1）利率は 当該年度においても変動するものがある。
（注2）従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
21	災害復旧のための設備資金	2千万（別枠）	常時	10年以内	原則として要	そのつど定める	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	災害貸付	国民金融公庫	9－2
		直接貸付1億 代理貸付5千万	常時	10年以内	原則として要	7.9%	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	災害復旧貸付	中小企業金融公庫	6－3
		1千万	災害発生日から3ヵ月以内	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	5.8%	被災企業者		6ヵ月以上		災害救助法適用地域内	商工業振興資金－災害復旧資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－4
		5千万	常時	7年以内	商工中金所定	6.0%	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	中小企業組織強化資金－災害復旧資金	愛知県商工部商工金融課	16－7
		資金の90%	常時	20年以内	原則として要	無利子	中小企業で組織された組合		指定なし		国内	中小企業高度化資金－災害復旧高度化事業	愛知県商工部商工金融課	20－5
22	経営の改善のための設備資金	5百万	常時	5年以内	不要	7.0%	小規模企業者	20人以下	1年以上		国内	小企業等経営改善資金（通称マルケイ資金）	国民金融公庫	7－2
23	経営強化のための設備資金	5千万	常時	10年以内	原則として要	7.0%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	長期経営強化資金	愛知県商工部商工金融課	16－5
		5百万（別枠）	平成3年3月31日まで	5年以内	原則として要	7.9%	中小企業者		指定なし		国内	経営基盤強化貸付	国民金融公庫	9－6
		直接貸付5千万 代理貸付2千万	常時	10年以内	原則として要	5.5%	中小企業者		指定なし		国内	経営基盤強化特別貸付	中小企業金融公庫	5－4
24	労働福祉のための設備資金	1億8千万（所要資金の85% 以内）	常時	10年以内	不動産等の担保 連帯保証人が必要	5.0% 又は 5.25%	安全衛生改善計画を実施する者		指定なし		国内	職場環境改善資金	労働基準監督署	16－11
25	中小企業の近代化のための設備資金	5千2百万	常時	15年以内	原則として要	7.9%	中小企業近代化促進法に基づく指定業種		指定なし		国内	中小企業近代化促進資金（近促貸付）	国民金融公庫	8－5

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金額の判定については 中小企業基本法による。

No	目　的	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
26	その他一般の設備資金	1千5百万	常時	7年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 企業組合－理事全員の連帯保証が必要	6.7%	会社 個人・医療法人 企業組合	工業 50人以下 商業 サービス業 30人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －通常資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は事業所がある市町村商工担当課	16－2
		5百万		5年以内	担保も必要	5.8%		工業 5人以下 商業 サービス業 2人以下				商工業振興資金 －特別小口資金	事業所が名古屋市外にある方は名古屋市中小企業指導センター振興課	16－3
		直接貸付 3千5百万 代理貸付 1千万	常時	10年以内	担保は必要に応じて必要 保証人は原則として1名以上必要	7.9%	会社 個人		指定なし		国内	国民金融公庫の一般貸付	国民金融公庫	7－1
		直接貸付 3億5千万 代理貸付 7千万	常時	10年以内 7年以内	担保は必要に応じて必要 保証人は原則として1名以上必要	7.9%	会社・個人 協同組合等	300人以下	指定なし	1億	国内	中小企業金融公庫の 一般貸付	中小企業金融公庫	5－5
		5千2百万	常時	13年以内	原則として要	7.9%	環境衛生関係		指定なし		国内	環境衛生金融公庫からの 委託貸付－一般貸付	愛知県衛生部 環境衛生課	10－1
		150億 15億	常時	15年以内	原則として組合役員等の連帯保証人 不動産等の担保が必要	8.4% 8.7%	組合 組合員		指定なし		国内	商工組合中央金庫の 一般貸付	商工組合中央金庫	11－1

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
27	先端技術設備・情報処理関連機器のための運転資金	直接貸与 1億9千万 代理貸与 7千万	常時	7年以内	原則として要	8 3%	先端技術を応用した製品の製造者等		指定なし		国内	新事業・技術振興貸付 －先端技術振興資金	中小企業金融公庫	2－2
28	新技術・新製品の開発のための運転資金	直接貸与 1億9千万 代理貸与 7千万	常時	7年以内	原則として要	7 7%	新技術の企業化 商業化を行う者		指定なし		国内	新事業・技術振興貸付 －新事業・技術企業化資金 －商品化試作資金	中小企業金融公庫	2－2
		5千万	常時	7年以内	原則として要 （信用保証付）	6 3%	会社 個人・協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －企業活性化資金 －技術・製品開発	愛知県商工部商工金融課	17－3
29	独立開業のための運転資金	7百万	常時	5年以内	原則として要 （信用保証付）	6 5%	会社・個人・協同組合等		指定なし		愛知県内	経済環境適応資金 －従業員独立開業資金	愛知県商工部商工金融課	17－8
		3千5百万	常時	5年以内	原則として要	7 9%	個人		指定なし		国内	従業員独立開業資金 （独立開業貸付）	国民金融公庫	8－3
		3千5百万	常時	5年以内	原則として要	7 9%	環境衛生関係		指定なし		国内	環境衛生金融公庫からの委託貸付－一般貸付	愛知県衛生部環境衛生課	10－1
30	新規開業のための運転資金	5百万	常時	5年以内	個人－2人以上 会社－代表者を含めて3人以上の連帯保証が必要	5 8% 6 6%	会社 個人 協同組合等	20人以下	6ヵ月未満		名古屋市内	開業資金	（財）名古屋市小規模事業金融公社	13－4
31	事業転換のための運転資金	5千万	常時	7年以内	原則として要 （信用保証付）	6 6%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －事業転換資金	愛知県商工部商工金融課	17－2
32	商工業の振興のための運転資金	1千5百万	常時	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 企業組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6 5%	会社 個人・医療法人・企業組合	工業 50人以下 商業 サービス業 30人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －通常資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－2
		1億	常時	5年以内	原則として要 （信用保証付）	6 3%	会社 個人		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －商業近代化資金	愛知県商工部商工金融課	17－4

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
33	貿易の振興のための運転資金	1千5百万	常時	6ヵ月内	原則として要（信用保証付）	5.7%	貿易商社・関連製造業者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－貿易振興資金	愛知県商工部商工金融課	17－5
		1千2百万	常時	6ヵ月内	原則として要	5.7%	会社 個人		1年以上		名古屋市内	貿易振興資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	13－1
34	地場産業の振興のための運転資金	5千万	常時	7年以内	原則として要（信用保証付）	6.3%	会社・個人協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－企業活性化資金－地場産業振興	愛知県商工部商工金融課	17－3
35	下請企業の振興のための運転資金	2千万	常時	5年以内	原則として要（信用保証付）	5.5%	下請中小企業者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－下請中小企業対策資金	愛知県商工部商工金融課	17－6
		直接貸付7億 代理貸付7千万	常時	7年以内	原則として要	6.9%	下請事業者・特定下請組合		指定なし		国内	下請対策貸付	中小企業金融公庫	5－3
36	構造改善のための運転資金	直接貸付7億 代理貸付7千万	常時	7年以内	原則として要	7.7%	構造改善技術開発等の事業計画者		指定なし		国内	構造改善貸付	中小企業金融公庫	5－1
		3千5百万	常時	5年以内	原則として要	7.9%	構造改善事業を行う者		指定なし		国内	構造改善貸付（構改貸付）	国民金融公庫	8－6
		5千万	常時	7年以内	原則として要（信用保証付）	6.6%	会社 個人協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金－事業転換資金	愛知県商工部商工金融課	17－2
37	季節資金・短期運転資金	2千万 3千万	夏季6～8月まで 年末10～12月まで	1年以内	原則として要	取扱金融機関所定	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	季節資金	愛知県商工部商工金融課	17－9
		2千万	常時	1年以内	個人一人以上 会社一代表者を含めて2人以上 企業組合一理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.0%	会社 個人 企業組合		6ヵ月以上		名古屋市内	短期経営資金	名古屋市信用保証協会本所	12－2

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

（注1）利率は 当該年度においても変動するものがある。
（注2）従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
38	小規模企業の事業発展のための運転資金	5百万	常時	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 企業組合－理事全員の連体保証が必要 担保も必要	5.8%	会社 個人 医療法人・ 企業組合	工業 5人以下 商業 サービス業 2人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －特別小口資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－3
		5百万	常時	5年以内	原則として要	6.6%	個人 会社	20人以下	6ヵ月以上		名古屋市内	名古屋市小規模事業金融公社の一般事業資金	（財）名古屋市小規模事業金融公社	19－1
39	中小企業の組織化等のための運転資金	1千万	常時	5年以内	商工中金所定	6.3%	高度化事業を実施する組合		指定なし		愛知県内	中小企業組織強化資金 －高度化事業資金－転貸	愛知県商工部商工金融課	16－9
		7千万	常時	5年以内	原則として要	7.3%	愛知県中小企業団体中央会の認定組合		指定なし		愛知県内	中小企業組織強化資金 －共同事業資金	愛知県商工部商工金融課	16－10
		3億	常時	1年以内	商工中金所定	同左	商工中金の融資対象資格があるもの		指定なし		愛知県内	中小企業組織強化資金 －運転資金	愛知県商工部商工金融課	16－6
		150億 15億	常時	10年以内	原則として組合役員等の連体保証人 不動産等の担保が必要	8.4% -- 8.7%	組合 -- 組合員		指定なし		国内	商工組合中央金庫の一般貸付	商工組合中央金庫	11－1
	複数の企業か団地を設置するための資金	資金の65%	常時	20年以内	原則として要	2.7%	商業 サービス業の組合	50人以下	指定なし	1千万	国内	中小企業高度化資金 ◎一般高度化事業	愛知県商工部商工金融課	20－1
							卸売業の組合	100人以下		3千万		－集団化事業 ・工場等集団化事業（工場団地） ・店舗等集団化事業（卸売団地） ・貨物自動車ターミナル等集団化事業 ・倉庫等集団化事業		
							鉱工業 その他の組合	300人以下		1億				
	共同の施設（アパートや事務所）を設置するための資金	資金の90%	常時	建設期間＋20年以内	原則として要	2.7%						－施設共同利用事業 ・工場共同利用事業（工場アパート団地） ・小売商業店舗共同利用事業（商業アパート団地） ・貨物自動車運送業事業所共同利用事業 ・建設業事業所共同利用事業		20－2

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

（注1）利率は 当該年度においても変動するものがある。
（注2）従業員数 資本金額の定義については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
	既存の商店街を街ぐるみて改善するための資金	資金の ６５％	常時	20年以内	原則として要	２７％	商業 サービス業の組合 卸売業の組合 製造業 その他の組合	50人以下 100人以下 300人以下	指定なし	１千万 ３千万 １億	国内	中小企業高度化資金 ◎一般高度化事業 －商店街近代化事業 ・小売商業商店街近代化事業 ・卸売業商店街近代化事業	愛知県商工部商工金融課	20－７ 20－３
	共同店舗設置資金	資金の ６５％	常時	15年以内	原則として要	２７％						・小売商業店舗共同化事業（共同店舗）		20－12
	複数の小売業者か経営の近代化を図る資金	資金の ６５％	常時	15年以内	原則として要	２７％						・小売商業連鎖化事業（ナショナルチェーン）		20－11
	共同販売・共同保管等のための共同施設事業資金	資金の ６５％	常時	15年以内	原則として要	２７％						・共同施設事業		
	公害防止設備等を組合員にリースする目的て組合かそれをまとめて購入する資金	資金の ６５％ 資金の ８０％	常時	15年以内	原則として要	２７％ 無利子						－設備リース事業 ・公害防止設備リース事業 ・省資源・省エネルギー設備リース事業 ・安全衛生設備リース事業 ・事業転換設備リース事業		20－４
40	特定地域の中小企業対策のための運転資金	３千５百万	平成2年12月31日まて	５年以内	原則として要（信用保証付）	４ 35％又は５ 5％	特定地域者		６ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －特定地域対策特別資金	愛知県商工部商工金融課	17－７
		直接貸付 １億９千万 代理貸付 ７千万	常時	７年以内	原則として要	６ 9％	特定地の製造業者 情報サービス業者		指定なし		国内	地域産業振興貸付 －特定地域振興資金	中小企業金融公庫	３－１
41	地域の活性化のための運転資金	直接貸付 １億９千万	平成6年3月31日まて	７年以内	原則として要	７ 6％	新事業を行うかた		指定なし		国内	地域中小企業活性化貸付 －ふるさと創造企業育成融資	中小企業金融公庫	５－２
		直接貸付 １億９千万 代理貸付 ７千万	常時	７年以内	原則として要	７ 8％	地域振興対策に関連する方		指定なし		国内	地域産業振興貸付 －地域活性化資金	中小企業金融公庫	３－３
42	中小企業の融合化のための運転資金	２億	常時	７年以内	商工中金所定	長期プライムを下回る水準	商工中金に出資している組合・組合員		指定なし		国内	中小企業融合化促進特別貸付	商工組合中央金庫	11－３

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度よりあいても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目的（使途）	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
43	災害復旧のための運転資金	2千万（別枠）	常時	10年以内	原則として要	そのつど定める	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	災害貸付	国民金融公庫	9－2
		直接貸付 1億 代理貸付 5千万	常時	10年以内	原則として要	7.9%	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	災害復旧貸付	中小企業金融公庫	6－3
		1千万	災害発生日から3ヵ月以内	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上 組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	5.8%	被災企業者		6ヵ月以上		災害救助法適用地域内	商工業振興資金－災害復旧資金	愛知県商工労商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課 事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－4
		5千万	常時	5年以内	商工中金所定	6.0%	被災企業者		指定なし		災害救助法適用地域内	中小企業組織強化資金－災害復旧資金	愛知県商工部商工金融課	16－7
		資金の90%	常時	20年以内	原則として要	無利子	中小企業で組織された組合		指定なし		国内	中小企業高度化資金－災害復旧高度化事業	愛知県商工部商工金融課	20－5
44	経営の改善のための運転資金	4百50万	常時	3年以内	不要	7.0%	小規模企業者	20人以下	1年以上		国内	小企業等経営改善資金（通称マルケイ資金）	国民金融公庫	7－2
45	経営強化のための運転資金	5千万	常時	7年以内	原則として要	7.0%	会社 個人 協同組合等		6ヵ月以上		愛知県内	長期経営強化資金	愛知県商工部商工金融課	16－5
		5百万（別枠）	平成3年3月31日まで	3年以内	原則として要	7.9%	中小企業者		指定なし		国内	経営基盤強化貸付	国民金融公庫	9－6
		直接貸付 5千万 代理貸付 2千万	常時	7年以内	原則として要	5.5%	中小企業者		指定なし		国内	経営基盤強化特別貸付	中小企業金融公庫	5－4

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は　当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数　資本金欄の空白については　中小企業基本法による。

No	目　的	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
46	経営安定のための運転資金	3千万	常時	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上　協同組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	5.7%	個人　会社 協同組合等		1年以上		名古屋市内	経営安定資金 －関連倒産防止資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－3
		3千万	常時	5年以内	原則として要 （信用保証付）	5.7%	中小企業者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －経営安定　関連倒産防止資金	愛知県商工部商工金融課	17－1
		直接貸付 3億5千万 代理貸付 7千万	常時	7年以内	原則として要	7.9%	一時的に悪化をきたしている中小企業者		指定なし		国内	経営支援貸付	中小企業金融公庫	6－2
47	倒産防止のための運転資金	3千万	常時	5年以内	個人－1人以上 会社－代表者を含めて2人以上　協同組合－理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	5.7%	個人　会社・ 協同組合等		1年以上		名古屋市内	経営安定資金 －環境適応資金	名古屋市中小企業指導センター振興課	12－4
		3千万	常時	5年以内	原則として要 （信用保証付）	5.7%	中小企業者		6ヵ月以上		愛知県内	経済環境適応資金 －経営安定　関連倒産防止資金	愛知県商工部商工金融課	17－1
		直接貸付 5千万 代理貸付 5千万	常時	7年以内	原則として要	7.9%	一時的に悪化をきたしている中小企業者		指定なし		国内	倒産対策貸付	中小企業金融公庫	6－1
		1千万 （別枠）	常時	5年以内	原則として要	7.9%	一時的に悪化をきたしている中小企業者		指定なし		国内	中小企業倒産対策資金 （倒産対策貸付）	国民金融公庫	8－7
48	消費税関係のための運転資金	直接貸付 5千万 代理貸付 2千万 （別枠）	常時	7年以内	原則として要	5.0%	消費税導入に伴い事務組織を図ろうする中小企業者		指定なし		国内	消費税導入円滑化貸付 －納税事務処理対策資金	中小企業金融公庫	6－4
		5百万 （別枠）	平成3年3月31日まで	3年以内	原則として要	5.5%	事務組織を図ろうとする者		指定なし		国内	消費税導入円滑化貸付	国民金融公庫	9－5

『目的（使途）から見た融資制度一覧表』

(注1) 利率は 当該年度においても変動するものがある。
(注2) 従業員数 資本金欄の空白については 中小企業基本法による。

No	目　的	融資限度額	申込期間	融資期間	担保・保証人	利率	融資対象	従業員数	事業年数	資本金	事業所在地	制度名	取扱機関	備考
49	組合事業関係のための運転資金	1千2百万	常時	1年以内	商工中金所定	同左	組合・組合員		指定なし		名古屋市内	組合事業資金	商工組合中央金庫	13－2
		1千万	常時	6ヵ月内	原則として要	6.8%	組合員		指定なし		愛知県内	信用組合融資促進資金	愛知県商工部商工金融課	17－10
50	中小企業の近代化のための運転資金	3千5百万	常時	5年以内	原則として要	7.9%	中小企業近代化促進法に基づく指定業種		指定なし		国内	中小企業近代化促進資金（近促貸付）	国民金融公庫	8－5
51	その他一般の運転資金	1千5百万	常時	5年以内	個人一1人以上 会社一代表者を含めて2人以人 企業組合一理事全員の連帯保証が必要 担保も必要	6.5%	会社 個人 医療法人 企業組合	工業 50人以下 商業・サービス業 10人以下	6ヵ月以上		愛知県内	商工業振興資金 －通常資金	愛知県商工部商工金融課 事業所が名古屋市外にある方は 事業所がある市町村商工担当課	16－2
		5百万				5.8%		工業 5人以下 商業 サービス業 2人以下				商工業振興資金 －特別小口資金	事業所が名古屋市内にある方は 名古屋市中小企業指導センター振興課	16－3
		直接貸付 3千5百万 代理貸付 1千万	常時	5年以内	担保は必要に応じて必要 保証人は原則として1名以上必要	7.9%	会社・個人		指定なし		国内	国民金融公庫の一般貸付	国民金融公庫	7－1
		直接貸付 1億8千万 代理貸付 7千万	常時	5年以内 5年以内	担保は必要に応じて必要 保証人は原則として1名以上必要	7.9%	会社・個人 協同組合等	300人以下	指定なし	1億	国内	中小企業金融公庫の一般貸付	中小企業金融公庫	5－5
		3千5百万	常時	5年以内	原則として要	7.9%	環境衛生関係		指定なし		国内	環境衛生金融公庫からの委託貸付－一般貸付	愛知県衛生部 環境衛生課	10－1
		150億 15億	常時	10年以内	原則として組合役員等の連体保証人 不動産等の担保が必要	8.4% 8.7%	組合 組合員		指定なし		国内	商工組合中央金庫の一般貸付	商工組合中央金庫	11－1

資料５．地域産業政策
コンサルティングシステムの
概念設計書

［ 目 次 ］

1.	目的	227
2.	設計方針	227
3.	システム概要	229
4.	システム概念図	230
5.	各部機能概要	231
6.	利用者側から見た入力・出力概要	234
7.	知識ベースの概念	235
8.	産業政策データベースの概念	239
9.	処理概略フロー	241
10.	概念設計にあたって	244

1．目的

本ノステムは、オンラインネットワークを利用しかつ最新の情報処理技術を活用して、商工会議所など業界団体等の指導的機関の相談窓口担当者又はコンサルタントの産業政策の適用を、アトハイスする業務の支援を行う。
又、一般の紹介のために、国・県・市より提供されている産業政策及び制度に関する情報提供を行う。

2．設計方針

2 1 利用対象者

専門領域以外の相談に対してコンサルテーションを行う者、及び産業政策情報に関するある程度の知識を有する者

2 2 利用方法

（1） コンサルティング業務の支援

（2） 産業政策及び制度の案内（カイダンス）

2 3 ノステム構成

本ノステムは、ノステムの中核となるホスト機と商工会議所なと指導的機関に設置された端末装置を、通信回線て結ふ構成とする。
運用に関しては、ホスト機担当のノステム管理者か配置され、定期的にノステムのメンテナンスを行う。

2 4 ノステム範囲

（1） ホスト側においては、各端末から送られてきた入力データ（相談内容・企業情報・ノステムからの質問に対する回答等）をもとに、適切と思われる産業政策及び制度の提示を行う。
但し、本ノステムて提示した産業政策及び制度は、実際に適用し利用可能かとうかの最終的な判断は相談窓口担当者又はコンサルタントか行う。

（2） 端末側においては、相談窓口担当者又はコンサルタントによって、相談内容等の入力処理と、妥当と思われる産業政策及び制度の出力処理を行う。

（3） 本ノステムにおいて取り扱う知識ヘース及びデータヘース等のデータ類は、全てホスト側て集中管理する方式とする。

（4） 本ノステムを使用してコンサルティングを行う利用者は、産業政策に対して一応の知識を持った人とする。

（５）　知識獲得は、基本的に相談窓口担当者又はコンサルタントから提供された情報をホストに蓄積し、それをもとにホスト側のシステム管理者か、随時所定のツールを用いて獲得する。
但し、端末側にも専門家がいた場合は、端末側からも直接ホスト内部のツールを使用して、獲得可能とする。
尚、この場合は、特定のパスワートによって行う。

２　４　使用機器

（１）　ホスト側

ホスト側マシンについては、ワークステーションもしくはそれと同等の機種とする。

（２）　端末側

原則として、現在商工会議所及び業界団体等の指導的機関て、使用しているパソコン又はワークステーションとする。

（３）　通信装置及び通信回線

データの転送速度等を考慮して、専用の通信装置及び通信回線（ＩＳＤＮ）を使用する。

３．システム概要

本ノステムは、中部地区における中小企業者からの相談内容（経営・技術・金融労務等に関する内容）に対して、妥当と思われる産業政策及び制度の提示を行うものてある。

中小企業者からの相談を受けた業界団体等の指導的機関の窓口担当者又はコンサルタント等か、相談内容及び相談者の企業情報等を端末側から入力すると、オンラインネットワークによって入力データかホスト側に送られ、相談内容の分析等を行った結果、妥当と思われる産業政策及び制度の選択を行い、適切と思われる順に提示する。

又、アトハイス機能として、適切な産業政策及び制度か適用てきない場合においても、との条件を改善すれば適用可能なのかを提示し、必要に応して関連する制度間の比較を行う。

更に、必要に応じて、外部のオンラインデータヘースから、データの検索処理も行える。

ホスト側て処理した結果は、端末側て表示するものとし、端末側からの要求によっては、直接ＦＡＸへの出力も可能てある。

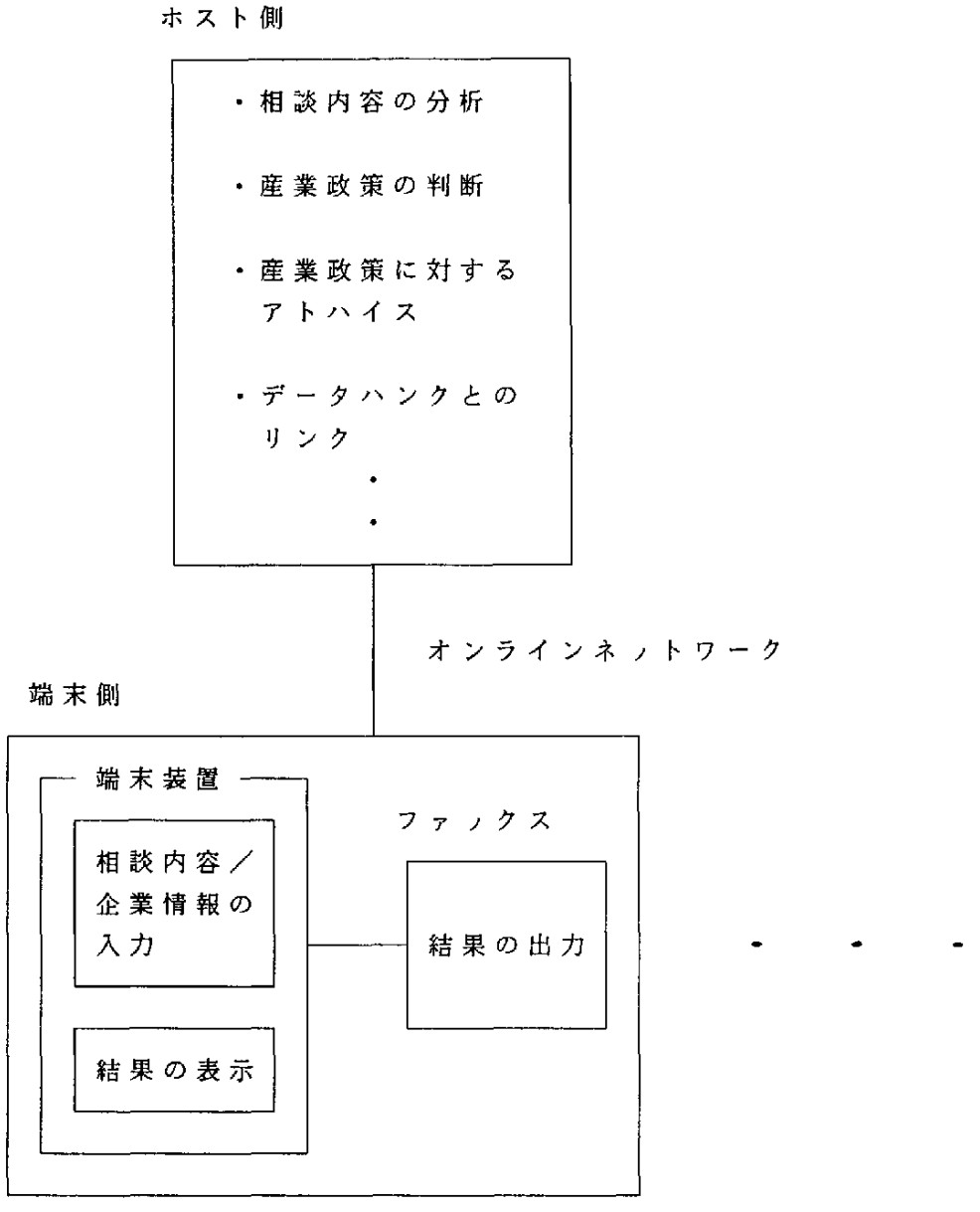

4　システム概念図

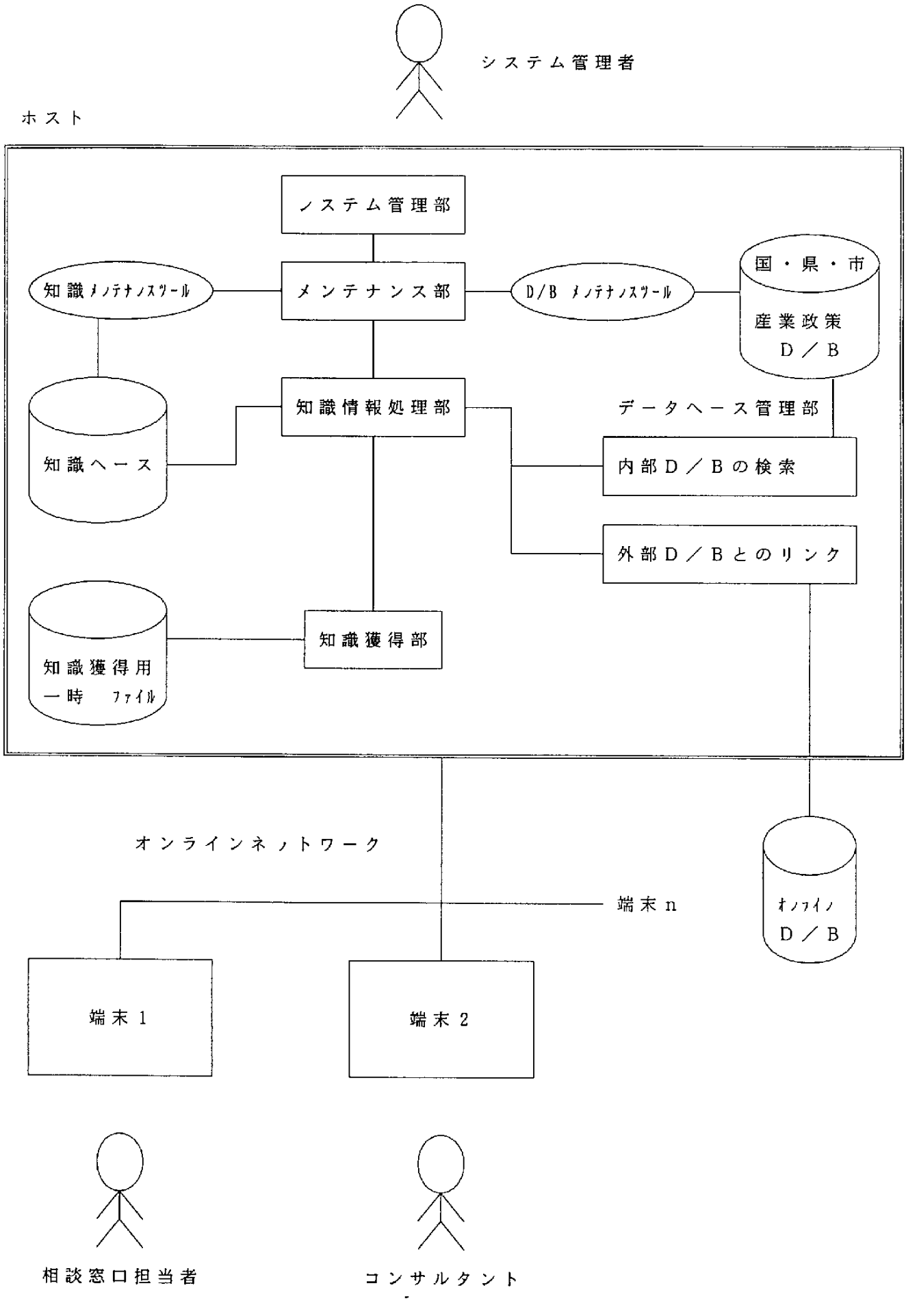
システム管理者
ホスト
システム管理部
知識メンテナンスツール
メンテナンス部
D/B メンテナンスツール
国・県・市
産業政策
D／B
知識情報処理部
データベース管理部
知識ベース
内部D／Bの検索
外部D／Bとのリンク
知識獲得用
一時　ファイル
知識獲得部
オンラインネットワーク
端末n
オンライン
D／B
端末1
端末2
相談窓口担当者
コンサルタント

5．各部機能概要

5　1　運用に関する機能概要

5　1　1　ホスト側機能概要

マウス及びウィンドウシステム等を使用したマンマシンインタフェースによって、以下の機能を可能とする。

（1）　システム管理部

1）　運用状況などを確認するためのモニタ表示

2）　運用／メンテナンスの状態制御

3）　稼働実積

4）　統計処理

（2）　知識情報処理部

1）　入力データをもとにした相談内容の分析

2）　妥当と思われる産業政策及び制度の選択

3）　選択された産業政策及び制度に対する適用評価

4）　適用可能な産業政策及び制度かない場合に対する克服条件のアドバイス
（との条件を改善すれば適用可能かを提示する。又、必要に応して関連する制度間の比較も行う。）

5）　各ローカル地区固有の産業政策及び制度間の比較

6）　知識獲得用一時ファイルの蓄積

7）　推論過程の蓄積

（3）　データベース管理部

1）　内部データベース（産業政策及び制度の詳細情報）の検索

2）　外部のオンラインデータベースとのリンク

（4）　付加機能

1）　ＦＡＸサービス

2）　電子メール

3）　電子掲示板

5　1　2　端末側機能概要

マウス及びメニュー等を用い対話形式によるマンマンンインタフェースによって、以下の機能を可能とする。

1）　ホストから送られてきたデータのメニュー化

2）　相談内容・企業情報・ンステムからの質疑応答等の入力

3）　出力結果に対する不足・不備な点の指摘入力及びそれらを、ホスト側の知識獲得用一時ファイルへの転送
（ホスト側の知識ヘースに対する指摘及びその対策内容をホスト側の知識獲得用一時ファイルに格納）

4）　推論過程の表示

5）　知識ヘースのメンテナンス（登録・修正・削除）

・　特定のパスワートを入力することにより、ホスト側のメンテナンス用インタフェースの一部及びツールを使用して、直前に処理した推論過程に伴う知識及びそれに関連する知識についてメンテナンスを行う。

6）　付加機能

①　電子メール

②　電子掲示板

③　指導内容の履歴管理

④　ＦＡＸサーヒス

5　2　メンテナンスに関する機能概要

5　5　2　ホスト側機能概要

マウス及びウィントウシステム等を使用した、対話形式のマンマンンインタフェースによって、各メンテナンスエディタで以下の機能を可能とする。

1）　知識獲得一時ファイルをもとに、知識メンテナンスツールによるコンサルティング知識等のメンテナンス（登録・修正・削除）

2）　データベースメンテナンスツールによる産業政策データベースのメンテナンス（登録・修正・削除）

3）　整合確認
・メンテナンスによって、知識ベース及び産業政策データベースに矛盾か発生しないかとうかのチェック

4）　端末の増減によるシステムメンテナンス

5）　メンテナンス後の確認テスト（端末シュミレート）

6）　メンテナンス記録の蓄積

6．利用者側から見た入力・出力概要

6　1　入力概要

基本的には、階層的なメニュー方式を使用することを前提とする。
入力を促すシステムからの質問方式は、それまでに入力されたデータをもとに変化するものとし、結果を導くための必要最小限のものとする。

1）　相談者の企業情報（業種・従業員数等）

2）　相談内容

・相談内容に関する質疑応答
・産業政策に導く為の条件

3）　克服条件の選択

4）　知識の追加要求

6　2　出力概要

1）　相談内容に対して妥当と思われる産業政策及び制度（適用可能順）

2）　克服条件及び克服後に適用可能と思われる制度及ひそれらの比較

3）　適用可能な産業政策及び制度の概要及びその詳細情報

4）　申込書記入例

7．知識ベースの概念

知識ヘースは、コンサルティングを行うコンサルティング知識（専門的知識を持った各分野ごとの知識及び相談内容を分析するための分析知識）と、コンサルティングの結果、妥当と思われる産業政策及び制度に対しての、評価を行う政策・制度適用評価知識によって構成される。
又、コンサルティング知識は、それぞれの概念か関係付けられている。

7　1　知識ヘースの概念図

知識ヘース

コンサルティング知識

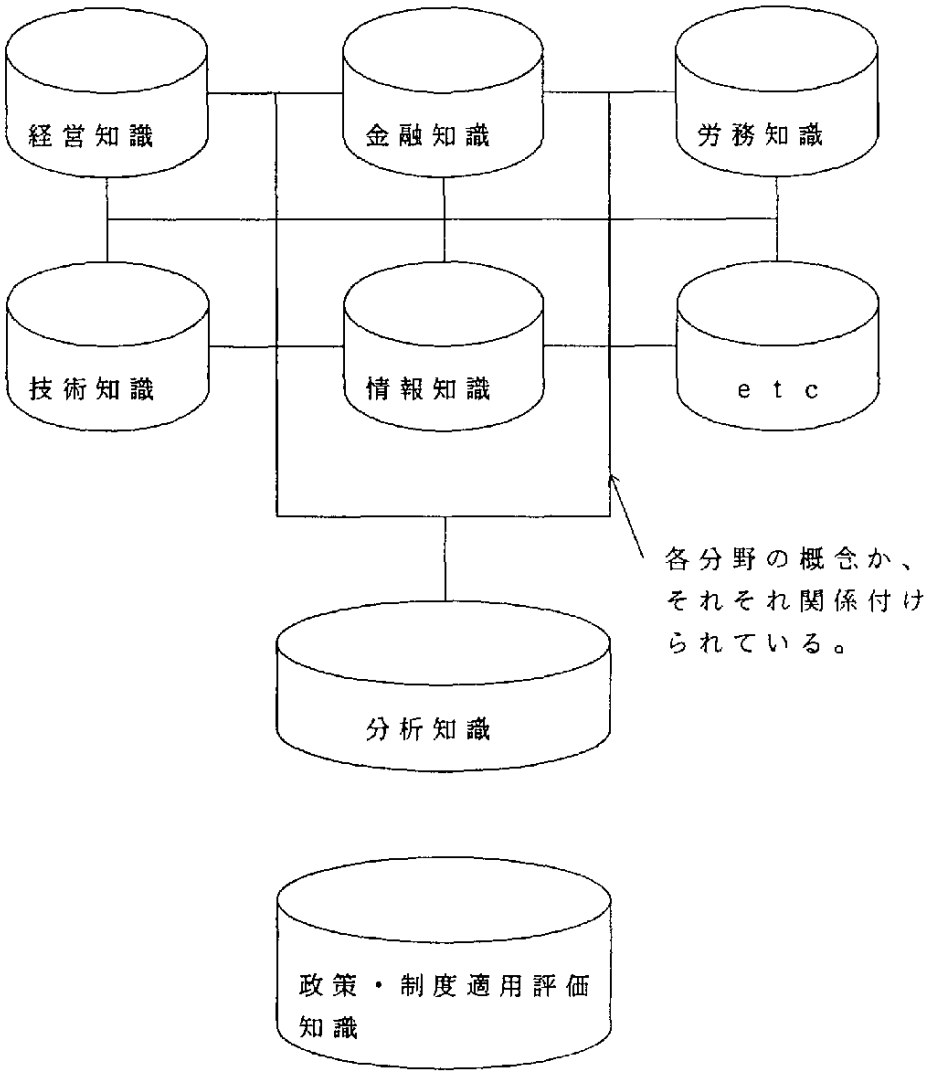

7　2　知識の獲得

ンステムから提示された産業政策及び制度に対して、不足・不備な点かあった場合は、ホスト側のンステム管理者又は端末側の専門家によって、知識を獲得する。

7　2　1　ホスト側のンステム管理者による知識獲得

相談窓口担当者又はコンサルタントは、ンステムからの結果に対する不足・不備な点の指摘（何か不足・不備なのか）及びそれに対する改善内容を、ホスト側の知識獲得用一時ファイルに転送する。
ンステム管理者は、端末側からの連絡により知識獲得用一時ファイルをもとに、知識ヘースと整合確認を行い矛盾かなければ、知識メンテナンス用エディタで、知識ヘースのメンテナンス（登録・修正・削除）を行う。
又、知識ヘースと整合確認の結果、矛盾かあった場合は情報を提供した端末側に内容の確認依頼を行う。

7　2　2　端末側の専門家による知識獲得

端末側からの知識獲得は、特定のパスワートを持って行うものとする。
端末側の専門家は、ンステムからの結果に対する不足・不備な点の改善知識をホスト側の知識メンテナンス用エディタ及び、ツールを使用して知識ヘースのメンテナンス（登録・修正・削除）を行う。
又、知識ヘースと整合確認の結果、矛盾かあった場合は再度専門家によって入力した内容の確認を行う。

7　2　3　獲得手順

（1）　ホスト側のシステム管理者による獲得手順

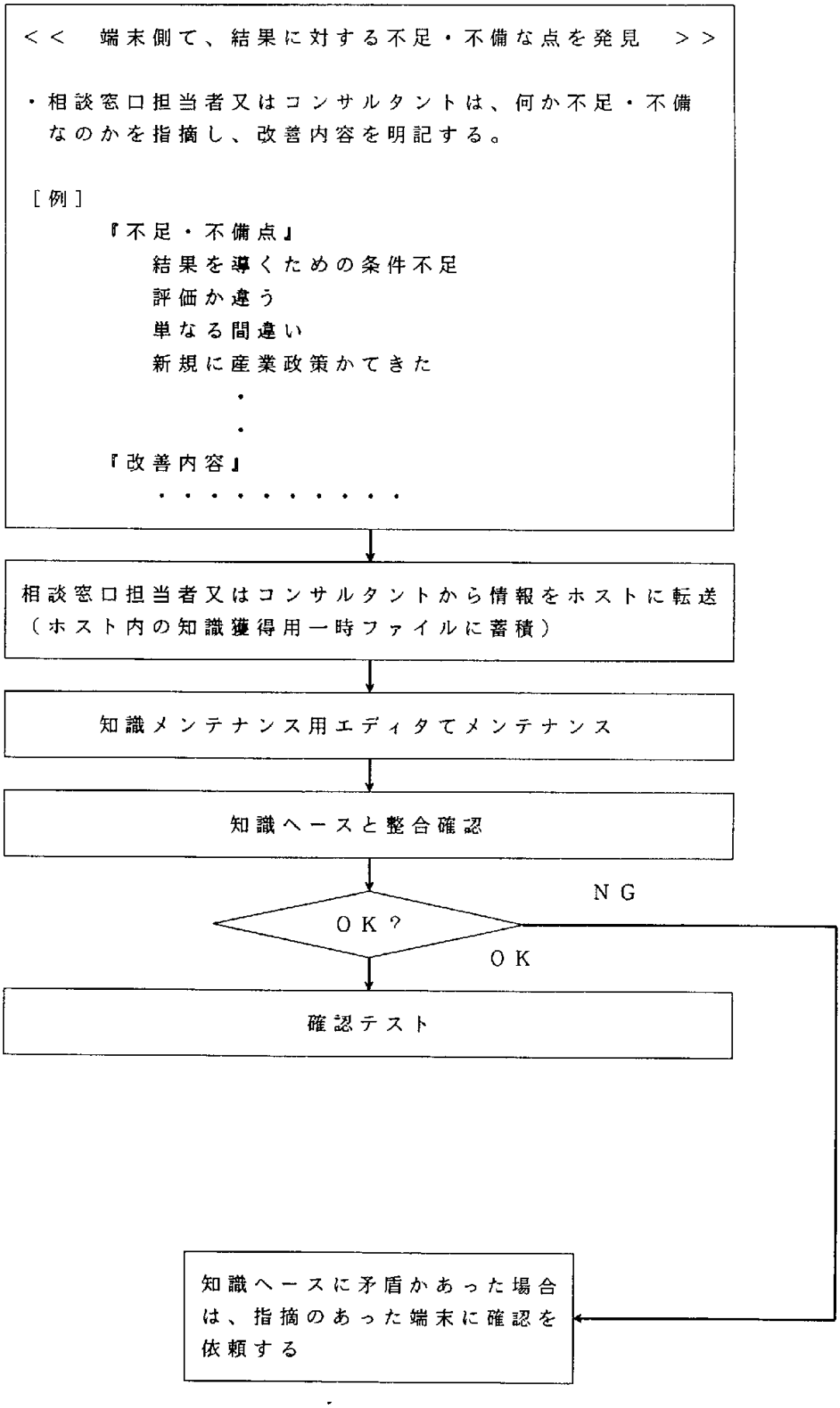

（２）　端末側の専門家による獲得手順

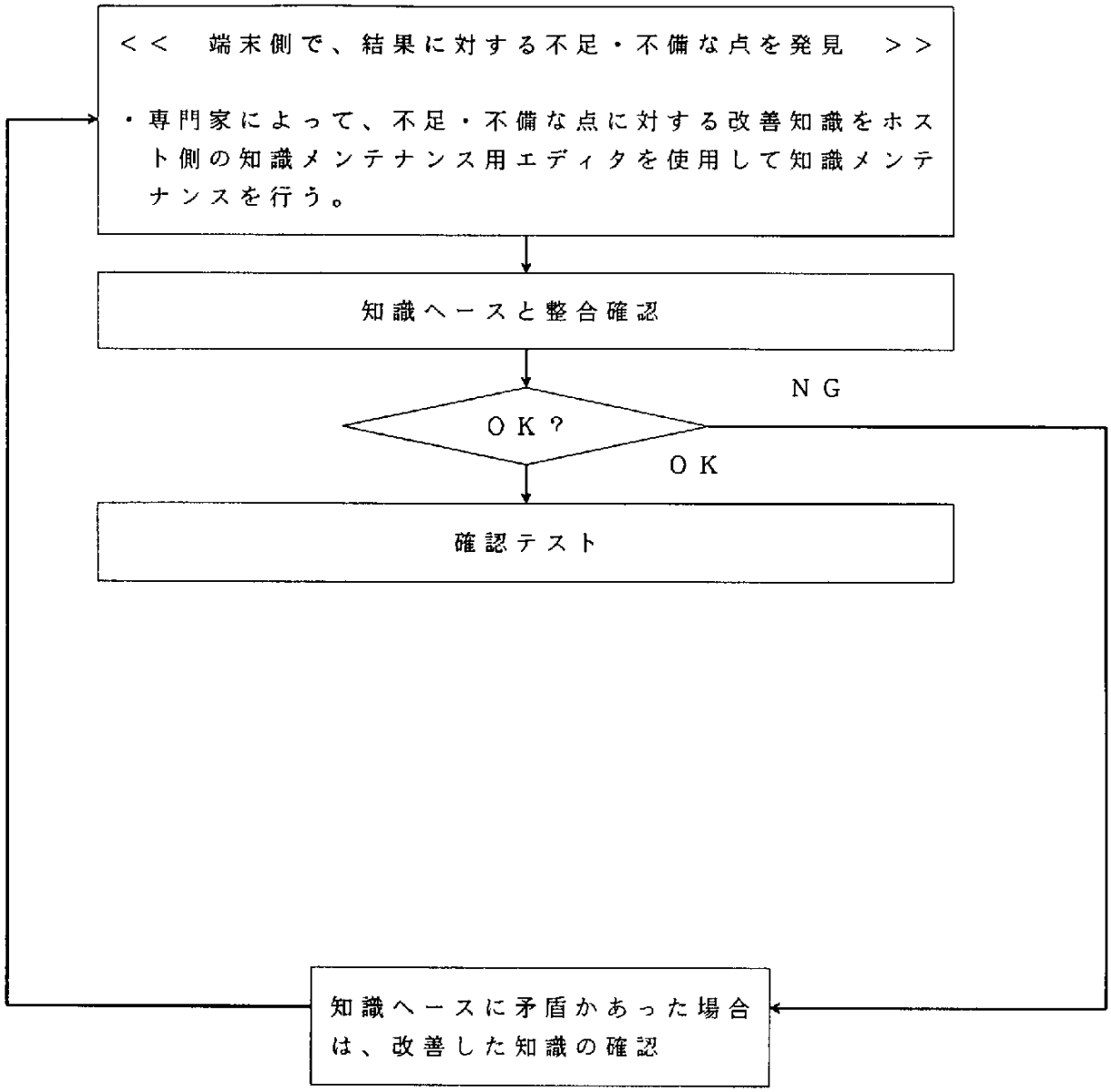

8．産業政策データベースの概念

産業政策データベースは、相談内容に対して妥当と思われる産業政策及び制度の概要と、それに関係する詳細情報を持つ。
尚、政策・制度の概要とそれぞれの詳細情報は、キーワートによって関連付けられている。

8　1　産業政策データベース概念図

産業政策データベース

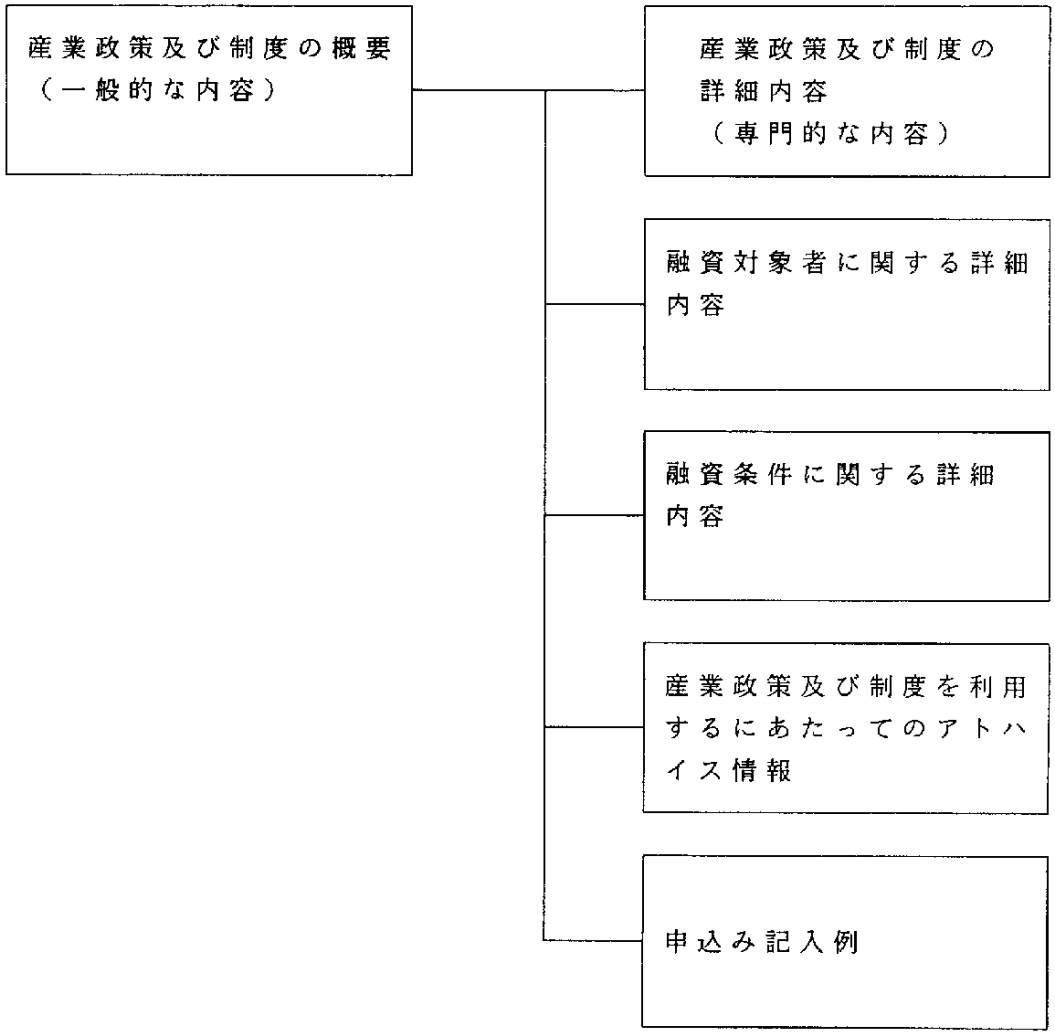

8　2　産業政策データベース概要（一般的な内容）

［例］

制度名	中小企業設備近代化資金
取扱機関	愛知県中小企業総合指導所 住所　名古屋市中村区名駅４－４－３９ （愛知県中小企業センター６Ｆ） 電話　０５２－５６１－４１２１
政策概要	中小企業か生産性の向上・コストの低下等競争力を強化して経営の安定を図るものてある。
融資対象者	愛知県内に工場又は事業所を有し同一事業を２年以上営む中小企業者て、毎年国か指定する機械金属工業・軽工業・繊維工業・農林水産業・鉱業及び小売業等の対象業種の属するもの
資金使途	設備（但し、国か対象業種毎に定める新品の機械設備てあり近代化に役立つもの）
融資条件	〔融資金額〕　５０万円～３０００万円 （但し、機械設備の１／２以内） 〔融資期間〕　５年間 （但し、公害防止設備の一部は１２年） 〔利率〕　無利子 〔担保・保証人〕　連帯保証人２人以上 担保は必要に応して要
申込期間	５月１日～５月３１日まて
備考	平成２年度現在

9　コンサルティング処理概略フロー

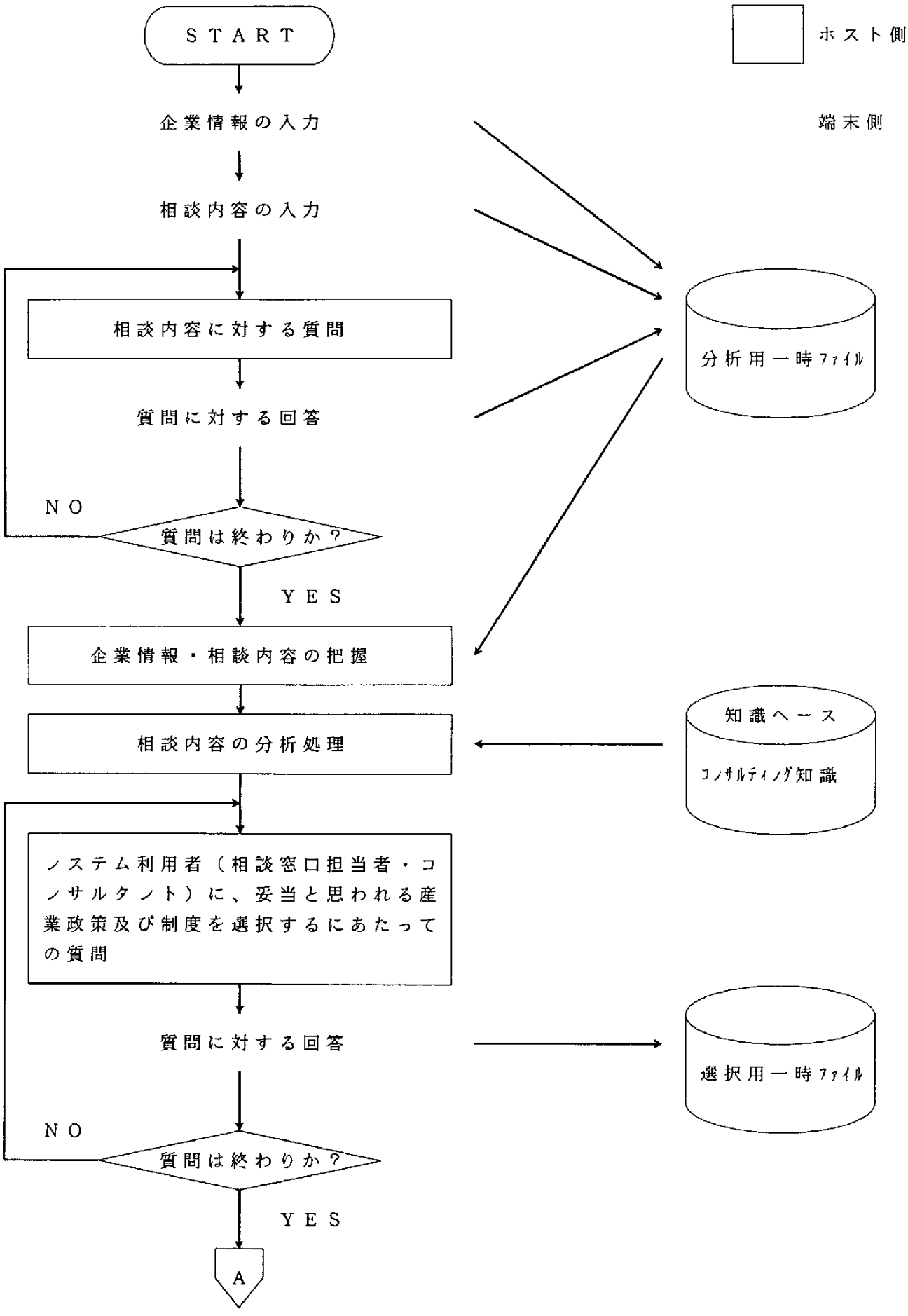

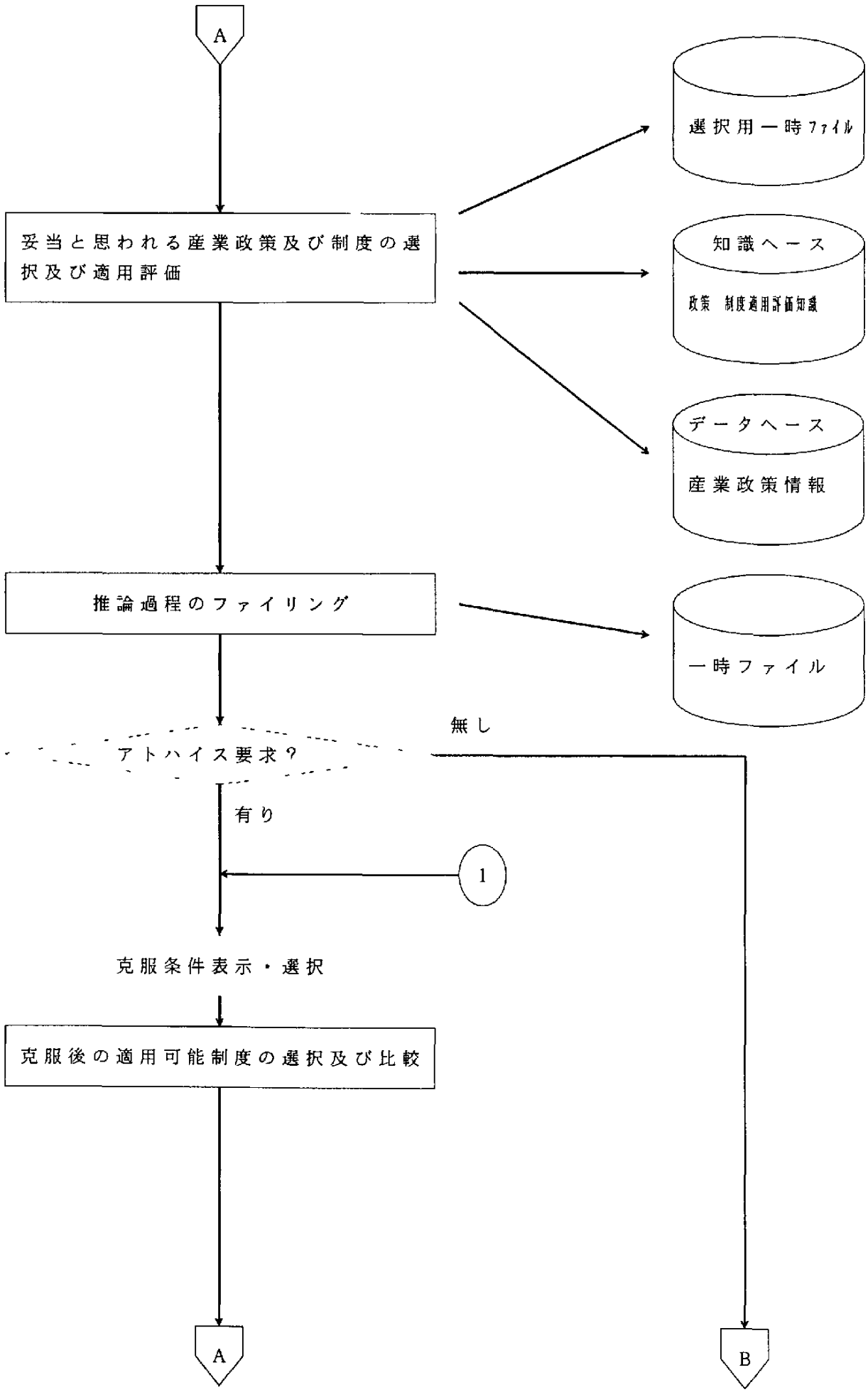
A
選択用一時ファイル
妥当と思われる産業政策及び制度の選択及び適用評価
知識ベース
政策 制度適用評価知識
データベース
産業政策情報
推論過程のファイリング
一時ファイル
無し
アトハイス要求？
有り
1
克服条件表示・選択
克服後の適用可能制度の選択及び比較
A
B

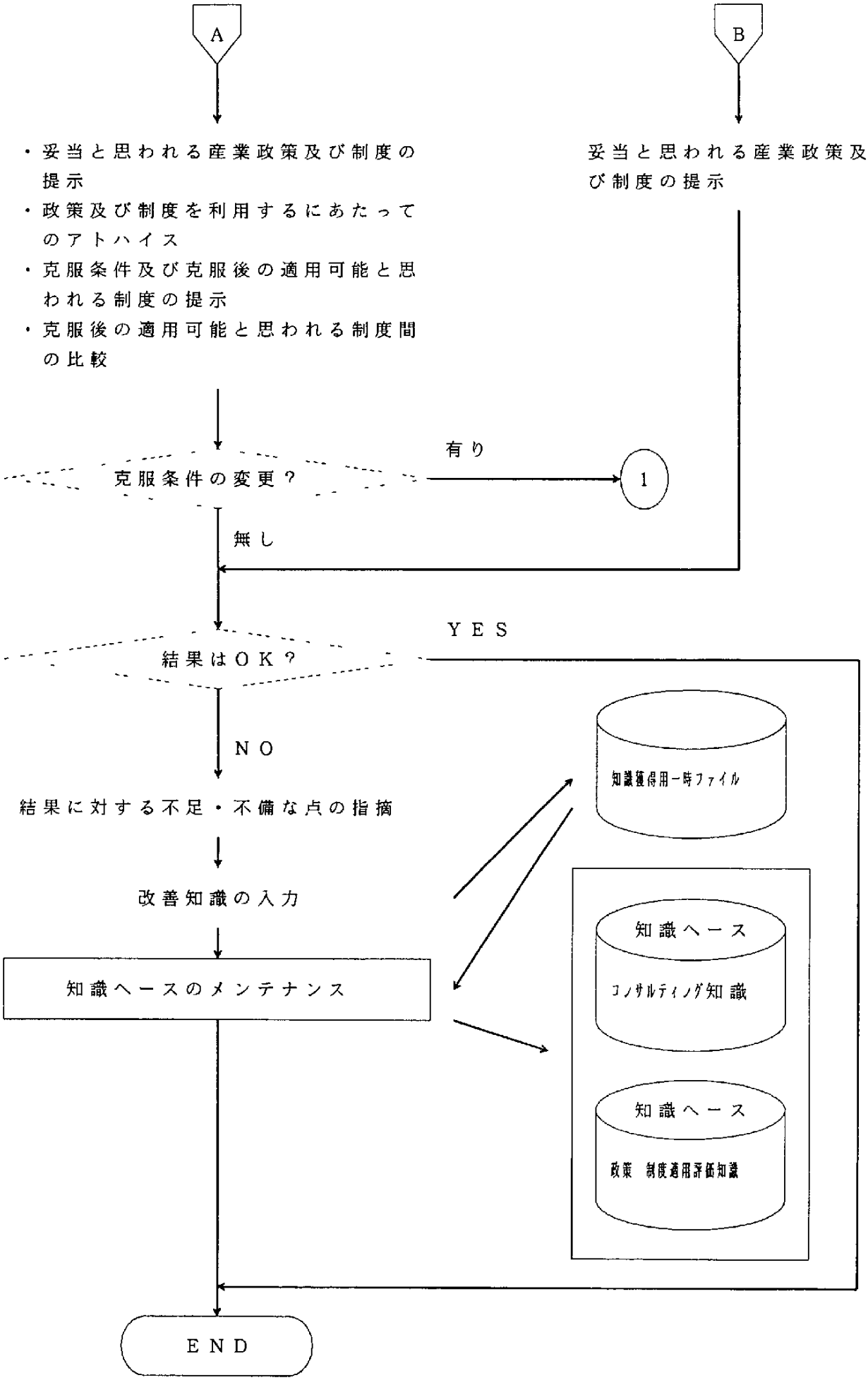
A
B
・妥当と思われる産業政策及び制度の提示
・政策及び制度を利用するにあたってのアトハイス
・克服条件及び克服後の適用可能と思われる制度の提示
・克服後の適用可能と思われる制度間の比較
妥当と思われる産業政策及び制度の提示
克服条件の変更？
有り
1
無し
結果はＯＫ？
ＹＥＳ
ＮＯ
結果に対する不足・不備な点の指摘
改善知識の入力
知識ベースのメンテナンス
知識獲得用一時ファイル
知識ベース
コンサルティング知識
知識ベース
政策　制度適用評価知識
ＥＮＤ

１０．概念設計にあたって

本資料は、以下の調査結果及び文献を参考に概念設計を行ったものてある。

（１）　調査結果

１）　先進的コンサルティンクンステム調査結果
２）　コンサルティングを受ける側のニーズ調査結果
３）　地域産業政策情報の整理結果
４）　コンサルティング知識の整理結果

（２）　参考文献

１）　中小企業施策のあらまし　（中小企業庁）
２）　中小企業施策利用の手引　（愛知県商工部）
３）　商工ハントブック　（名古屋市）
４）　中小企業のための金融の手びき　（名古屋市）
５）　事業活性化マニュアル　（中部産業活性化センター）

禁無断転載

平成３年３月発行
発行所　財団法人　日　本　情　報　処　理　開　発　協　会
東京都港区芝公園 3丁目 5番 8号
機械振興会館内
Ｔｅｌ　（３４３２）９３７２

０２－Ｒ００３